

公募研究シリーズ

⑤2

社会連帯における 子育て支援の役割機能

—幼稚園・保育所・認定
こども園の役割機能—

手塚 崇子

川村学園女子大学 講師

全労済協会

発刊にあたって

本報告誌は、2013年度の全労済協会公募委託調査研究テーマ「絆の広がる社会づくり」で採用となった、「社会連帯における子育て支援の役割機能－幼稚園・保育所・認定こども園の役割機能－」の成果です。

現在、日本は少子高齢化の進行により、生産年齢人口の減少、社会保障費の増大など、さまざまな課題が山積しています。その対策として、出生率を上げるための議論などもなされていますが、共働き世帯の増加に伴う保育所の待機児童の問題や、核家族化による子育ての孤立化など、子育てに関する問題も山積しており、解決は簡単ではありません。

これらの問題が重視され、2015年4月には子ども・子育て支援法が施行となり、社会保障制度が子育て分野にも広がることとなりました。しかし、新制度では幼保連携型認定こども園の普及が推進されることとなりましたが、地域により幼稚園や保育所の数・役割・立地条件・補助などが異なり、新システムへの移行については今後も困難が伴うことが予想されます。

そのような中、本研究では、女性の就労率が高く、保育・教育水準も高く、繋がりが重んじられているといわれている福井県を調査対象とし、その中でも永平寺町・鯖江市・小浜市という3つの特徴的な市町村について、2015年4月の支援法施行以前の事例を調査しました。調査は、保育者・保護者・施設・地域などへの聞き取り調査およびアンケート調査を行い、それぞれの連携の実態と課題を明らかにし、社会連帯による地域の子育て支援に必要な人材や連携の方法を見出し、地域に根ざした社会連帯による子育て支援を検討することを目的としました。

各市町村の特徴は、永平寺町：全ての乳幼児施設の幼保一元化や地域の人材を活用した子育て支援、鯖江市：地域住民が自ら組織を立ち上げて開園した認定こども園、小浜市：「食のまちづくり」を通じた子育て支援、となっており、調査によってこれらの現在までの経過や保育者・保護者・施設・地域との連携、工夫点や成功例、実態と課題等を明らかとしています。

また、各市町村の調査結果から、乳幼児施設のあり方として、子どもと保護者を中心とした支援や連携の構築が必要であると述べ、さらに今後は、どのような種類の施設で就学前教育・保育を行うかではなく、どのような子ども支援・保護者支援のパッケージを各専門職や地域住民と連携して市町村が構築できるかが重要な課題であり、そのための日々の連携の重要性を述べています。

本報告誌が、子ども・子育て支援新制度に関連した課題のみならず、少子高齢化社会が抱える課題の解決の一助となれば幸いです。

「公募委託調査研究」は、勤労者の福祉・生活に関する調査研究活動の一環として、当協会が2005年度から実施している事業です。勤労者を取り巻く環境の変化に応じて毎年募集テーマを設定し、幅広い研究者による多様な視点から調査研究を公募・実施することを通じて、広く相互扶助思想の普及を図り、もって勤労者の福祉向上に寄与することを目的としています。

当協会では研究成果を「公募研究シリーズ」として順次公表しています。

(財) 全労済協会

第1章 はじめに	1
1. 研究の背景	1
2. 研究の方法	1
第2章 福井県永平寺町の早期幼保一元化への取り組み	
―旧松岡町の幼保一元化の取り組みから―	3
1. 福井県永平寺町について	3
2. 幼保一元化への取り組み	3
3. 旧松岡町の幼保一元化の背景	3
(1) 旧松岡町について	3
(2) 幼児対策室の設置	3
4. 旧松岡町の幼児教育推進に関する幼児教育審議会答申	5
(1) 答申について	5
(2) 答申における幼児教育具体策について	5
(3) 幼児教育の実施要綱	6
5. 幼保一元化の基本改革事項	9
6. 人材活用（ボランティア）による課外活動	11
7. 保育者からみた連携の現状と課題－保育者のアンケートを通して－	12
(1) アンケートの内容	12
(2) アンケートの調査方法	12
(3) アンケートの回答者	12
(4) アンケートの結果	12
8. 「人材バンク」を通じた地域の住民による子育て支援－保育者のアンケートを通して－	16
(1) 人材バンクの地域の活動による子どもへの影響	16
(2) 5つのカテゴリー化	17
(3) 人材活用による子育て支援の構造	18
9. まとめ	19
第3章 地域住民の意思による認定こども園の開園と園長の選定と役割	
―福井県鯖江市ゆたかこども園を事例として―	20
1. 福井県鯖江市について	20
2. 子どもの増加による地域の要請	20
(1) 鯖江市の就学前教育・保育	21
(2) 「豊小学校等改築期成同盟会組織」の創設と「幼保のあり方会議」の設置	23
3. 認定こども園や幼保一体化施設の課題	26
4. 認定こども園の運営	27
(1) ゆたかこども園の定員	27
(2) 園長の選定と園長の役割	27
5. まとめ	28

第4章 子育て支援のまちづくりと各機関の連携	
－福井県小浜市を事例として－	30
1. 小浜市の概要と「食のまちづくり」	30
(1) 小浜市の概要	30
(2) 食のまちづくり条例の制定	31
(3) 食文化都市宣言	31
2. 小浜市の子育て支援機能	32
(1) 小浜市の子育て支援機能の概要	32
(2) 就学前のフォロー体制－関係機関との連携	34
(3) 子育て支援のフレームワーク	34
(4) 児童発達支援センターの役割と連携	37
3. 保育者からみた連携の現状と課題－保育者のアンケートを通して－	41
(1) アンケートの内容	41
(2) アンケートの調査方法	41
(3) アンケートの回答者	41
(4) アンケートの結果	42
4. 「食のまちづくり」を通じた食育の連携－保育者のアンケートを通して－	49
(1) 幼稚園・保育園・認定こども園の食育	49
(2) 食育の学びとカリキュラム	49
(3) 義務食育後の子どもたちの活動の変化について－保育者のアンケートを通して－	51
5. まとめ	53
第5章 保育者による職種間の連携意識の比較	
－永平寺町と小浜市の保育者アンケートを通して－	55
1. 子どもの安全や健康への配慮	55
2. 段階に応じた成長・発達	55
3. 保護者支援・家族支援	56
4. 地域の子育て支援	57
第6章 社会連帯による子育て支援への提言	58

第1章 はじめに

1. 研究の背景

人口減少に伴い、少子化が進み、幼稚園の充足率の低下、それに反して保育所の待機児童の問題等があげられる。既存の施設の建物の老朽化は進み、幼稚園の空き教室の利用や、統廃合等、地域では子育て支援施設の民営化が進んでいる¹地域も少なくない。

そのような現状の中、子育てをめぐる問題は、子どもだけでなく家族形態の変化による保護者の養育力低下等もあげられる。したがって、子育て支援は、子どもだけでなく保護者支援でもあり、社会連帯で子育て、親育てをすることが課題となる。

幼稚園と保育所は地域により偏在しており、幼保一元化への問題は、管轄所轄が2つあることや幼稚園教諭と保育士の2つの資格と地域の文化等課題が多かった。しかし、1990年以降、幼稚園の充足率低下や保育所の待機児童問題と2つの施設をめぐる問題はクローズアップされてきた。

幼稚園は、1997年度より、文部科学省により私立幼稚園に対し「預かり保育推進事業」として私学助成が行われるようになり、預かり保育は、1997年では私立公立併せて29.2%（私立幼稚園46.0%、公立幼稚園5.5%）、2012年度には私立公立併せて81.4%（私立幼稚園94.2%、公立幼稚園で59.7%）に実施されるまでになった。また、2003年度より規制緩和策の構造改革特区の1つとして「3歳未満児入園事業」が開始された。このことは、私立幼稚園にとり、早期に園児を確保するものでもあった。この2つの政策は、幼稚園が保育所的な役割を担い、保育所不足の補完作用となっていることでもある。

保育所は、子育て支援施設として位置づけられ、乳児保育の拡大等が行われたが、その一方で2004年の三位一体改革により、公立保育所運営費国庫負担金が廃止され、地方交付税の基準財政需要額に算入されることとなった。また、施設設備補助金についても同様に廃止された。このことは、公立保育所運営と施設整備については、市区町村の持ち出しとなるため、地方財政の厳しい地域では、公立保育所の民営化への促進となってしまった。

さらに2006年、文部科学省と厚生労働省の合同の幼保連携推進室ができ、幼稚園と保育所を一体として運営する認定こども園が誕生したが、管轄省庁の一元化はできず当初の政府予想よりはるかに少なくなってしまったという実情がある。2015年4月、子ども・子育て支援新制度により、新たな幼保連携型認定こども園の推進が行われているが、幼稚園と保育所の施設給付の完全な一元化を実現するに至らず、私立幼稚園は従来の私学助成か施設型給付を選択する仕組みとなった。このように幼稚園と保育所を巡る問題は複雑化しており、子どもと保護者を支援するには、社会連帯で子育てを支援することが求められてきている。社会連帯とは、地域社会、家庭、施設（幼稚園、保育所、認定こども園）が繋がり、多角的に支援することである。

2. 研究の方法

子育て支援を行っている施設は、自治体により、保育所だけの地域と、幼稚園が多い地域、ま

■ 第1章 はじめに

た幼保一元化（幼稚園）している地域等、自治体により異なっている。そこで、本研究では、女性の就労率が高く、保育・教育水準が高い福井県を取り上げることとする。幼保一元化とは本来、管轄省庁の一元化、制度の一元化、財政制度の一元化、資格の一元化等、全てを一元化することを指す。幼保一体化とは、先述した一元化はできないが、施設の中での教育・保育を一緒に行い、親の就労に関係なく子どもを同じ施設で教育・保育することを指す。従って、本研究で取り上げる旧松岡町の取り組みは一体化であるが、旧松岡町で「幼保一元化」と呼んでいるため、ここでは「幼保一元化」と記述することとする。福井県は繋がりが重んじられており、ここでは福井県内の3つの特徴ある市町村を取り上げることとした。

1つ目は、同じ町内で格差のあった乳幼児施設の保育サービスの一元化を行うために幼保一元化²を行った永平寺町（旧松岡町）である。自治体自らが地域の子育て支援を一元化するために取り組みを早期より行った自治体である永平寺町を取り上げ、幼保一元化に至った経緯と現状と連携の状況や課題を取り上げることとする。さらに地域の人材を活用した取り組みについても取り上げる。

2つ目は、地域住民が組織を立ち上げ、地域の子どもを地域で育てるため既存の幼稚園と保育所を幼保連携型認定こども園として開園（ゆたかこども園）した鯖江市とした。鯖江市は、認定こども園の選定や運営を幼稚園教諭と保育士の協働を第一の基盤とした。地域住民の運動による幼保連携型認定こども園設立の経緯と園長の選定と役割について述べる。

3つ目は、「食のまちづくり」の条例を作り、「義務食育」等を町全体で取り組んでいる小浜市の子育て支援を取り上げることとする。小浜市については、自治体が行っている子育て支援事業を取り上げ、どのような職種や機関と関わり、子どもと保護者を支援しているのかを述べる。さらに保育現場の保育者が、子どもと保護者との関わりの中で、どのような職種・機関と連携しているかアンケートをもとに分析し、今後の子育て支援の課題について述べることとする。

この研究では、保育所については、名称として「保育園」を使用または市町村の中で「保育園」を使用している場合を除き、「保育所」を用いることとする。また、本研究では、子ども・子育て支援新制度の前までのものを扱うこととする。

第2章 福井県永平寺町の早期の幼保一元化への取り組み —旧松岡町の幼保一元化の取り組みから—

1. 福井県永平寺町について

永平寺町は、人口19,328名（2013年度）、世帯数6,189の自治体であり、面積は94.43km²、曹洞宗大本山永平寺の門前町として知られている。永平寺町は、1954年志比谷村と下志比村と浄法寺村が合併し志比村が発足、その後1962年に町制施行のため改称し永平寺町となった。その後、2006年に松岡町と上志比村が合併し、現在の永平寺町に至っている。

2. 幼保一元化への取り組み

永平寺町は、2015年現在、公立の幼稚園8園、幼稚園分園2園、幼稚園2園をもつ自治体であり、就学前教育・保育施設は公立のみである。永平寺の幼保一元化への取り組みは、1999年に旧松岡町が出した幼児教育審議会答申である「松岡町の幼児教育推進に関する答申書」に由来しており、現永平寺町の幼児教育の基盤である「地域で子ども育てる」という理念を基に行われている。旧松岡町は早期に町をあげて町の地区により異なる乳幼児サービスの一元化を行い地域の住民による人材バンクを保育に活用しており、地域住民を含めた社会連帯による子育て支援を行っている。そこで、旧松岡町の幼児教育改革の取り組みと背景、そして保育者のアンケートにより、どのような専門職と連携をしているかを分野別に分析し、人材バンクによる地域の方との協力によりどのような活動を行っているのかを分析することとする。

3. 旧松岡町の幼保一元化の背景

(1) 旧松岡町について

旧松岡町は、面積18.59km²、人口11,000人（1999年）と小さい町ではあるが、保育園4園、幼稚園2園、小学校3校、中学校1校をもち、児童の就学と教育の施設が多く、地域に密着している自治体であった。また松岡町は、1955年に御稜地区・吉岡地区・松岡地区が合併した町であるため、地区により保育条件が同一ではなかった。例えば、御稜地区は、0～5歳児対象の保育園が1園のみであり、松岡地区は5歳児のみ対象の幼稚園が1園と0～5歳児の保育園が4園であり、吉野地区は、4・5歳児対象の幼稚園が1園であった（図表2-1参照）。このような地区による幼稚園と保育園の設置と対象児の違いは、保育条件の不平等であったため、1998年、旧松岡町は同じ地域に住む子ども達が同じ幼児教育を受けることを基本的な理念として掲げ「幼児教育改革（幼保一元化）」の必要性と保育・教育内容の統合について検討を始めたのである。

(2) 幼児対策室の設置

1998年、子どもの入学から就学前までの保育内容の充実と地域のニーズにあった組織の見直し

を図ることとなった。旧松岡町は検討課題として次の5つを挙げた。

- ① 幼稚園・保育園の保育体制の一元化と保育・教育内容の統合
- ② 幼稚園・保育園の人事交流
- ③ 幼稚園・保育園・小学校・中学校の連携と合同研修
- ④ 松岡町における子育て支援の強化と施設の整備
- ⑤ 幼稚園・保育園業務の一体化を図るため、行政における「子育て室」の設置

5つの内容を説明すると、まず、幼児対策室を設置し幼児対策室を町民生活課と学校教育課の両方の所管として設置し、教育と福祉の両面をつなぐ役割とした。次に幼児対策室の構成としては、元保育園長を幼児対策室長としておき、幼児対策補佐については、現幼稚園長とした。元保育園長を対策室長とし、現幼稚園長を兼務として補佐にあてたことは、保育園と幼稚園の現場を理解している保育者を長として現場の現状を捉え旧松岡町の幼保一元化への取り組みへの真剣度がみてとれる。

また検討事項②幼稚園・保育園の人事交流は、非常に重要なスキルである。つまり、幼稚園と保育園の連携を行うためには両者の人事交流を行うことで、他の施設（幼稚園は保育園、保育園は幼稚園）を理解することに繋がり、延いてはまちの子どもを支援することに直結するからである。また近年、幼保連携型認定こども園を開園するにあたり、一番の課題は幼稚園と保育園の連携であり、この両者の連携がうまくいかず運営が難しいということは、幼稚園教諭と保育士の資格や処遇の違い、人事交流が行われていないこともあり、両者の連携が最初の課題であるともいえる。

図表2-1 旧松岡町の幼稚園と保育園の分布図



(出所) 松岡町 (2003) 『資料松岡町の幼児教育』、p1.

4. 旧松岡町の幼児教育推進に関する幼児教育審議会答申

「子育て室」の職務については、第1に幼稚園・保育園の実態調査及び研究、第2に幼児教育推進に関する具体案の企画・立案、第3に幼稚園・保育園の運営に関する助言と指導となっている。これは、幼児対策室の職員が現場の管理職経験者と現在の管理職でなければできないことであり、特に具体案の計画・立案と現場への助言指導は、現場に本格的に幼保一元化に取り組んでもらうという自治体の意向がみてとれる。

さらに「幼児対策理事会」の構成員は、町長・助役・教育長・町民生活課長・学校教育課長・幼児対策室担当者となっている。「幼児対策理事会」は、町長直属であり、教育長も含まれた、福祉と学校担当課長の合同で、福祉と学校教育そして教育長が含まれている所も、さらに旧松岡町の幼保一元化に対する取り組みの信念が窺える。「幼児対策理事会」の役割は、幼保一元化の改革案の検討・協議だけでなく、県教育庁や県児童家庭課への説明が含まれており、名実ともに町をあげての取り組みであった。

4. 旧松岡町の幼児教育推進に関する幼児教育審議会答申

旧松岡町の答申の内容をみると下記の内容となっている。

(1) 答申について

答申の目的については、「多様な保育ニーズに対応するために、地域や家族との連携を図る。」³ こととし、「幼児教育の質的向上」と「保育の内容運営が幼児の成長を豊かにする。」ことを述べている。そして、旧松岡町幼児教育審議会では、教育と養護を兼ね備えた保育内容の中で、幼児が自ら成長しようとする力を伸ばし、調和のとれた豊かな人間性を備えた子どもを創りあげていくことをねらいとし、答申の中で基本理念をあげた。

幼児教育の基本理念⁴については、下記の5つを取り上げている。

- ① 幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されるようにする。
- ② 遊びを通して思考力を育て、目的をもって「学ぶ」体験が得られるようにする。
- ③ 幼児一人ひとりの特性に応じ、幼児自らが成長しようとする力を伸ばすことを大切にされた保育の確立を目指す。
- ④ 「思い切り遊べる環境」「自然と触れ合える環境」「友だちとかがわれる環境」を整え、活動が選択・展開されるようにする。
- ⑤ 子育て支援のために地域の人々に施設や機能を開放し、幼児教育に関する相談に応じ、地域の幼児教育センターとしての役割を果たす。

この中でも⑤の「施設や機能の開放」の部分が旧松岡町の特徴であり、町をあげて子育て支援と幼保一元化の取り組みの基盤となっている。

(2) 答申における幼児教育具体策について

旧松岡町では、既存の幼稚園と保育園の施設を鑑み下記の3つの案を考えた。

- ① 地域的な平等性を考えた案
 - ② 各施設を同じ体制にし、施設の有効利用を考えた案
 - ③ 各施設5歳児のみを幼児園児とし、就学前教育を実施する案
- 3つの案の問題点から内容をまとめたものが図表2-2となる。

第1案は、降園時間とカリキュラムの関係、降園時間と幼児の情緒、幼稚園の長期の夏休みを

第2章 福井県永平寺町の早期の幼保一元化への取り組み ー旧松岡町の幼保一元化の取り組みからー

カリキュラムとしてどうするかが問題となった。第2案は、第1案と同様に幼児の情緒の問題に追加して、保育園と幼稚園の財源構造の違いにより、町の負担が増える事に対してどのように対処するかという問題が新しく出てきた。第3案は、第2案の財源構造の違いが保育料に影響することから、町として保育料をどのように扱うか、また「保育に欠ける」という部分をどのように扱うかが問題となった。さらに、就学前教育の重要性を鑑み、町として就学前教育の重要性とその機関について問題がでてきたといえる。これは、旧松岡町だけの問題ではなく、幼保一元化を進めるにあたり、国の制度の基盤的問題と共通しているのである。

そこで第1～3案の問題点を概ね解消した第4案が次のようになった。上記の第1～3案を解消し、各施設の幼児の降園時間を統一することで決着した。保育料については3歳～5歳児までの保護者負担金を一律化し、施設別による保育料の格差を解消した。また幼稚園・保育園ともに保育体制を同様にし、保育方針に一貫性を持つことができるようにした。

図表2-2 第1～3案の問題点と第4案

案	問題点	内容
第1案 幼稚園に保育園機能を保育園に幼稚園の機能を導入した場合	①幼稚園児・保育園児の降園時間が異なり、カリキュラムが組みにくい	降園時間とカリキュラム
	②降園時間が異なるため、幼児の情緒が不安定になる	降園時間と幼児の情緒
	③幼稚園の長期的な休みが問題	幼稚園の夏休みとカリキュラム
第2案 全施設に幼稚園と保育園を導入した場合	①降園時間が異なり、幼児の情緒が不安定になる	降園時間と幼児の情緒
	②保育園にいる幼稚園児には運営費が国及び県からないため、町の持ち出しが多くなる	保育園と幼稚園の財源の違い
	③幼稚園と保育園というイメージが薄くなる	個別の施設イメージ
第3案 5歳児のみ就学前教育を導入した場合	①1年だけの就学前教育ではゆとりある教育の実現が難しい	就学前教育の重要性
	②0～4歳児と5歳児の保育料のバランスを取るのが難しい	保育園と幼稚園の財源の違い
	③5歳児になると全員保育に欠けない状況になると不自然さを問われる	保育園と幼稚園の財源の違い
第4案 第1～3案の問題点を解消した案	①各施設の幼児の降園時間を統一する	降園時間の統一
	②各施設の3～5歳児までの保護者の負担金を一律化する	3～5歳までの保育料の一律化
	③保護者に対し、どの施設でも同じ条件であるため施設上の迷いを解消する	各施設の条件が同じ
	④利用しやすい条件を整えることで、安心して預ける事が出来るようになる	各施設ともにサービスを統一し、保護者に安心を与える
	⑤幼稚園・保育園とも保育体制が同じということで保育方針に一貫性を持つことができる	保育園と幼稚園で保育方針が一貫性がある

(出所) 松岡町子育て室(2003)先掲、p121-122より筆者加筆作成。

(3) 幼児教育の実施要綱

実施要綱については、5つの基本理念により立てられた。

① 幼児教育の重要性を踏まえ、教育方針の一貫性を図る

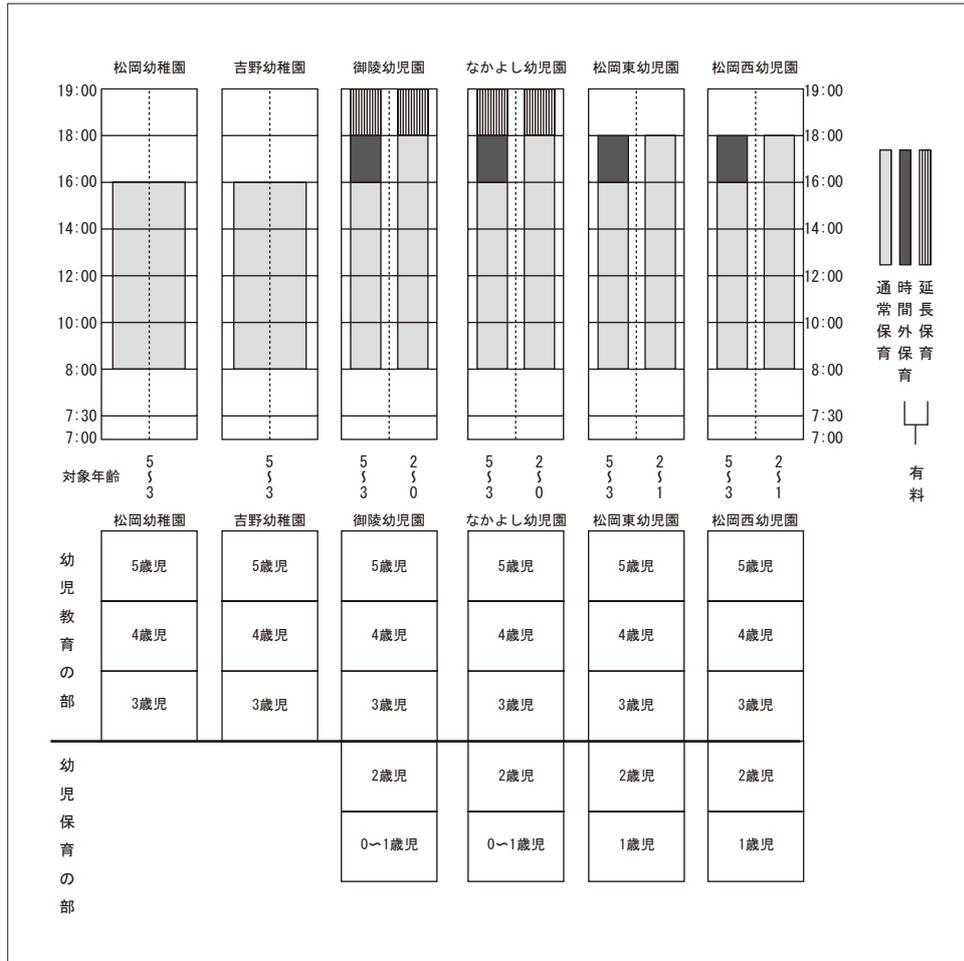
旧松岡町では、幼稚園・保育園3～5歳児を幼児教育の部、0～2歳児を幼児保育の部とした。既存の幼児教育の部のみがある施設を「幼稚園」と呼び、幼児教育の部と幼児保育の部の両方が存在する施設を「幼児園」と呼ぶこととした。幼稚園教育要領を保育所保育指針に基づく保育をし、福祉と教育の一体となる教育の内容の一貫性を図ったのである。(図表2-3参

照)

②発達に応じた教育と養護に努める

幼稚園の部は、8:00~16:00迄を保育時間とし、午前中は5領域を踏まえた教育課程とし、午後は生活習慣の自立とクラブ活動を中心とした教育活動を実施することとした。

図表2-3 各施設の運営内容



(出所) 松岡町子育て室 (2003) 『幼児教育の改革《幼・保一元化のあゆみ》』、pp15.

③環境に応じた保育の充実に努める

保育時間を原則 8:00~16:00迄とし、保護者の家庭の事情により、16:00~18:00を時間外保育、18:00~19:00迄を延長保育とした。また、幼稚園の夏休みについては夏期特別保育として登園日を増加し、土曜日は各週自由参加とし、保育の充実に環境に応じた取り組みを行った。

④ゆとりある教育の実現と健全育成に努める

幼稚園と幼児園の幼児教育目標に関する共通理解を図り、幼児教育課程、幼児教育活動を実施した結果を反省し、評価した上で次の編成に役立てる事とした。そして、幼児教育の時間を午前とし、午後については課外活動とし、地域の人材を活用しながら、子どもにさまざまな体験を取り入れることを決めた。

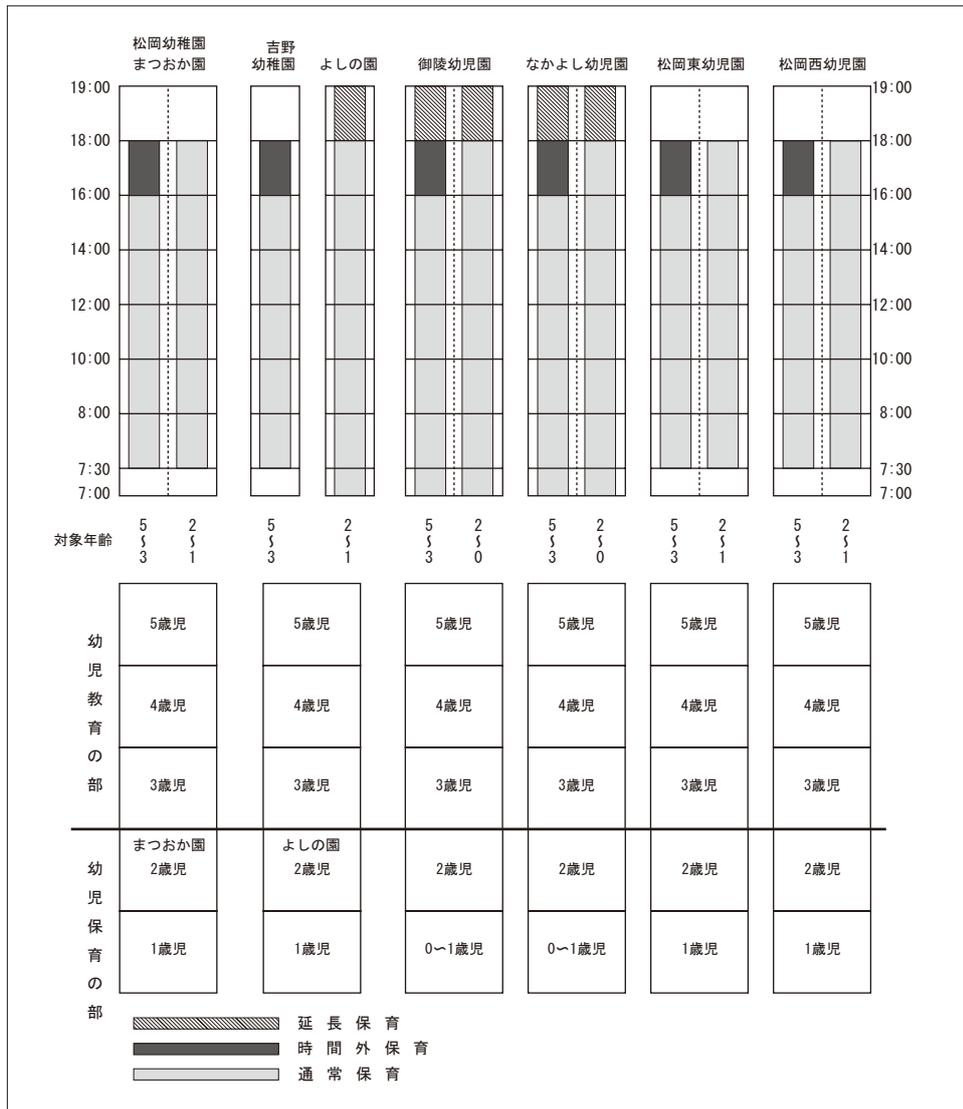
⑤地域の子育て支援や幼児教育センターとして位置づける

各施設の運営については、第4案の通りとなり、幼稚園については、3~5歳児を預かり、

第2章 福井県永平寺町の早期の幼保一元化への取り組み —旧松岡町の幼保一元化の取り組みから—

8:00~16:00とした。御稜幼児園となかよし幼児園については、0~5歳児を受入れ、0~2歳児については8:00~18:00を通常保育、18:00~19:00を延長保育とした。3~5歳児は幼児教育の部とし、8:00~16:00を通常保育、16:00~18:00を時間外保育とし、18:00~19:00迄を延長保育とした。松岡東幼児園と松岡西幼児園については、1歳児保育からとなり、他の幼児園よりも閉園が早く18:00となった。(図表2-3を参照)各施設の運営内容については、受け入れ年齢と開園時間が異なっていたため、次の図表2-4のような改革を行った。

図表2-4 各施設の幼児教育の新体制



(出所) 松岡町子育て室 (2003) 『幼児教育の改革《幼・保一元化のあゆみ》』、pp29.

地域による既存の施設の種類が異なり、受け入れ年齢が異なっていたため、幼稚園であった松岡幼稚園と吉野幼稚園にそれぞれ分園を置き、松岡幼稚園では、1~2歳児の保育室をまつおか園(分室)とし、吉野幼稚園では、0~2歳児をよしの園(分園)として、それぞれの幼稚園の受け入れ年齢を拡大した。

この新体制の目的は次の5つから成り立っている⁵。

- ① 幼児教育の重要性に鑑み、教育方針の一貫性を図る

- ②発達に応じた教育と養護に努める
- ③地域の環境に応じた保育の充実に努める
- ④ゆとりある保育の実現と健全育成の推進に努める
- ⑤地域の子育て支援や幼児教育センターとして位置づける

①では、幼稚園教育要領と保育所保育指針に基づいた保育を行い、福祉と教育を一体とした保育内容の一貫性を図る。さらに小学校への移行を円滑に行えるよう、小学校と連携しながら指導が一貫したものとなるようにすることを述べている。

⑤については、子育てボランティアの育成等、地域を巻き込んだ幼児教育をまちづくりの一環としていることが窺える。

5. 幼保一元化の基本改革事項

旧松岡町は、基本的改革事項として、3～5歳児の3年保育による幼児教育の一元化と幼稚園・幼児園職員の人事交流による一元化、保育料・授業料の一元化と保育時間の一元化と弾力化を打ち出した。(保育料とは、保育所通所に関わる保育者が負担する負担金であり、授業料とは幼稚園の通園に関わる保護者の負担分を指す。)幼児教育を3年間とし、子どもが遊びを通して思考力を育て、目的を持ち学ぶ体験が得られるような制度とした。人事交流については、幼稚園教諭もしくは保育士のみ取得しているものでも、新しい制度の上では、幼児教育の部と幼児保育の部に分かれて保育をすることも可能であり、お互いの施設やお互いの教育保育を知ることで機能を把握し、さらに多様な保育に適応できる人材育成を行っているといえる。

保育料・授業料の一元化については、幼稚園と保育園の財政制度の違いからくるものである。幼保一元化の改革により幼稚園と幼児園で3～5歳までの保育サービスが同じになったため、保護者の負担金を均一化したことは、保護者負担においても一元化を図るまちの大きな取り組みであったといえる。但し、0～2歳児の場合は従来通り、国基準に所得階層別とした。

幼稚園の一元化前と後の保育料については、図表2-5の通りである。一元化前は、入園料として500円を徴収し、保育料は毎月4,000円(但し8月は徴収しない)、給食費は4,200円であった。一元化後は3～5歳は、所得階層ごととしたため、従来の幼稚園の授業料より高くなってしまった。ヒアリングによれば、保護者からのクレーム等はなかった。理由としては、保育時間の延長が行われたためであった。

幼児園の保育料については、従来3歳未満、3～4歳児、5歳児と分かれていた保育料を3歳児未満と3～5歳児の2区分にわけた。これは3～5歳児を幼児教育の部としているためである。第3階層までは、変更後の方が高額となっているが、第4階層以降は同額とした。

さらに軽減措置については、幼稚園と幼児園で同一措置とし、同一世帯から2人入園している場合は、2人目は半額とし、同一世帯から3名の場合は、2人目は半額、3人目は1/10となっており、子育てしやすい町づくりをめざしたため、保育料については町の持ち出しが多い結果となったが、これは町の子育て支援を重要視する姿勢が窺える事項となった。(図表2-6参照)

図表2-5 幼稚園の保育料の変化

《一元化前》

幼稚園徴収金

◎ 入園料 500円 (入園時のみ)

◎ 授業料 4,000円 / 月 (8月は徴集しない)

◎ 給食費 4,200円

《一元化後》 平成12年4月1日～

(別表第1) 幼稚園授業料基準額表

各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分	徴収基準額 (月額)
階層 1 生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)	0円
階層 2 第1階層及び第4階層を除き、前年度分町民税の額の区分が次の区分に該当する世帯 (保育時間18:00まで)	町民税非課税世帯 3,500円
階層 3 町民税課税世帯	6,000円
階層 4 第1階層を除き、前年度分所得課税世帯 (保育時間16:00まで)	14,000円

※ 但し、保育時間の弾力化により、4階層14:00降園児は2,500円軽減し、18:00降園児は2,500円の増となる

保育時間の短縮および時間延長の場合の授業料基準額表

別表第1の第4階層に該当する世帯の児童	ア 午後2時までに降園する場合の授業料の月額	11,500円
	イ アの児童で緊急事態により午後4時まで時間延長した場合	500円
	ウ アの児童で緊急事態により午後6時まで時間延長した場合	1,000円
	エ 緊急事態により午後6時まで時間延長した場合	500円
	オ 午後6時まで保育を必要とする場合	16,500円

(出所) 松岡町 (2003) 『資料松岡町の幼児教育』、p6.

表2-6 幼児園の保育料の変化

《一元化前》

保育料基準額表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分	徴集基準額 (月額)
階層 1 生活保護法による被保護世帯の階層区分	3歳未満児 0 3~4歳児 0 5歳児 0
階層 2 第1階層及び第4階層～第7階層を除き前年度分町民税の額が次の区分に該当する世帯	町民税非課税世帯 2,000 1,300 1,300
階層 3 町民税課税世帯	8,350 6,150 6,150
階層 4 80,000円未満	17,000 13,500 12,750
階層 5 第1階層を除き、前年度分の所得課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	80,000円以上 200,000円未満 31,500 19,750 16,500
階層 6 200,000円以上 510,000円未満	40,000 23,000 16,500
階層 7 510,000円以上	42,000 25,000 16,500

《一元化後》 平成12年4月1日～

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分	徴集基準額 (月額)
階層 1 生活保護法による被保護世帯の階層区分	3歳未満児 0円 3~5歳児 0円
階層 2 第1階層及び第4階層～第7階層を除き前年度分町民税の額が次の区分に該当する世帯	町民税非課税世帯 4,000円 3,500円
階層 3 町民税課税世帯	10,000円 6,000円
階層 4 80,000円未満	18,000円 16,500円
階層 5 第1階層を除き、前年度分の所得課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	80,000円以上 200,000円未満 31,500円 16,500円
階層 6 200,000円以上 510,000円未満	40,000円 16,500円
階層 7 510,000円以上	42,000円 16,500円

※ 上記の保育料は、18時までの料金。3～5歳児の幼児教育の部に限り、16時降園児は第4階層以降に該当する保育料から2,500円軽減し14,000円とする。(1階層～3階層は18時までの保育料)

(出所) 松岡町 (2003) 『資料松岡町の幼児教育』、p6.

6. 人材活用（ボランティア）による課外活動

幼保一元化の取り組みに伴い、子育て支援の取り組みの新規事業の一環として、地域の住民との連携の仕組みを作り上げた。その活動は、幼稚園・幼児園では3～5歳児の午後の活動については、幼児の個性や特技、趣味等が伸ばせるように旧松岡町内のボランティアの人材を活かし、地域の方を指導者とし「遊びの中で学べるクラブ活動」を取り入れた。

旧松岡町では2003年、幼保一元化と同時期に「まつおか学習支援人材バンク」を開き、地域の方の特技や趣味等を子ども達に教えてもらい活動することを行った。これは地域の人材を活かした教育・保育を行うことを目的としたものであり、現在も継続して行われている。ボランティアは、元小学校の教員や地域の農家の方々、スポーツ関連の方々とさまざまである。町内の全ての幼稚園・幼児園で行われており、サッカー教室は特に人気で、園対抗サッカー大会が行われている。当時のクラブ活動は図表2-7の通りである。

地域の方の力を借り、子どもが楽しめ、学び経験できるものとなっている。社会連帯や協働とはこのような地域のボランティアの方の存在も大きな活力となっている。

図表2-7 外部講師の活動内容

園名	外部講師による活動
松岡幼稚園	えいごであそぼう 空手であそぼう しぜんだいすき サッカー教室
吉野幼稚園	たのしい知恵袋 自然だいすき サッカー教室
松岡東幼児園	たのしい運動あそび サッカー教室 生け花活動・盆点前
松岡西幼児園	絵画教室 サッカー教室 音楽だいすき 空手教室
御陵幼児園	和太鼓 サッカー教室 手で話そう 音楽で遊ぼう
なかよし幼児園	お茶教室 日本舞踊 サッカー教室 農芸

（出所）松岡町教育委員・松岡町体験活動・ボランティア活動支援センター（2003）『まつおか学習支援人材バンク』p14. により抜粋。

7. 保育者からみた連携の現状と課題―保育者のアンケートを通して―

(1) アンケートの内容

永平寺町の幼稚園、幼稚園の保育者を対象にアンケートを行った。内容は、子育て支援をするにあたり、施設内だけでなく、その他関連する職種や機関と連携を通し、子どもと保護者を支援しているか、連携している状況を調べるためである。その際、子育て支援における5つの事項①子どもの安全や健康への配慮、②段階に応じた成長・発達、③保護者支援・家族支援、④地域の子育て支援、⑤施設的环境づくりについて他の職員や業種と連携しているかを選択（複数可）してもらう方式をとった。さらに、人材バンクを用いて、どのような取り組みを行い、保育に活かしているのか等を調査した。

(2) アンケートの調査方法

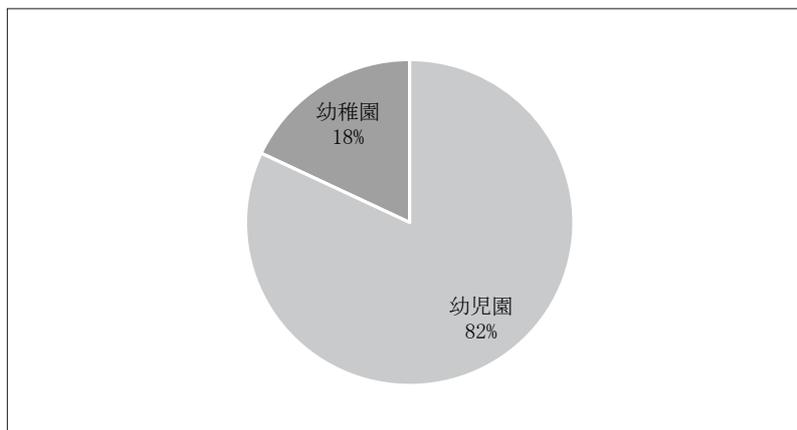
永平寺町の保育者にアンケートをとり、子育て支援における連携の現状と課題をみることにする。アンケートの対象については、町内の公立幼稚園、公立幼稚園の常勤保育者に対して行った。調査期間は、平成27年10月である。

(3) アンケートの回答者

回答者は、平均勤務年数16.54年、園長9名、主任9名、担任33名（内主任と重複）、合計50名、回答率は91.0%であった。

アンケートの回答者は、公立幼稚園41名、公立幼稚園6名であった。勤務先の割合は、公立幼稚園82.0%、公立幼稚園18.0%であった。（図表2-8参照）保育者のうち保育士資格取得者が39名、幼稚園免許取得者が6名、両免許を所有しているものが5名であった。

図表2-8 アンケート協力者の勤務先の割合



（出所）アンケート結果より筆者作成。

(4) アンケートの結果

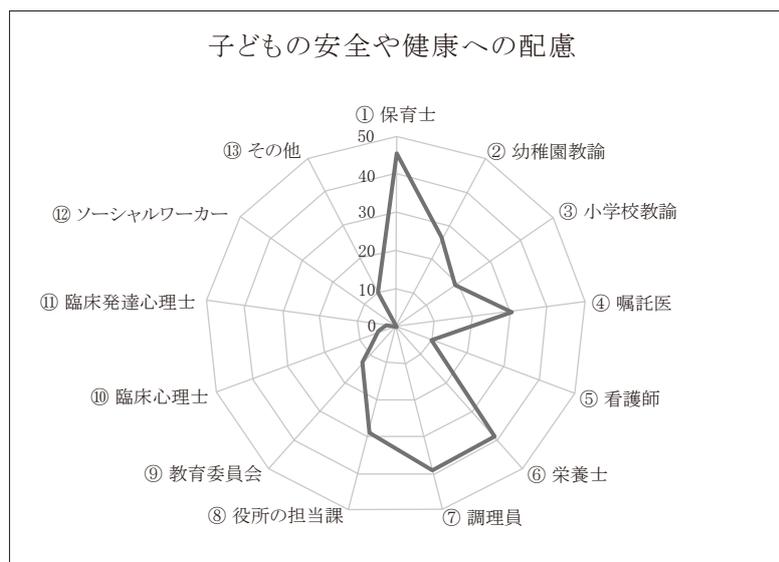
①子どもの安全や健康への配慮に関する連携職種・機関

子どもの安全や健康への配慮に関しては、保育士が46名（92.0%）と多く、次に栄養士と調理員が39名（78.0%）、役所の担当課が29名（58.0%）、幼稚園教諭が26名（52.0%）との結果となっ

7. 保育者からみた連携の現状と課題—保育者のアンケートを通して—

た。これは、施設内の保育士との連携が多く現れており、次いで健康を支える給食に関するアレルギーや食育に関する栄養士と調理員が同数となっている。次に子どもの安全や健康を守るために役所の担当課との話し合いにより、施設の整備等を行っていること窺える結果となった。そして、幼稚園教諭も施設内の連携が多く表れた結果となった。その他としては、保健師が8名(16.0%)、保育カウンセラーと民生委員が2名(4.0%)との結果となり、健康面での保健師の役割や保育カウンセラーの機能が連携を助けていることがわかった。(図表2-9参照)

図表2-9 子どもの安全や健康への配慮



(出所) アンケート結果より筆者作成。

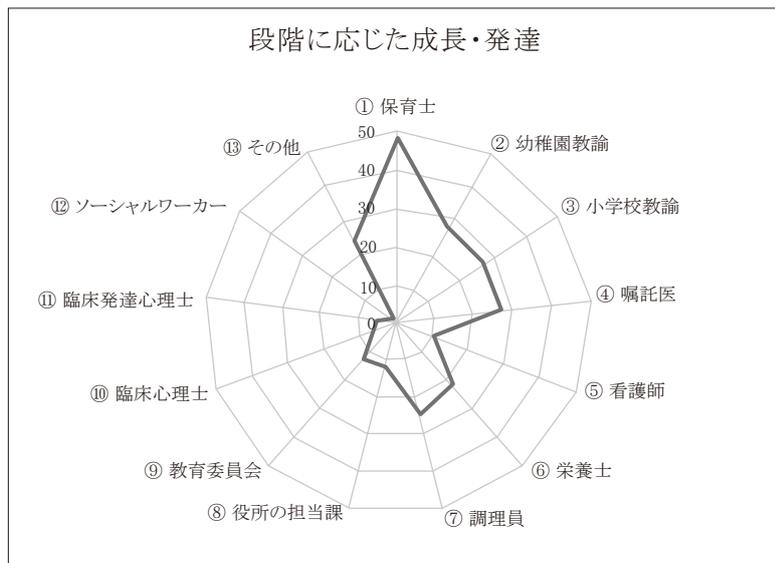
②段階に応じた成長・発達に関する連携職種・機関

段階に応じた成長・発達に関しては、保育士が連携していると答えた職種は、保育士が48名(96.0%)、幼稚園教諭28名(56.0%)、小学校教諭と嘱託医が27名(54.0%)、調理員25名(50.0%)、栄養士が22名(44.0%)、教育委員会13名(26.0%)、役所の担当課が12名(24.0%)であった。また子どもたちの成長に欠かせない給食に関連する調理員と栄養士と連携は、ほぼ半数を占めた結果となった。施設内での保育士同士の連携を基盤とし、共に働いている幼稚園教諭、近隣の小学校教諭、そして嘱託医との連携が多くあげられた。

その他としては、保育カウンセラーが18名(36.0%)、療育センターが10名(20%)、その他保健センター、療育センター、医師が各1名(2%)という結果であった。(図表2-10参照)

子どもの成長・発達に関しては、専門家である保育カウンセラーによる日々の子どもの観察や保育者への支援のアドバイス、保護者との話し合い等、さらに療育センターへの引き継ぎが連携に表れており、多くの連携が不可避な領域であることが窺える。さまざまな子どもの日々の様子を観察支援し、保護者の養育力を支援し、子どもによりよい保育環境を整え、スムーズな就学へと結びつけるための重要な役割を担っている。

図表2-10 段階に応じた成長・発達



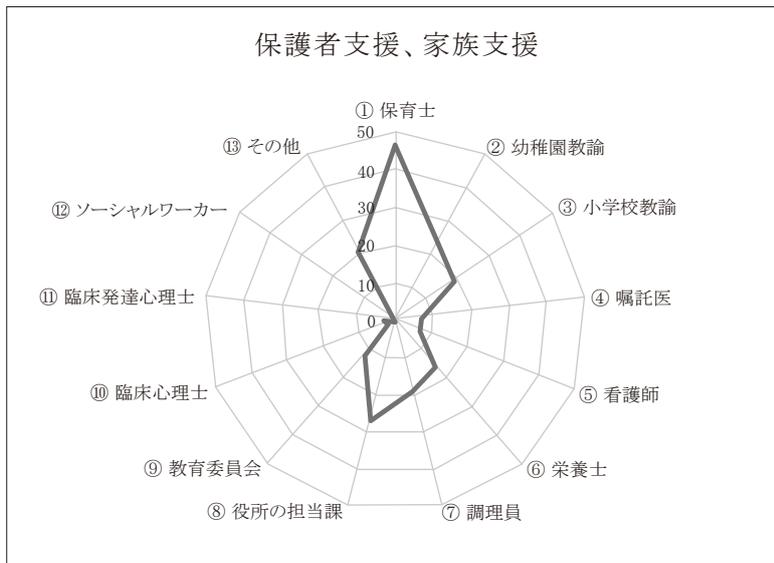
(出所) アンケート結果より筆者作成。

③保護者支援、家庭支援に関する連携職種・機関

保護者支援、家庭支援に関しては、保育者が連携していると答えたのは、保育士が47名(94.0%)、役所の担当課が27名(54.0%)、幼稚園教諭が24名(48.0%)、小学校教諭と調理員が19名(38.0%)、教育委員会が12名(24.0%)であった。保護者支援、家庭支援に関しては保育者同士の連携が必須であり、日々子どもと保護者の様子をみながら、保育者が援助し、さらに役所の担当課に相談しながら行っているといえる。また、同じ保育者である幼稚園教諭との連携も約半数となり、それ以外には就学前教育として就学先の小学校教諭や家庭の事情を踏まえ栄養のある給食を提供する栄養士との連携が表れた結果となった。

その他については、保育カウンセラーが12名(24.0%)、保健師が5名(2.0%)、民生委員が3名(6.0%)、児童福祉相談所、子育て支援センター、児童相談員、発達相談員が各1名(2.0%)であった。保護者支援、家庭支援に関しては、子どもや保護者が抱えている課題を保育者が寄り添い、理解することが重要である。さらに専門家である保育カウンセラーや保健師等さまざまな専門職や機関に相談し、連携を取りながら取り組んでいることがわかった。(図表2-11参照)

図表 2 - 11 保護者支援、家族支援

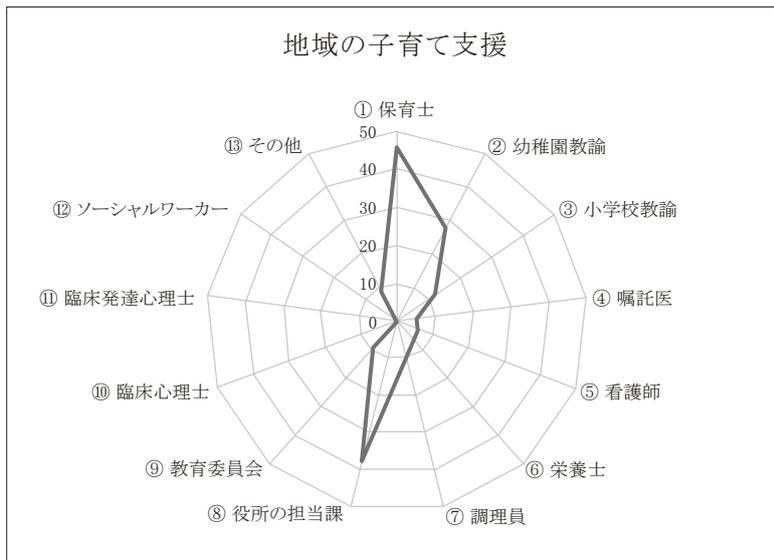


(出所) アンケート結果より筆者作成。

④地域の子育て支援に関する連携職種・機関

地域の子育て支援に関しては、保育者が連携していると答えたのは、保育士が46名（92.0%）、次いで役所の担当課が38名（76.0%）、幼稚園教諭が28名（56.0%）、小学校教諭が12名（24.0%）であった。地域の子育てに関しては施設内の保育士・幼稚園教諭と役所との関係を密にしていることが明らかとなった。その他は、保健師、保育カウンセラー、子育て支援センターが各3名（6.0%）であった。（図表 2 - 12参照）

図表 2 - 12 地域の子育て支援



(出所) アンケート結果より筆者作成。

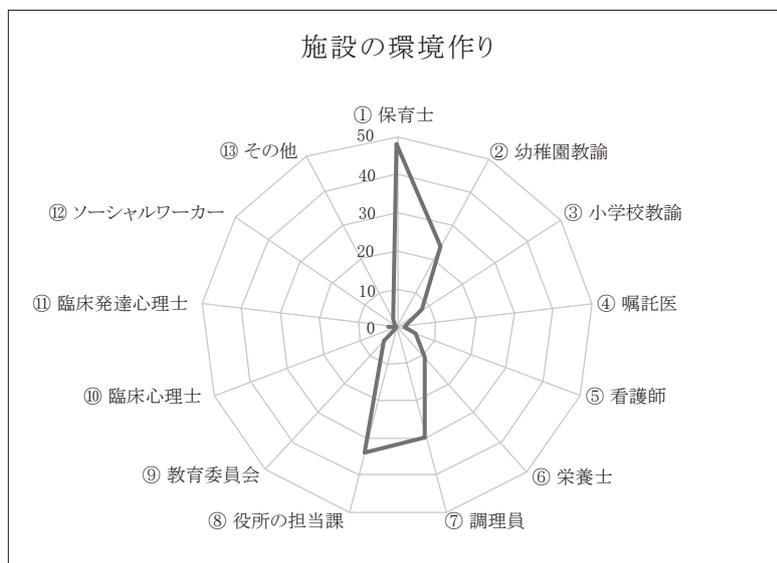
⑤施設的环境作りに関する連携職種・機関

施設的环境作りに関して保育者が連携していると回答したのは、保育士が48名（96.0%）、役所

第2章 福井県永平寺町の早期の幼保一元化への取り組み ―旧松岡町の幼保一元化の取り組みから―

の担当課が34名（68.0%）、調理員が30名（60.0%）、幼稚園教諭が24名（48.0%）であった。施設
の環境作りに関しては、施設内の保育者同士の連携と役所の担当課との相談、そして衛生管理の
面では、調理員との連携も大きな要素であることがわかった。その他を答えた保育者は2名
（4%）で少なかった。（図表2-13参照）

図表2-13 施設的环境作り



（出所）アンケート結果より筆者作成。

8. 「人材バンク」を通じた地域の住民による子育て支援―保育者のアンケートを通して―

永平寺町では、前述したように「人材バンク」を通じた地域住民との子育て支援の連携が行わ
れている。そこで、前述の「7. 保育者からみた連携の現状と課題のアンケート」より、人材バ
ンクの活用についての現状を分析することとする。

(1) 人材バンクの地域の活動による子どもへの影響

保育者のアンケートによると、「身近な人と交流することはすごくいいことだと思う」「園内だ
けでは味わうことができないことを地域の人の協力により、貴重な経験ができるよい機会とな
る」「さまざまな講師の先生と触れ合う中で、専門的な指導のもと、経験を積み重ねることがで
きる」「地域の方が園の中に入り、子どもに関わって下さることで、園の子どもへの理解も深ま
り、いつも温かく見守られている感じがする」「地域全体で地域にいる子どもたちの成長を見
守っていただけるもの」等の回答が得られた。この意見をカテゴリー別にしてみると、「交流・
関わり」「経験・体験」「専門性」「子どもを支え・見守る」「子どもを皆で育てる」の5つのキー
ワードに分類された。

(2) 5つのカテゴリー化

保育者の意見を5つのキーワードに従い分類した結果、次の図表2-14の結果となった。「交流・関わり」の大切さを書いた保育者が42名(84.0%)、様々な「経験」や園外の方と共に行う「経験」等と答えた者が19名(38.0%)、「専門」の知識を教えて頂ける等と答えた者が10名(20.0%)、地域の方に「支えてもらい見守ってもらえる」と答えた者が4名(5.0%)、「交流」や様々な「経験」から「子どもを皆で育てる」と答えた者が5名(10.0%)であった。(図表2-14)それぞれのキーワードが単独で書かれている場合もあるが、キーワードが多数使用されているものもあった。

図表2-14 人材バンクの地域の活動による子どもへの影響のカテゴリー化

カテゴリー	数
① 交流・関わり	84.0%
② 経験・体験	38.0%
③ 専門性	20.0%
④ 支える・見守る	5.0%
⑤ 子どもを皆で育てる	5.0%

(出所) 筆者作成。

次に、アンケートの回答文章をカテゴリー別に示したものが図表2-15の結果となった。「交流・関わり」から「経験・体験」をしているという関係が多いことがわかる。また「交流・関わり」を持つことから「専門」を知ることができ、子どもを「支える・見守る」ことに繋がること、さらには「子どもを皆で育てる」ことに繋がっていると述べている者もいた。また、「経験・体験」することにより「専門性」を知ることに関することや、地域の方に「支えられ・見守」られていることから「子どもを皆で育てる」ことに繋がることを記述している者もあった。(図表2-15)

図表2-15 カテゴリーの関連

カテゴリー		数
①	交流・関わり	22
②	経験・体験	1
③	専門性を深める	3
④	支える・見守る	0
⑤	子どもを皆で育てる	2
①-②	交流・関わり→経験・体験	12
①-③	交流・関わり→専門性を深める	2
①-④	交流・関わり→支える・見守る	2
①-⑤	交流・関わり→子どもを皆で育てる	1
②-③	経験・体験→専門性を深める	4
④-⑤	支える・見守る→子どもを皆で育てる	1
①-②-③	交流・関わり→経験・体験→専門性を深める	2
①-④-⑤	交流・関わり→支える・見守る→子どもを皆で育てる	1

(出所) 筆者作成。

さらに、地域の方との「交流・関わり」により子どもが「経験・体験」し、「専門性」を知ることができることや、地域の方との「交流・関わり」により子どもが地域の方に「支えられ・見守られて」おり、さらにそれが「子どもを皆で育てる」ことに繋がっていると記載している者もあり、「交流・関わり」が最終的には地域で「子どもを皆で育てる」ことに関連してくる構造となっている。

それぞれのキーワードが2つ以上出てきた意見は、図表2-16、2-17であった。

図表2-16 ①-②の関わりの意見

- ・いろいろな年代の方との交流ができ、いろいろな話を聞いて良い経験ができる。
- ・園内だけでは味わうことのできないことを地域の人との交流により貴重な経験ができる良い機会になる。
- ・いろいろな年代・職業などの方と関わり、家庭にいただけでは経験できないようなことを経験できて良いと思う。

(出所) アンケート結果より筆者作成。

図表2-17 ①-④の関わりの意見

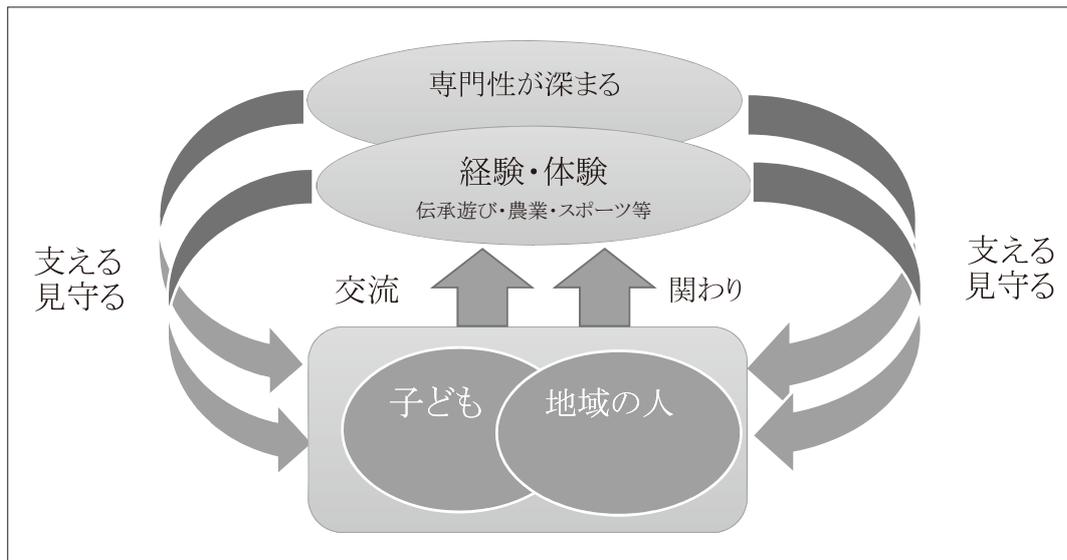
- ・地域の方が園の中に入り、子どもに関わって下さることで、園の子どもへの理解も深まり、いつも温かく見守られている感じがする。
- ・地域の方と交流することで、社会においていろいろな方がいて、子どもたちを助けて下さったり、支えて下さったりすることを知ることができる。

(出所) アンケート結果より筆者作成。

(3) 人材活用による子育て支援の構造

そこで、人材活用による子育て支援の構造を考えると先述した5つのカテゴリーに分類される。その関係性は、地域の方との「交流・関わり」により様々な子どもが「経験・体験」を通して、「専門性」に触れることができる。さらに地域の方が子どもと「交流・関わり」を持つことにより、地域の方が「子ども支える・見守る」要素を作り出し、最終的には「子どもを皆（地域・社会）で育てる」ことに繋がるのである。（図表2-18参照）

図表2-18 人材活用による関わりの構造



(出所) 筆者作成。

9. まとめ

旧松岡町（現在の永平寺町）は、御稜郭地区、松岡地区、吉野地区の3つにわかれており、3区の保育形態が同じ町でありながら同じ保育サービスではなかった。そこで、子どもを町全体で育てるということを主眼におき、早期に構造改革等を利用して、幼保一元化の構想をたて、現場経験のある元園長と現場の園長を主に取り組みを行い、実践した。また、子どもを町全体で育てるという視点では、学習支援人材バンクを活用し、地域の人材を掘り起こして子育て支援の一環を担ってもらうことは町ぐるみで子どもを育て、守るという大きな命題を実践しているといえる。

現在、幼保一元化を行い、約10年経過したため、幼保一元化は根付いているが、現場の保育者に幼保一元化開始当時の目標や理念を語り継ぎ、研修等を積み重ねさらに今の時代のニーズに応えられるような支援体制を構築することが求められる。

旧松岡町早期の取り組みは、近隣地域に大きな影響を与えることとなった。

2015年4月より子ども・子育て支援新制度が施行され、幼保連携型認定こども園の推進が行われている。幼保連携型認定こども園に関しては、既存の施設の種類や都道府県、市町村により事情が異なっている。福井県のあわら市では、隣町の永平寺町（旧松岡町）が早期に幼保一元化していることから、幼保一元化の実施が可能であることが実証され、2016年度よりあわら市内の全ての保育所・保育園・幼児園が幼保連携型認定へと移行し、各園では区内の小学校と連携したカリキュラムが作成されている。このように旧松岡町が行った幼保一元化は近隣の地域に影響を与える取り組みであったといえる。

第3章 地域住民の意思による認定こども園の開園と園長の選定と役割 —福井県鯖江市ゆたかこども園を事例として—

鯖江市豊地区では、子どもの数が増加し、核家族も増えたことから、既存の小学校の敷地内にある保育所では、希望者を入園させることができない状況が起きた。そこで地域住民から小学校教室の改築と地域の子どもの地域で育てるための施設として認定こども園を創設するに至った。この取り組みは、「豊小学校等改築期成同盟会組織」の創設と「幼保のあり方協議会」の設置に基づき行われた事業であり、地域住民の声を実現した形となる。さらに認定こども園については、園長の選定と役割が地域の子どもと保護者支援に重要であり、認定こども園で働く職員の協働が重要である事例である。そこで、鯖江市の地域による要請と取り組み、就学前教育・保育の一元化、園長の選定と役割について現状と課題をみることにする。

1. 福井県鯖江市について

鯖江市は福井県のほぼ中央に位置し、北は福井市、南は越前市に隣接しており、東西約19.2km、南北約8.3kmにわたる地域である。その多くが平坦地であり、東部および南西の一部が山地で面積84.59km²である。人口は、2015年度68,941人、22,769世帯の自治体である。

図表3-1 鯖江市の位置



(出所) 鯖江観光公式サイト

<http://www.city.sabae.fukui.jp/users/kanko/common/img/information/map.gif>

2. 子どもの増加による地域の要請

鯖江市豊地区では、新興住宅地による子育て世帯と核家族化の増加、さらに女性の就労率の増加により、地区の小学校である豊小学校の敷地内にある保育所の需要が増え、さらに豊小学校の

道をひとつ隔てた幼稚園では、幼稚園児の充足率が低下した。さらに小学校の教室の不足が予測されることから、地域の住民から小学校の教室の増築が望まれた。また、豊小学校の敷地内にある保育所は、敷地が小さく、地域の子どもが保育所に入ることができない状況が続いたため、保育所の増設が望まれた。そこで、地域の子どもを地域で育てるということを主眼に置き、地元の有力者たちが集まり豊小学校等改築期成同盟会組織を創設し、小学校の教室増築、地域の子どもと一緒に教育・保育する認定こども園を創設することとなった。鯖江市では、「保育所」という名称を使用しているため、この章では、「保育所」と記載する。

(1) 鯖江市の就学前教育・保育

鯖江市では、5歳児になると就学前教育として、幼稚園で教育を受けるということが慣習となっていた。したがって、保育所に通っていた子どもも、5歳児になると豊幼稚園に移り、豊小学校に入学していた。その際は、同居している祖父母が子どもの登降園を行っていた。しかし、近年同居世帯つまり三世帯同居が少なくなり、5歳児では豊幼稚園に通うよりも、みのり保育所に通っている子どもが増加していった。

手狭なみのり保育所の定員拡大と充足率の低くなった豊幼稚園をどうするかが地域の課題となった。1998年頃より豊幼稚園の園児が大幅に減少し、みのり保育所は、0・1歳児保育がなかったため、乳幼児保育を行うための施設整備が必要となった。そこで、既存のみのり保育所の施設整備による乳幼児保育の開始と定員増、既存の豊幼稚園の役割である就学前教育の継承が必要となったのである。

①みのり保育所の沿革と状況

1951年旧豊村みのり保育園（名称としてそのまま使用）として小学校に併設された。1952年には小学校の敷地内に独立の園舎を新築し、みのり保育園として認可された。1955年合併のため鯖江市となり、1975年になると市内の各園に園長を配置することとなった。1955年では定員40名であったが、保育需要に伴い1982年に保育所となり、2005年に60名、2008年に80名と定員を増加していった。（図表3-2参照）

図表3-2 みのり保育所沿革

年	概要
1951年	丹生郡豊村豊小学校に豊村みのり保育園として併設される
1952年	同小学校敷地内に独立園舎を新築し、みのり保育園として認可される
1953年	新園舎使用開始 みのり保育園新築落成式挙
1955年	鯖江市制実施により、鯖江市立みのり保育園と改称する
1975年	市内各園に園長配置
1977年	現在地となり、鉄筋校舎を新設、定員60名となる
1982年	保育所となり、園長を所長に改称する
1995年	定員40名となる
2005年	定員60名となる
2008年	定員80名となる

（出所）豊小学校等改築期成同友会・幼保委員会（2011）『ゆたかこども園開園記念』p14より筆者抜粋。

※「保育所」、「保育園」の明記は、鯖江市の資料のまま掲載した。

1951年の開園時には3～5歳児対象の保育園として小学校に併設された。前述したように鯖江市では、就学前5歳児になると幼稚園に通うという慣習があったため、保育所の5歳児が当時は0名であった。5歳児になると道を隔てた豊幼稚園に通園し、親が就労している場合は、祖父母が送り迎えをすることも慣習であった。1963年になると2歳児からの保育を受け入れるようになり、1983年からは少数であるが1歳児保育の受け入れも行われた。2008年には定員を増やし、0歳児保育も開始した。低年齢児の保育需要が増加し、5歳児の保育の人数は、1997年までは0もしくは1名であったが、2008年頃から20名以上となり、急速に増えて行った。これは三世同居が減少、核家族の増加と女性就労の増加によるものである。全体の入所数をみると、開所当時は100名以上であったが、1963年以降50～60名程度となり減少、1988年には21名にまで減少したが、2008年以降、核家族の増加と女性の就労増加により、入所数は80名程度となった。園児の全体の推移については、子どもの年齢ごとによる保育士の配置数や保育室の施設面積等のこともから変化していることがわかる。(図表3-3参照)

図表3-3 みのみり保育所の園児数の推移

年	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
1951年	-	-	-	43	73	-	116
1952年	-	-	-	50	63	-	113
1953年	-	-	-	41	55	-	96
1963年	-	-	8	20	31	-	59
1968年	-	-	2	27	16	1	46
1973年	-	-	5	22	27	-	54
1978年	-	-	3	29	26	1	59
1983年	-	2	4	17	14	-	37
1988年	-	-	2	14	5	-	21
1993年	-	-	3	12	12	-	27
1998年	-	-	4	9	9	6	28
2003年	-	-	6	19	5	-	30
2008年	2	4	11	22	22	21	82
2009年	-	10	13	16	23	23	85
2010年	1	4	17	20	18	24	84

(出所) 豊小学校等改築期成同友会・幼保委員会(2011)『ゆたかこども園開園記念』p14より筆者抜粋

②豊幼稚園の沿革

1953年に旧豊村幼稚園が創設され、豊小学校に併設した5歳児2学級で開園された。1955年市町村合併で鯖江市となり、1964年4歳児1学級、5歳児1学級となった。1972年園舎改装のため豊小学校に移転、1979年園児増加に伴い1学級増加し3学級となった。さらに豊小学校増築及び豊幼稚園改築のため、旧のみり保育所園舎に仮移転した。1980年豊小学校の道一つ隔てた所に幼稚園を新設、1995年入園児の減少に伴い2学級に縮小、2006年3歳児保育を開始した。(図表3-4参照)

豊幼稚園の園児の推移をみると1953年の開園当初は、5歳児2クラスとし、今までの慣習通り、就学前教育の5歳児に教育をしていたことがわかる。1964年より4歳児1クラス、5歳児1クラスとしてからは、4歳児も入園することも出てきたが、5歳児の就園率と比較すると少ない状況であった。2006年3年次保育の導入により3歳児クラスをつくったが、5歳児については、1998年以降激減している。これは5歳児になると就学前教育を受けるために幼稚園に通う慣習が

核家族化と女性就労の増加により変化していったものである。(図表3-5参照)

図表3-4 豊幼稚園沿革

年	概 要
1953年	豊村豊幼稚園が創設され、豊小学校に併設して5歳児2学級で編成される
1955年	鯖江市制実施により、鯖江市立豊幼稚園と改称する
1964年	4歳児1学級、5歳児1学級となる
1972年	園舎改築のため、豊小学校に移転し、同年12月7日、園舎改築工事に着工、翌1973年3月竣工する
1979年	入園児の増加に伴い、1学級増となり3学級になる 豊小学校増築及び豊幼稚園改築工事の為、旧みのり保育所園舎に仮移転する
1980年	新校舎竣工、現在の場所へ移転する
1995年	入園児減少に伴い、1学級減し、2学級とする
2000年	兼任園長がとれ専任園長となる
2006年	3歳児保育が始まる
2009年	専任園長がとれ、兼任園長となる

(出所) 豊小学校等改築期成同友会・幼保委員会(2011)『ゆたかこども園開園記念』p15より筆者抜粋

図表3-5 豊幼稚園の園児数の推移

年	3歳児	4歳児	5歳児	合計
1953年	-	-	90	90
1958年	-	-	49	49
1963年	-	-	32	32
1968年	-	9	44	53
1973年	-	16	29	45
1978年	-	26	48	74
1983年	-	41	60	101
1988年	-	30	48	78
1993年	-	24	41	65
1998年	-	25	15	40
2003年	-	11	24	35
2006年	15	22	16	53
2008年	13	20	20	53
2009年	20	15	21	56
2010年	15	20	16	51

(出所) 豊小学校等改築期成同友会・幼保委員会(2011)『ゆたかこども園開園記念』p15より筆者抜粋

(2) 「豊小学校等改築期成同盟会組織」の創設と「幼保のあり方協議会」の設置

2006年6月、地域の代表が市長に保育所改築の陳情を行い、その後就学前児童の総合的保育教育の検討と今後の施設のあり方を協議するための「幼保委員会」が設置された。同年8～9月、今後の幼稚園と保育所を考えると「幼保のあり方協議」が開催され、既存の幼稚園と保育所を認定こども園にする方向となった。同年11月、鯖江市教育委員会との協議が行われ、保育所を幼稚園の西側に移転、幼保一元化の具体的な中身の検討、認定こども園を創設するための地元に対する説明について話し合われた。2007年2月鯖江市教育委員会事務部長と協議の上、小学校の改築と保育所の移転について合意された。

第3章 地域住民の意思による認定こども園の開園と園長の選定と役割 —福井県鯖江市ゆたかこども園を事例として—

2007～2010年まで全11回の「幼保委員会」が開催され、認定こども園の視察や認定こども園としての合築整備の決定や合築の基本計画の協議と承認等が行われた。2009年1月、市議会本会議で認定こども園としての開園が決議され、2009年6月保護者説明会が行われ、2011年4月ゆたかこども園が開園された。(図表3-6参照)

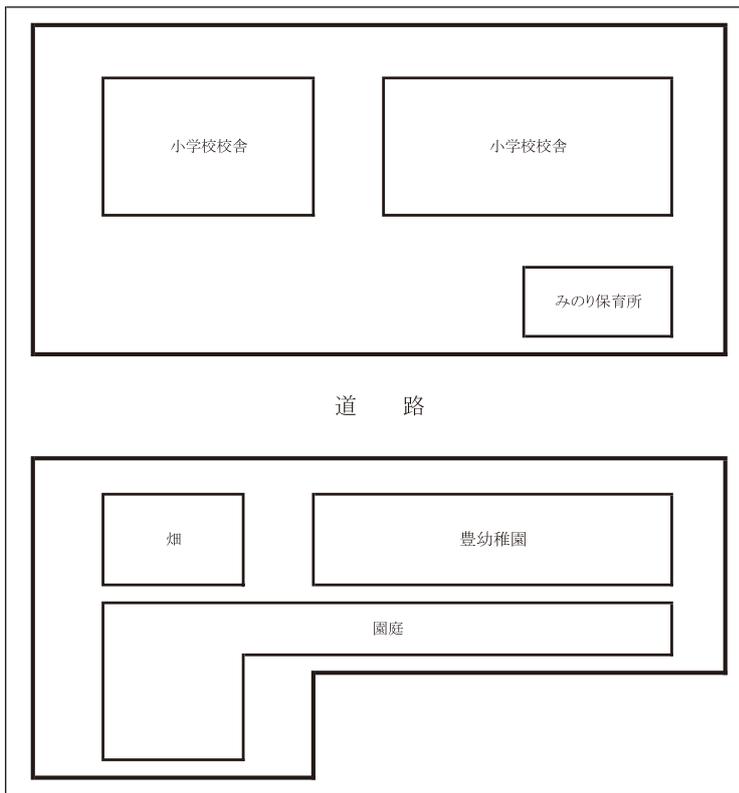
図表3-6 豊小学校等改築期成同盟会幼保委員会の活動経緯

日付	活動概要
2006年6月 " " 2006年8月 2006年9月 " " 2006年11月	S市長へ保育所改築陳情 幼保委員会(就学前児童の総合的保育教育の検討 施設のあり方協議) 幼保のあり方協議 幼保のあり方協議 幼保委員会 (認定こども園方向で決議) 市教育委員会と協議 保育園の移転(現幼稚園の西側) 幼保一元化「こども園」制度の中身の検討 合築による「こども園」創設に関する地元のコンセンサスづくり
2007年2月	市教育委員会事務部長と協議 小学校改築と、保育所移転の合意
2007年10月 " " 2007年12月 2008年1月 2008年2月 2008年5月 2008年10月 2008年11月 2009年1月	第1回幼保委員会 (幼保連携についての協議) こども園視察見学 第2回幼保委員会 (認定こども園として合築整備を決定) 幼稚園・保育所の保護者への説明会 第3回幼保委員会 (保育所移転改築基本計画案の協議と承認) 第4回幼保委員会 (合築園舎基本設計へ向けての要望事項を協議) 第5回幼保委員会 (幼稚園・保育所合築の基本計画案の協議と承認) 第6回幼保委員会 (こども園視察) 市議会本会議 認定こども園として2011年4月に開園決議
2009年6月 2009年7月 2009年10月 2010年1月 2010年5月 2010年6月 " " 2010年9月 2011年4月	幼稚園・保育所の保護者への説明会 保育所の保護者全員へ「幼保合築園舎施設名」に関するアンケートを実施 第7回幼保委員会 (活動スケジュール、施設名等協議) 第8回幼保委員会 (幼保合築園舎園の実施設計についての協議) 第9回幼保委員会 (幼保合築園舎の実施計画最終案承認) こども園建築に関する状況の地元説明会 第10回幼保委員会 (幼保合築園舎の建築スケジュールの協議) 保育所新築園舎の工事開始 第11回幼保委員会 (工事の進捗状況及び管理、運営報告) 開園

(出所) 豊小学校等改築期成同友会・幼保委員会(2011)『ゆたかこども園開園記念』p16より抜粋

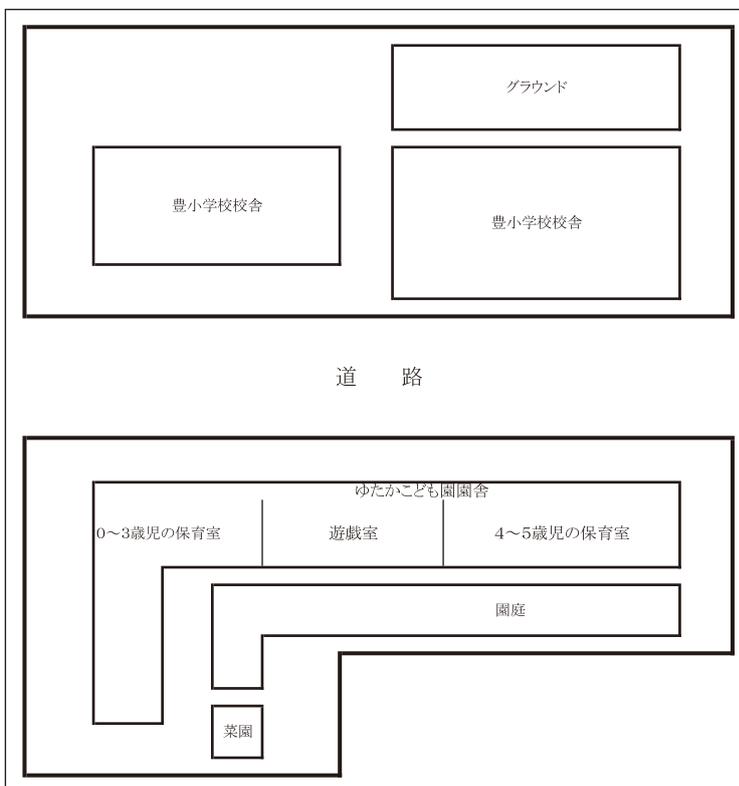
既存の旧みのり保育所と旧豊幼稚園の移転と認定こども園開園場所については、図表3-7、図表3-8である。旧みのり保育所は、豊小学校の敷地内に整備され、豊幼稚園は、小学校の敷地を道ひとつ隔てた所に隣接していた。(図表3-7参照) 小学校の教室の改築も含んでいるため、みのり保育所が豊幼稚園の園舎の隣続きに合築する形となり、既存の幼稚園の建物部分に4～5歳児、合築した園舎には0～3歳児の保育室が作られた。

図表3-7 旧みのり保育所と旧豊幼稚園の施設場所



(出所) ヒアリングにより筆者作成。

図表3-8 認定こども園の開園場所



(出所) ヒアリングにより筆者作成。

3. 認定こども園や幼保一体化施設の課題

幼保一元化は、戦前から何度も問題にされていたが、なかなか進まなかった背景がある。それは、当時の文部省と厚生省と管轄省庁の違い、教育と福祉（養護）の側面があること、幼稚園教諭と保母（現在の保育士）と教職と資格が異なり、待遇や処遇が異なっていたこと、さらに補助金制度が異なることもあり両者の一元化は進まなかった。

その後、待機児童や施設の老朽化、少子化による統廃合等により、両施設の共用化等が規制改革や構造改革により、地域の実情に応じて行われた。幼保一体化施設⁶の先行事例は、1967年神戸市垂水区多聞台町たるみ たもんだいに開所された多聞台方式、1969年兵庫県神戸市北須磨区の北須磨保育センター、1972年に開所された大阪府交野市あまたのみや幼児園が該当する。その後、幼保一体化施設は開所されるが、その施設数は構造改革特区前までは、依然として少なかった。原因としては、省庁の縦割りと制度の違い等、先述したとおりであるが、幼稚園団体と保育所団体の意向があった。

多聞台方式は、保育所と幼稚園の職員間の問題や保護者の移行等により、幼保一体の運営方法は4年で中止となった。しかし、北須磨保育センターと交野市あまたのみや幼児園は、現在も継続して運営されており、現在でも多くの行政視察が行われている。その理由としては、立命館名誉教授守屋光雄氏の理念により乳幼児教育・保育の平等、母親の労働権、保母（現在は保育士）の研修権の確立と平等を3つの基本として理念が掲げられ、運営されたためである。

その後、幼保一体化施設はあまり増えなかったが、先述した少子化、待機児童、施設の老朽化により、構造改革を用いて幼保一体化施設を開園する自治体も増えた。さらに、2006年度には認定こども園制度（就学前の子どもに関する教育・保育などの総合的な提供の推進に関する法律）ができ、文部科学省と厚生労働省合同の幼保連携室が立ち上げられたが、認定こども園は、幼稚園部分は文部科学省、保育所部分は厚生労働省の制度のまま縦割りで行われていた。2つの施設の文化の違いや資格の違いは、さまざまな摩擦となり、運営がうまくいかなかった園も出てきた。

例えば、幼稚園教諭と保育士との職階の違いである。東京都内では幼稚園教諭は一般職員の課長級、保育士は福祉職のため係長級となっている。課長級は、予算等の決済をすることができるが係長はできない等、給与体系、待遇が異なる⁷。つまり、幼稚園教諭は認定こども園の園長になれるが、保育士は、副園長までとなる。この背景には、1999年まで幼稚園教諭は都の職員であったことも給与の格差を生んでいる。そのこともあり、幼稚園教諭と保育士の連携が難しく、運営上困る園も出ていた。但し、以前より幼稚園教諭と保育士の両方を所有しているものを採用している場合や両者を同じ待遇にしている市町村の場合は、そのようなことは起こらなかった。また市町村内で幼稚園と保育所の人事交流を行っている場合も協力体制がとれていたため、摩擦は起こらなかった。

認定こども園や幼保一体化施設を開園するにあたり園長の選出については、それぞれの市町村により異なっているが、大きく分けて4つにわけられる。①役所の行政職の男性管理職、②幼稚園教諭、③年長者、④教育関係経験者である。この園長の選出は、地域の実情や首長の考えに基づき異なるが、①の場合は幼稚園教諭と保育士がもめないように役所の男性管理職を園長にする場合である。②は、課長クラスである幼稚園教諭を園長とする場合、③は自治体の中で幼稚園教諭と保育士が同じ職階であり、他の一般職員と同じ給与待遇の場合に、幼稚園教諭と保育士の中から年長者を園長として選出する。④は、教育関係経験者等を園長とするケースである。それぞ

れ自治体の幼稚園教諭と保育士の待遇をどうしているか、両者の人事交流はしているか、幼保一体化施設や認定こども園を開園するにあたり、地域住民や保育者の理解を得ているか等により異なる。したがって園長の選出は市町村の子育て支援に対する取り組みの表れであるといえるのである。

4. 認定こども園の運営

(1) ゆたかこども園の定員

ゆたかこども園は、0～5歳児の幼保連携型認定こども園であり、短時間部と長時間部に分かれる。0～2歳児は長時間部のみであり、0・1歳児は定員各5名、2・3歳児は各20名、4・5歳児は各30名、短時間部の3歳児は定員20名、4・5歳児は各30名、合計190名定員の大規模な施設である。認定こども園のため子育て支援事業も行っており、園開放や子育て相談、一時預かり保育も行っている。(図表3-9)

図表3-9 ゆたかこども園の概要

年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
長時間部定員 (7:30～18:30)	5名	5名	20名	20名	30名	30名	110名
短時間部定員 (8:30～14:00)	—	—	—	20名	30名	30名	80名
職員	園長1名、副園長1名、主任2名(内1名、子育て支援担当兼務)、教諭・保育士20名、事務職員1名、管理員1名、調理員4名、保育補助1名						

(出所) ヒアリングにより作成。

(2) 園長の選定と園長の役割

①園長の選定

園長の選定は重要な課題であり、創設時の運営つまり幼稚園教諭と保育士の連携、子ども支援、保護者支援、そして園運営に大きな影響を及ぼす。認定こども園の園長は、自治体により異なり、その自治体の思いや今までの背景が影響している場合も多い。東京都は先述したように、幼稚園教諭は1999年まで都の職員であったこともあり、幼稚園教諭は役所職員の課長クラス、保育士は福祉職のため係長クラスとなっていたため、園長は幼稚園教諭でないとなることができない。これは東京都内特有の事情である。

園長の選出については、市町村が認定こども園を開園する場合、次の選出が多く行われる。第1に、役所の行政職の男性管理職である。第2に市町村の幼稚園もしくは保育所の年長者の園長を置く。第3に幼稚園教諭か保育士の年長者である。第4に教育関係経験者である。鯖江市では、地域の女性、元教育職管理職(元小学校校長)を認定こども園の園長とした。子どもを理解している(教育職)地元出身の女性管理職経験者である。このことで、教職員の意識の統一を図り、保育士と幼稚園教諭の間の連携には重要であることを実践した。また地域出身であることで保護者の信頼も厚く、管理職経験が新設の認定こども園の運営に大きな役割を果たした。

②園長の役割と取り組み

園長の具体的な取り組みは次の3点である。第1に短時間児と長時間児ともに教育・保育環境を整え、0歳児から教育保育の一貫性、連続性を重視した計画的な取り組みと組織力を生かし環境の充実を図った。第2にカリキュラムの充実を図る。子どもたちが自ら考え伸び伸びと遊ぶための援助の在り方の工夫、五感を活かし、本物に触れる機会を積極的に導入する、5歳児と小学校1年生を繋ぐカリキュラムを実践した。第3に家庭・地域に開かれた園づくりを心掛け、保育者が安心して子どもを預けることが出来る園づくりを行う。保護者の育児相談の充実を図り、地域の人との交流を保育に生かした。1年に2回保護者にアンケートをとり改善を行い、必ず保護者に回答し運営の改善を行っている。

また園長は、開園にあたり教職員の意識の統一を掲げ、認定こども園の教職員としての創造力と責任を共有する意識の統一を図ることを念頭においた。この園長が掲げた意思統一が日々の保育の協働性を生み出している。

5. まとめ

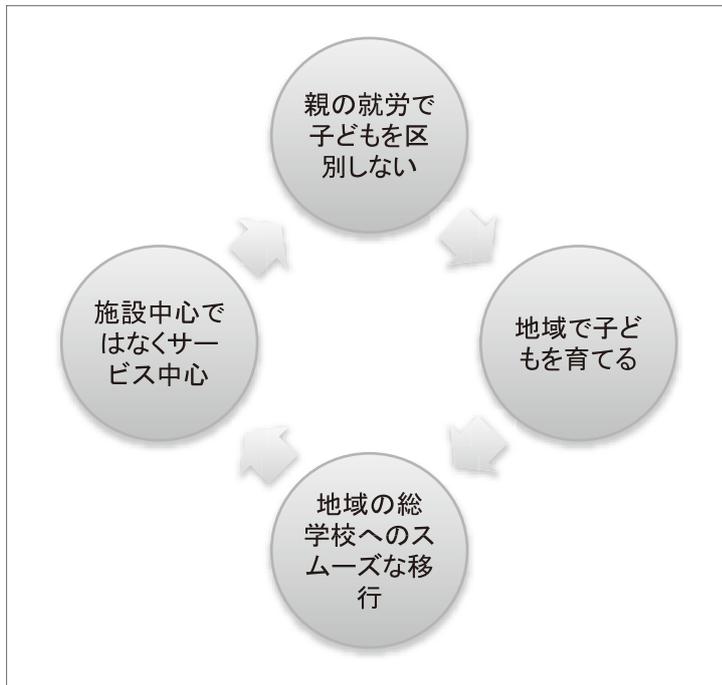
鯖江市の幼保連携型認定こども園は、保育所利用者が増加している地域の住民の要望により、「豊小学校等改築期成同盟会組織」が立ち上げられ、地域住民の声から立ち上げられた組織であり、地域で子どもを育てることを主眼とした取り組みであった。発足から約5年後、隣接していた幼稚園と保育所の役割を維持しつつ、旧幼稚園を増築し、幼保連携型認定こども園としてスタートをした。隣接する小学校への就学前教育・保育を行う施設、そして地域の子育て支援センターとしての役割も担っている。園長の方針をもとに、教職員が意識の統一を図り、「地域の子どもを育てる」という基盤をもとに、アンケートを実施し、結果を運営に生かし改善を行っている。

今後の取り組みとしては、隣接する小学校と目指す子どもの姿を共有し、5歳児と1年生を繋ぐカリキュラム作りに取り組むことである。授業参観や夏季休業中の保育体験を通じた交流や研修等を計画的に行い、小学校との連携を一層深めるカリキュラムの構築を図り、保幼小連携の子育て支援を担うことが今後の課題であるといえる。

ゆたかこども園の取り組みは、地域住民が自治体に働きかけ、幼保連携型認定こども園を開園した事例であり、行政と市民が協働で行った事業である。認定こども園の運営については、「地域の子どもを地域で育てる」ことを主眼におき、地元出身者の元小学校長を園長とし、教育・管理職経験のある女性を登用した。園長は、小学校教諭であるため、子どものことをよく理解しており、さらに女性でもあることから、保育士と幼稚園教諭の協働性の実現をさらに強め、「地域の子どもを地域で育てる」ための連携の要となっている。この鯖江市の認定こども園の取り組みについては、親の就労に関係なく子どもを育てる、地域で子どもを育てる、地域の小学校へのスムーズな移行、施設中心でなくサービスを主眼に置くことを踏まえた取り組みである。

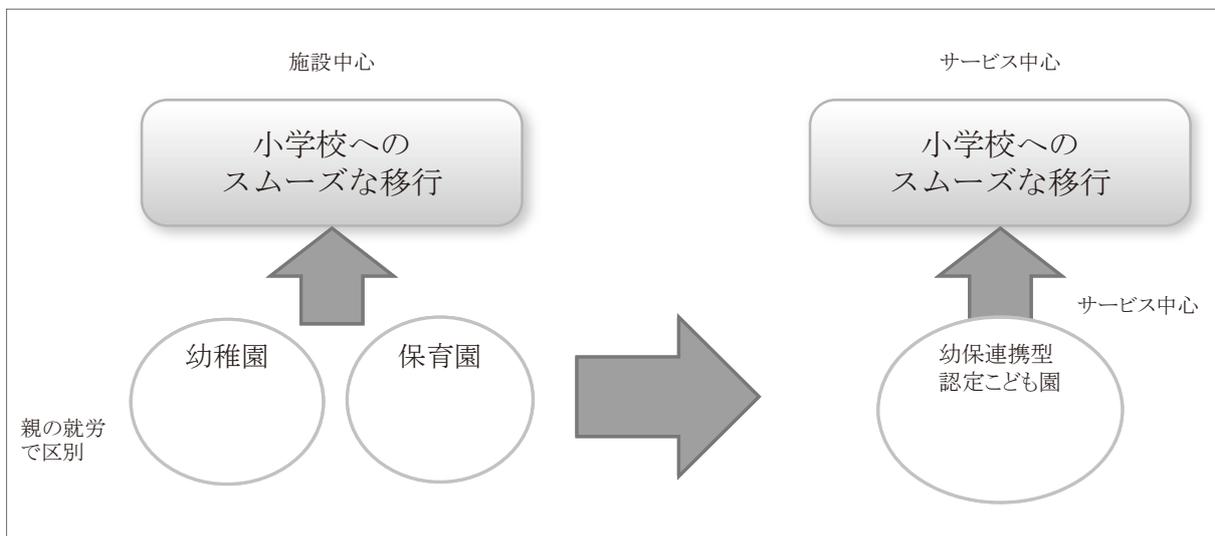
(図表3-10・図表3-11)

図表3-10 ゆたかこども園の開設における視点



(出所) 筆者作成。

図表3-11 施設中心からサービス中心の子育て支援へ



(出所) 筆者作成。

第4章 子育て支援のまちづくりと各機関の連携 —福井県小浜市を事例として—

小浜市は、2001年全国で初めて「食のまちづくり条例」を制定した町であり、市・市民・事業者の三者が協力し、協働の名のもとにまちを上げて取り組んだ。この取り組みは食だけでなく、子育て支援の一環にもなっている。そこで、小浜市の子育て支援の現状と取り組み、連携について調べ、保育者のアンケートを通して子どもの発達等に関する配慮等も含めた専門職との連携の現状と課題について検討することとする。

1. 小浜市の概要と「食のまちづくり」

(1) 小浜市の概要

福井県小浜市は、福井県の南西部にあり、若狭地方の中央に位置する人口30,618人、世帯数11,832(2014年10月現在)の自治体である。1951年小浜町と内外海・今富・国富・遠敷・口名田・中名田・松永の1町7村が合併して敷かれ、その後宮川・加斗2村の編入により現状の小浜市となり、若狭地域の中核都市である。(図表4-1)

小浜市の北部は、国定公園の指定を受けた若狭湾に面しており、海岸線の一部は「蘇洞門(そとも)」を有するリアス式海岸となっている。南部は、京都北部一帯に連なる山岳である。古来、京都・滋賀・奈良への大陸文化の伝達の経路となっていた地域であり、海と山に恵まれた、豊富な地域である。

小浜市は、奈良・飛鳥時代に豊富な海産物や塩を伊勢や淡路と同様、食材を朝廷に献上した「御食国(みつけのくに)」して知られており、当時天皇の職を司る役人である膳臣(かしわでのおみ)がこの若狭地域を納めていた歴史もある。そして、江戸時代から近代にかけて、海産物を京都へ運んだ道を「鯖街道」と呼び、現在も親しまれている。

図表4-1 小浜市の位置



(出所) 福井県小浜市HPより。

(2) 食のまちづくり条例の制定

小浜市は、2001年9月全国ではじめて「食のまちづくり条例」を制定し、2002年4月1日に施行された。その背景は、先述した小浜の食の歴史と2000年8月に就任した当時の小浜市長の「地域の資源を活かしたまちづくりを進める」とのリーダーシップによるものが大きい。市長は、地域の御食国の歴史と現在も受け継がれている豊かな「食」に着目し、まちづくりの重要な施策の柱として、「食のまちづくり」をスタートさせた。

「食のまちづくり条例」では、総則の目的として「市、市民、事業者が協力し合い、食のまちづくりを推進し、個性豊かで活力ある小浜市を形成するため」としている。定義は、「食」「食のまちづくり」「身土不二（しんどふじ）⁸」「地産地消」の意味を重要視している。

「食のまちづくり」として取り組む分野は、①産業の振興、②環境の保全、③福祉および健康の増進、④教育および伝承、⑤観光及び交流、⑥安全で安心な食のまちづくりの6つの分野である。

市民に対しては、先述した6つの分野の取り組みについて次の6点を記している。①産業振興のために地元の製品、産品を利用する、②環境保全のために身の回りでできることをする、③健康のために地産地消を心掛ける、④教育の観点から健康的な食について理解して取り入れ、次の世代に継承する、⑤観光振興のために市外の人々を迎えるおもてなしの心を育み、交流する、⑥安全安心なまちづくりを行うために青少年の育成に努める。

食のまちづくりについては、主に地域資源を活かしたまちづくり、「食」を起点とした総合的なまちづくり、市民参画をまちづくり推進の基本手法の3つの特徴があり、この基本手法が、市民と行政の協働のまちづくりの基盤となっている。地域資源を活かしたまちづくりでは、小浜市に「あるもの」を探し、地域の資源の見直しを図った点、「食」を起点とした総合的なまちづくりでは、食材や料理一品に絞るのではなく、小浜の豊富な「食」全体を対象とし、さまざまな分野とのまちづくりを模索した点、市民参画を基本手法とした。

(3) 食文化都市宣言

小浜市は2004年12月、2007年成立の食育基本法に先駆け、食育文化都市を宣言した。小浜市では、子どもを含む、全ての世代が食を通じて生まれ、伝承料理をはじめ食と結びついた地域文化が継承・発展し、市民が自主的に「食のまち」として、更なる特色の創出や発展していくことを目的として、「食育」を重要な事項として位置付けた。そして、市内の小中学校での食育の推進、幼児（親子）の料理教室の開催、全世代を通じた「生涯食育」の推進等、施策の積極的な展開・充実に努めてきた。

食文化都市宣言は、重要な柱を次の7点とした。①「食」が育まれる水・森・川・海・田畑や豊かな環境を大切に守り、育てる、②身土不二に基づき、地産地消に心がけ、地域の食材を尊重して、健康増進を図る、③伝承料理や、四季折々のふるさと料理を学び、郷土の誇りである鯖料理や若狭塗り箸など伝統的な食文化を大切に、次代へ継承する、④農林漁業の体験や料理の実習を通じて、「食」に関する理解を深め、生命を尊び育む心、敬虔な心、感謝の心を育む、⑤幼少より食育を実践し、人づくりの糧とする、⑥「食」の安全・安心に関する知識を深め、実践し、健康長寿を実現する、⑦「食」を通し、おもてなしの心を育み、広くふれあいや交流を深める。

この7つの柱は、小浜市の「食のまちづくり」を創造し、発展させた理念が盛り込まれている。この理念を実現するため、2003年「御食国若狭おばま食文化館」が拠点施設として開館した。小浜の恵まれた自然環境を大切に、地産地消を基軸にして安心安全な食を提供、健康増進をはかることを目的とされ、食に関する郷土品（若狭塗り箸）を含めた伝統文化の継承と、子ども

から老人を含めた食育の実践ともてなしを育むことを目指したのである。

そして、子育て支援に関連する所としては、食のまちづくりの関連で整備されている施設である「食文化館」に「キッズキッチン」が設置されていることである。市内の満5歳児全員が、子どもたちだけで食事をつくり小浜市の食の歴史も学ぶ機会が設けられている。これを「義務食育」と呼んでいる。「義務食育」では、市内の各保育園、各幼稚園、認定こども園単位で行われている。また、食育計画に沿った給食や畑作業等、多くのものが保育計画の中に盛り込まれている。

2. 小浜市の子育て支援機能

(1) 小浜市の子育て支援施設の概要

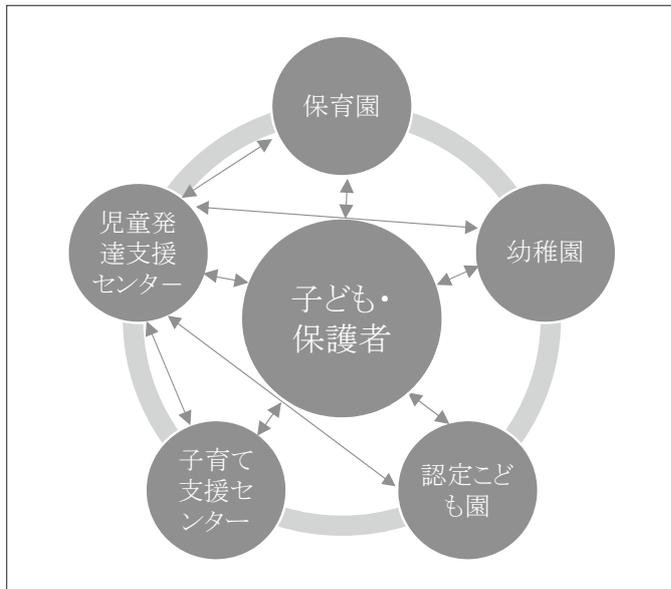
小浜市では、子育て支援機能として、公立保育園、私立保育園、公立認定こども園、子育て支援センター、児童発達支援センターがある。小浜市では、少子化と施設の老朽化と2004年度に行われた三位一体改革による公立保育所運営費の一般財源化と施設設備費の廃止により、小浜市の財政状況も厳しくなり、「小浜市行政改革集中改革プランおよび実施計画」で保育園の統廃合及び民営化を推進することが決まり、2007年「小浜市保育園統廃合および民営化計画」が策定された。その後2011年「小浜市保育園統廃合及び民営化計画（後期）」も策定された。

前期計画としては、近隣同士で定員が少なくなっている保育園と同じ小学校区にある保育園2園を統廃合、民営化することが決められた。また、後期計画としては市内唯一の幼稚園と近隣の保育所を認定こども園へ移行することを視野に再編成することも検討事項に入れられていた。一方、私立保育園は、乳児園1園、保育園2園となり、2014年度では公立保育園8園、私立保育園（乳児保育園含む）3園、公立認定こども園1園の体制で運営されている。

子育て支援事業のメニューは、障害児保育、延長保育、低年齢児保育、地域との交流、地域子育て支援センター事業、一時保育事業、夜間保育事業、病後児保育事業、ショートステイ事業を行っている。障害児保育については、全公立保育園で行われている。

その他子育て支援センターと児童発達支援センターを含む5つの施設が、子どもと保護者支援をしている。子育て支援としては、子どもを支援することだけでなく、その保護者を支援することが子育て支援に直結する。そこで子育て支援を行っている施設と子ども・保護者との関係を示すと図表4-2となる。

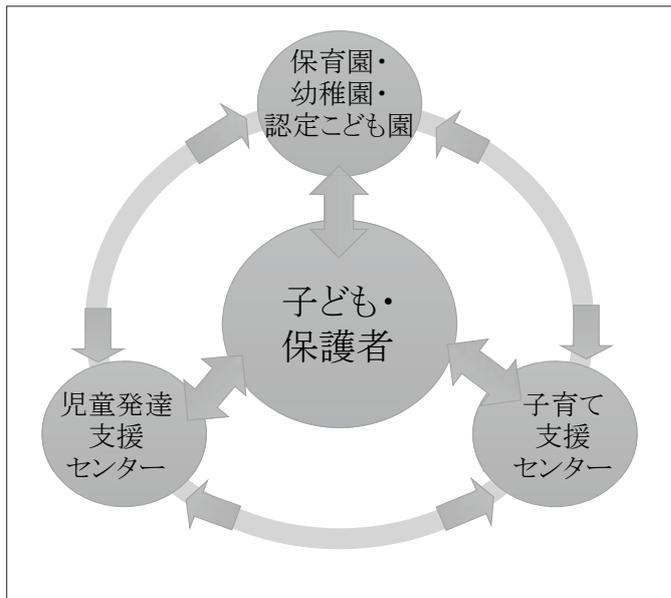
図表4-2 小浜市の子育て支援施設



(出所) 筆者作成。

次に、子どもは親の就労による区分の為、幼稚園、保育園、認定こども園のどちらかに通っているため、この3つの施設を就学前教育・保育施設として捉え、保育園・幼稚園・認定こども園を一つの枠組みにして、子ども・保護者と児童発達支援センターとの関係を示したものが図表4-3となる。子どもと保護者を中心として幼稚園、保育園、認定こども園より、気がかりな子どもには児童発達センターを勧め、子育て支援センターを利用した子どもに気がかりな子が来た場合は、児童発達センターへ引き継げる体制がとられている。

図表4-3 子どもと保護者を中心として捉えた子育て支援施設



(出所) 筆者作成。

(2) 就学前のフォロー体制—関係機関との連携—

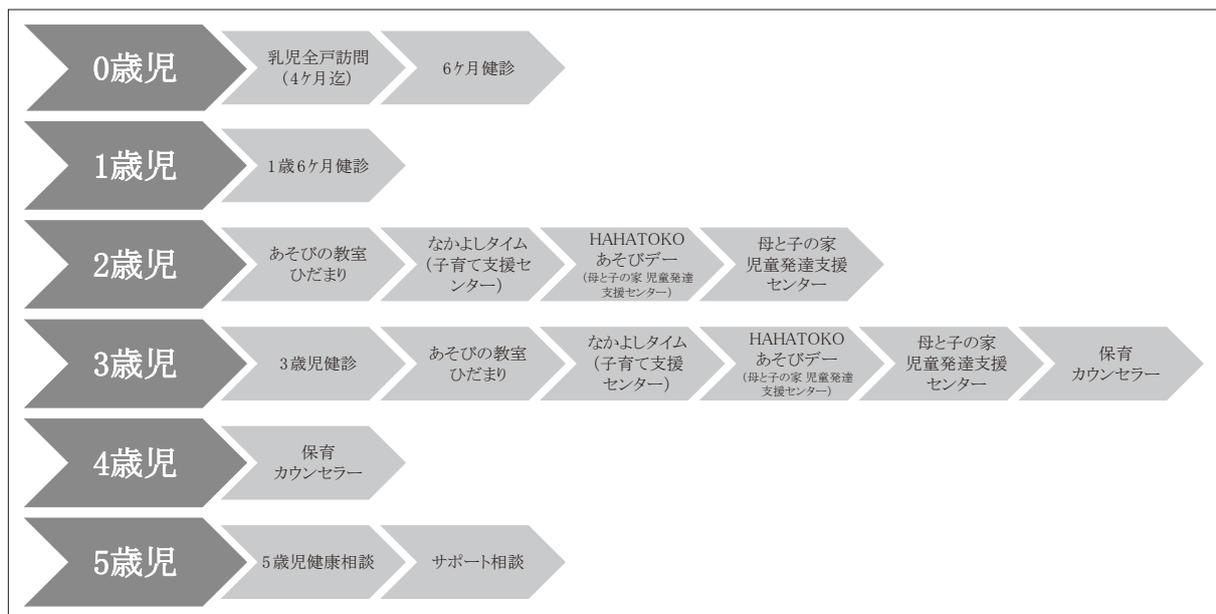
①就学前のフォロー体制

0～6歳児までの就学前のフォロー体制を図にしたのが下記の図表4-4となる。0歳児では、生後4ヶ月までに保健師による乳児全戸訪問が行われている。6ヶ月健診と1歳6ヶ月検診では、医師と保健師、子育て支援センターが関わり健診を行っている。

2・3歳児になると、あそびの教室「ひだまり」があり、子どもと保護者が一緒に過ごせる施設がある。また子育て支援センターにある「なかよしタイム」では、児童発達センターの職員も見守っており、児童発達センターに繋げる役割も果たしている。また、保育カウンセラーも健診や各施設を見回り、子どもの様子を見守り、他の機関への連携を図っている。4歳児は、3歳児からの継続で保育カウンセラーによる見守りと連携、各施設との繋がりがとられている。

5歳児になると5歳児健康相談と、就学にむけたサポート相談や教育指導等が入り、6歳児に繋ぐ役割も担っている。6歳児には、就学前健診、サポート相談が行われ、気になる子どもについては、県の就学支援委員会にかけられ、就学時の学校について保護者と相談の元で特別支援学校、普通学級等に方向づけられていく構造となっている。

図表4-4 就学までのフォロー体制



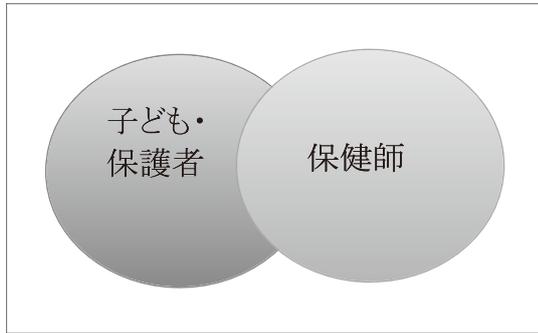
(出所) 小浜市の資料をもとに筆者作成。

(3) 子育て支援のフレームワーク

小浜市で行っている就学前のフォロー体制の事業を連携している職種や機関を年齢ごとに理解しやすいように図式化してみると下記の図表となる。(図表4-5参照)

0から4ヶ月児については、全戸訪問が行われており、健康長寿課の健康管理センターの保健師が、自宅を訪れ、子どもと保護者に直接会い、保護者の相談にのり、家庭環境を観察している。この事業については、役所の健康長寿課のみが関わっている形となっている。

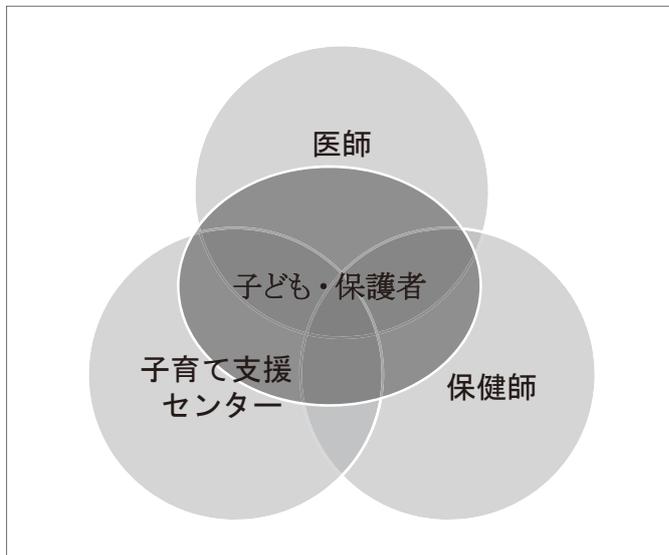
図表4-5 0～4ヶ月児の全戸訪問のフォロー連携



(出所) 筆者作成。

6ヶ月児健診では、医師が子どもを健診し、保健師、そして子育て支援センターの保育士の三者が子どもの状況を観察し、子どもと保護者の様子を見ている。この三者は、役所の管轄でいうと健康長寿課と社会福祉課の2つの部署となり、この2つの部署が連携している事業である。1歳6ヶ月児健診では、6ヶ月児健診と同様、医師、保健師、子育て支援センターの保育士が子ども・保護者を見ている。さらに、この健診で気がかりな子どもがいる場合は、「あそびの教室 ひだまり」に子ども・保護者を誘い、日々の様子を観察しながら支援を行っている。(図表4-6参照)

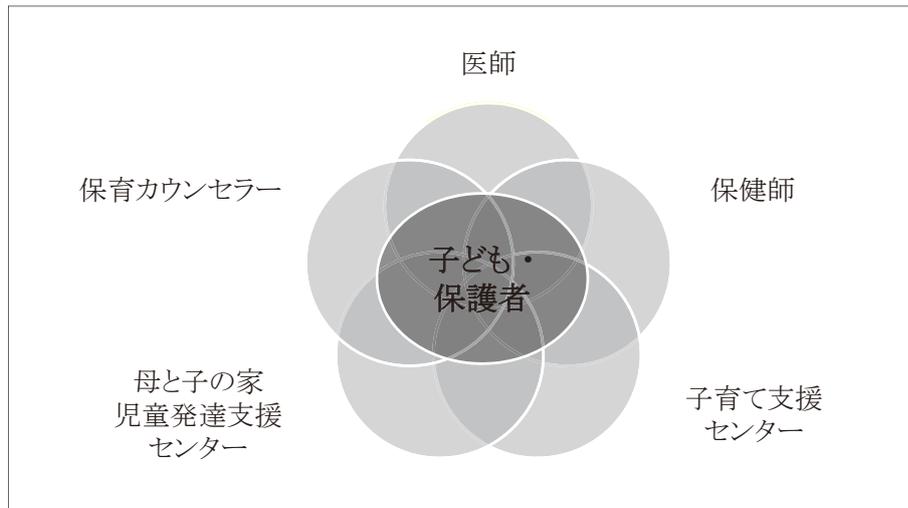
図表4-6 6ヶ月・1歳6ヶ月児健診のフォロー連携



(出所) 筆者作成。

3歳児健診では、子ども・保護者を支援する職種・機関が増え、医師、保健師、子育て支援センターの保育士にさらに「母と子の家児童発達支援センター」と保育カウンセラーの五者が連携している。この保育カウンセラーは社会福祉課の非常勤職員である。気がかりな子どもがいる場合は、児童発達支援センターに遊びに来るように促し、継続的に子どもを観察していくようにしている。したがって、3歳児健診は、役所においては健康長寿課と社会福祉課の両者が連携していることとなる。(図表4-7参照)

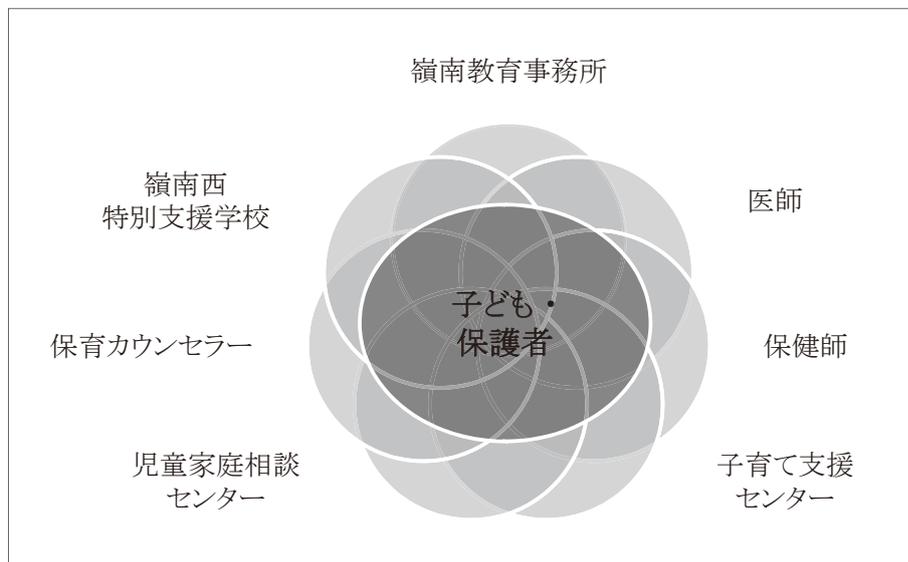
図表4-7 3歳児健診のフォロー連携



(出所) 筆者作成。

5歳児健診の管轄は、社会福祉課である。年中ということもあり、就学へむけた支援体制がとられている。3歳児健診で関わっている、医師、保健師、子育て支援センター、児童発達センター、保育カウンセラーに加え、嶺南西支援学級や嶺南教育事務所の7ヶ所との連携システムが構築されており、就学へむけた連携体制がとられている。(図表4-8参照)

図表4-8 5歳児のフォロー連携



(出所) 筆者作成。

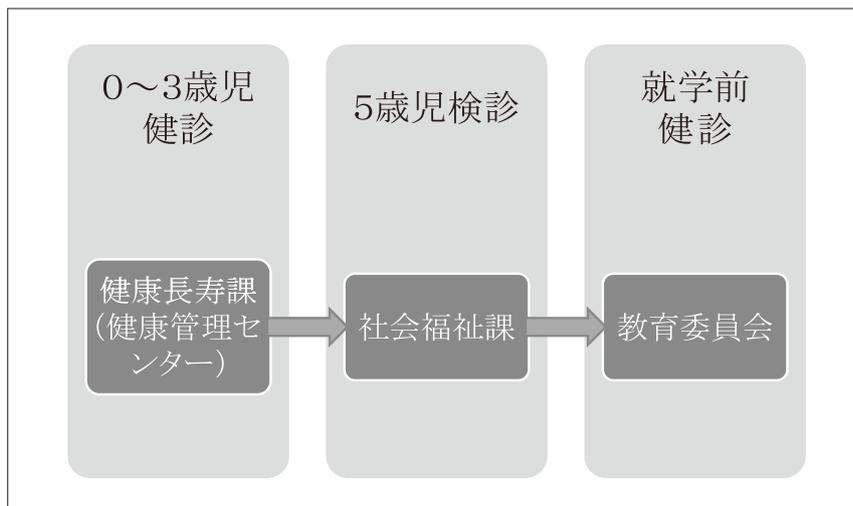
このように見ていくと、最初の0～4ヶ月の乳児全戸訪問については、子どもと保護者に関わり支援をしているのは、健康保険センターの保健師だけであるが、6ヶ月健診・1歳6ヶ月健診では、保健師の他に、医師と子育て支援センターの保育士の三者が子どもと保護者を支援していることがわかる。次に3歳児をみると医師・保健師・子育て支援センターの保育士の他に保育カウンセラーや「母と子の家児童発達家庭センター」(保育士または児童相談員)と5つの職種ま

たは機関と連携している。5歳児をみると、医師、保健師、子育て支援センター、児童家庭相談センター、保育カウンセラー、嶺南西特別支援学校、嶺南教育事務所の7つの職種または機関と連携している。

したがって、就学前のフォロー体制としては、子どもの年齢が大きくなるたびに、子ども・保護者を支援する機関や職種が増え、連携しているといえる。これは、子ども・保護者を支援する視点や観点が年齢を重ねるたびに重層的になっており、専門的見地をもって支える仕組みとなっている。

この健診を役所の担当課別に示したものが図表4-9となる。0～3歳児健診の担当部署は、健康長寿課、5歳児検診は、社会福祉課、就学前健診は教育委員会と同じ健診という健康面のチェックと子どもの発達や子どもと保護者との関係を見る事業でも、年齢により、担当部署が変わっている。担当部署の変化は、子ども・保護者に必要なものとして捉えた場合にその担当となる部署が行っているということであり、担当部署が変わっても、年齢ごとに連携がとられ、内容が引き継がれている。健康長寿課と社会福祉課は同じ民生部であるが、就学前健診は教育委員会へ移行される。

図表4-9 健診における年齢ごとの担当部署



(出所) 筆者作成。

(4) 児童発達支援センターの役割と連携

児童発達支援センターは、児童発達支援事業と保育所等訪問支援事業を行っている施設である。児童発達支援センターの目的は、児童福祉法に基づき、「地域障がいのあるお子さんや、発達の気がかかりなお子さんや家族への支援」及び「障がいのあるお子さんや、発達の気がかかりなお子さんをあずかる他施設への支援を行う」等地域の療育拠点となる支援施設である。支援内容は、発達支援と発達相談、保護者学習会・座談会（HAHANOKO たいむ）と関係機関との連携が大きな柱となる。

職員配置は、児童発達支援事業として児童発達支援管理責任者1名、児童指導員2名、保育士1名であり、保育所等訪問支援事業としては、児童発達支援管理責任者1名、非常勤の医師1名、言語聴覚士1名、作業療法士2名となっている。その他県の職員として、理学療法士1名、言語聴覚士1名、臨床心理士1名との連携がとられている。

第4章 子育て支援のまちづくりと各機関の連携 ―福井県小浜市を事例として―

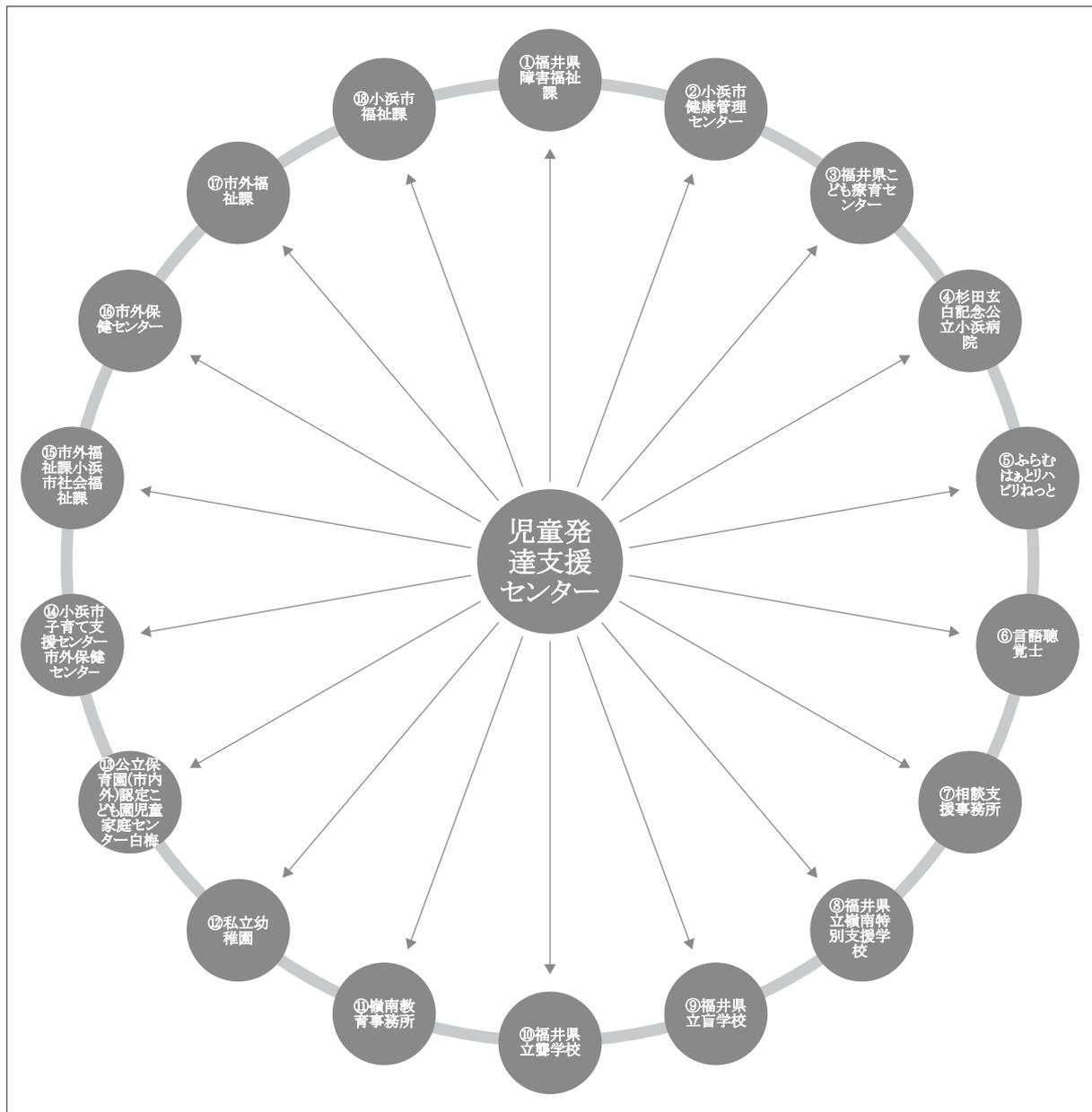
発達支援では、個別療育による言語療法、作業療法、理学療法が行われており、集団保育では保育士や児童指導員がさまざまな遊びを通し、子どもの発達を促進する支援をしている。また、グループ保育・個別保育では、保育士が児童指導員、言語聴覚士、臨床心理士と連携をとりながら少人数で保育を行い、発達や特性に応じた遊びや生活を通し、コミュニケーション・運動発達、日常生活における基本動作の獲得、集団生活への適応を支援している。また、保育園や幼稚園、認定こども園に専門の職員が訪問し、子どもが集団生活に適応できるような支援や職員への助言を行う保育所等個別訪問支援を行っている。

発達相談では、医療相談と療育相談、言語相談が行われている。医療相談は、療育を効果的に進めることを目的として小児科医が月1回検診を行い、健康や発達に関することを保護者に助言・指導するものである。療育相談は、福井県こども療育センターの臨床心理士が行っており、グループ保育の中で子どもの発達の確認を行い、保護者へ子どもへの関わり方の助言を行っている。言語相談では、同じく県のこども療育センターの言語聴覚士が、グループ保育の中で子どもの言葉やコミュニケーション等の発達の確認を行い、保護者へ子どもへの関わり方の助言を行うものである。

保護者学習会・座談会では、福井県こども療育センターの臨床心理士や言語聴覚士と保護者座談会を行い、テーマを決めて保護者の学習会を開催している。

関係機関との連携は、大きく4つにわけられている。まず子どもが在籍している保育園、幼稚園、認定こども園の職員と連携をとりながら支援を進める。次に健康管理センターの保健師と連携をとりながら、フォロー教室であるあそびの場「ひだまり教室」（担当：健康長寿課）で子どもの様子をみながら母と子の家児童発達センター（担当：社会福祉課）の療育へとつなげる。さらに子育て支援センター（担当：社会福祉課）と連携し、子育て支援センターのフォロー教室である「なかよしタイム」を利用している子どもで気がかりな子どもを児童発達支援センターの療育へとつなげる。さらに、療育機関や小学校、特別支援学校との連携を持ち継続的な支援を行うこととなっている。児童発達支援センターを中心とした連携を表すと下記の図表4-10となり、18ヶ所もの機関と連携がとられている。③福井県のこども療育センターでは、言語聴覚士・理学療法士・臨床心理士との連携・支援がある。④杉田玄白記念公立小浜病院では、こども療育センター同様に3つの資格者に小児科医師が追加される。⑤は介護保険事業を中心とした有限会社で、作業療法士との連携、⑥は越前町在住の言語聴覚士との連携、⑦相談支援事業所は相談支援専門員との連携であり、各市町村社会福祉協議会等と連携している。⑰市外福祉課としては美浜町・若狭町・おおい町・高浜町が該当する。⑱小浜市社会福祉課は、課内の障がい、母子福祉グループと少子化対策、児童保育グループとの連携を示したものである。

図表4-10 児童発達支援センターの関係機関との連携図

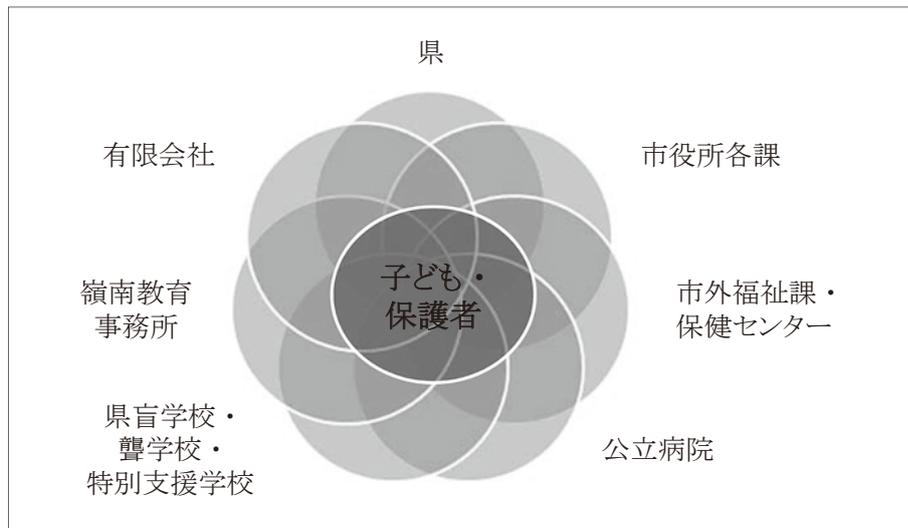


(出所) 社会福祉課資料により筆者作成。

このように18ヶ所との連携があるが、その18ヶ所は、県レベル、市役所の各課レベル、市外福祉課等、公立病院、県盲学校・聾学校・特別支援学校、嶺南教育事務所、作業療法士のいる有限会社と多種にわたる組織となっている。これを図で示したものが、図表4-11となり、さまざまな階層（県・市町村・その他）との連携がとられていることがわかる。

第4章 子育て支援のまちづくりと各機関の連携 ―福井県小浜市を事例として―

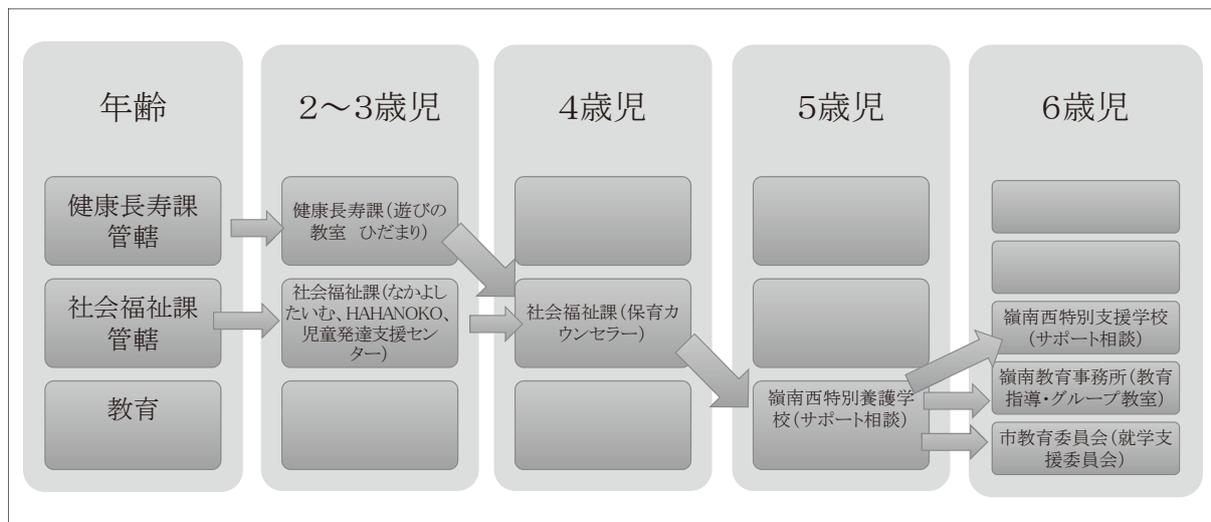
図表4-11 児童発達支援センター連携の階層別組織図



(出所) 筆者作成。

次に年齢別に小浜市役所内レベルの担当をみると2～3歳は、健康長寿課と社会福祉課が行っており、4歳児は保育カウンセラーが関わるため社会福祉課のみとなる。5歳児は、嶺南西特別養護学校のサポート相談のため、県の教育レベルとなる。6歳児になると就学前のため、保護者の意見の元、特別支援学校・養護学校・普通学級にわかれるため、教育機関である嶺南西特別支援学校のサポートのみならず、嶺南教育事務所での教育相談・グループ教室、気がかりな子どもの就学先を検討するための市教育委員会の就学支援委員会にかけられる仕組みとなっている。(図表4-12参照)

図表4-12



(出所) 社会福祉課資料により筆者作成。

3. 保育者からみた連携の現状と課題—保育者のアンケートを通して—

(1) アンケートの内容

保育所、幼稚園、認定こども園には、様々な子育て支援機能があり、その支援を行うためには、施設だけでなく、その他関連する職種や機関との連携を通して行い、子どもと保護者を支援する機能と役割を担っている。そこで、現場の保育士（常勤）の方に協力いただいて、次のアンケートを行った。

子育て支援における4つの事項①子どもの安全や健康への配慮、②段階に応じた成長・発達、③保護者支援・家族支援、④地域の子育て支援について他の職員や業種と連携しているかを選択（複数可）してもらった。さらに、今後連携をとりたい職種や機関についても同様の方法で調査した。

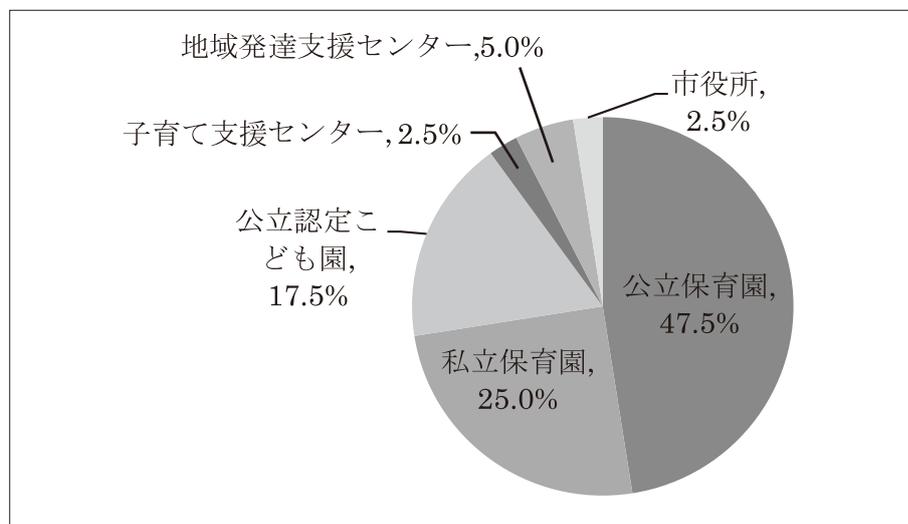
(2) アンケートの調査方法

小浜市の保育者にアンケートをとり、子育て支援における連携の現状と課題をみることにする。アンケートの対象については、市内の保育者である公立保育園、私立保育園、公立認定こども園、子育て支援センター、地域発達支援センター、児童発達支援センター、市役所内勤務の常勤職員に対して行った。調査期間は、平成27年10月である。

(3) アンケートの回答者

回答者は、平均勤務年数16.45年、園長12名、副園長1名、主任10名、担任14名、フリー1名、その他2名、合計40名（回収率85%）である。アンケートの回答者は、公立保育園19名、私立保育園10名、公立認定こども園7名、子育て支援センター1名、地域発達支援センター2名、市役所内勤務1名であった。勤務先の割合は、公立保育園47.5%、私立保育園22.5%、公立認定こども園17.5%、地域発達支援センター5.0%、私立幼稚園2.5%、子育て支援センター2.5%であった。（図表4-13参照）

図表4-13 アンケートの協力者の勤務先の割合



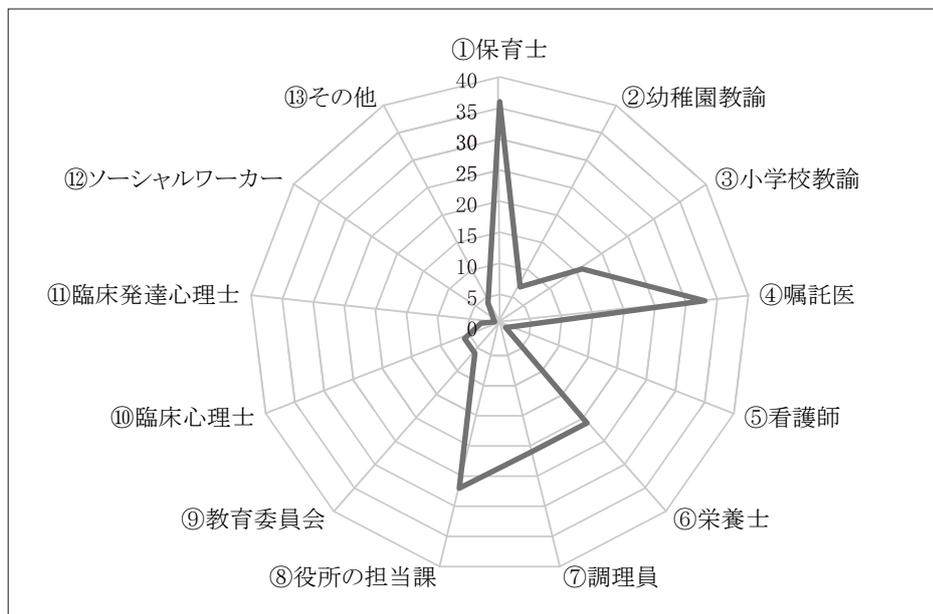
（出所）アンケート結果より筆者作成。

(4) アンケートの結果

①子どもの安全や健康への配慮について

子どもの安全や健康への配慮について、保育者が連携していると答えた職種は、保育士が17名、嘱託医が16名、役所の担当課15名、小学校教諭が13名、調理員10名、栄養士9人、教育委員会2名、幼稚園教諭が2名、看護師0名であった。それをレーダー図で表したものが図表4-14である。保育士との連携が顕著に表れている。次に役所の担当課と嘱託医と調理員との連携が多く表れており、現場で子どもを支援している保育士同士の連携と保育園の組織の担当課との連携が重要視されていることがわかる。また、嘱託医は子どもの体調に応じて診断してもらう大切な役割を担い、調理員は保育現場にいて、直接子どもの食事（給食）にかかわるために、連携が大きく表れている。看護師については、常駐していないため、嘱託医との連携が顕著になって表れている。

図表4-14 子どもの安全や健康への配慮に関する連携職種・機関（全体）

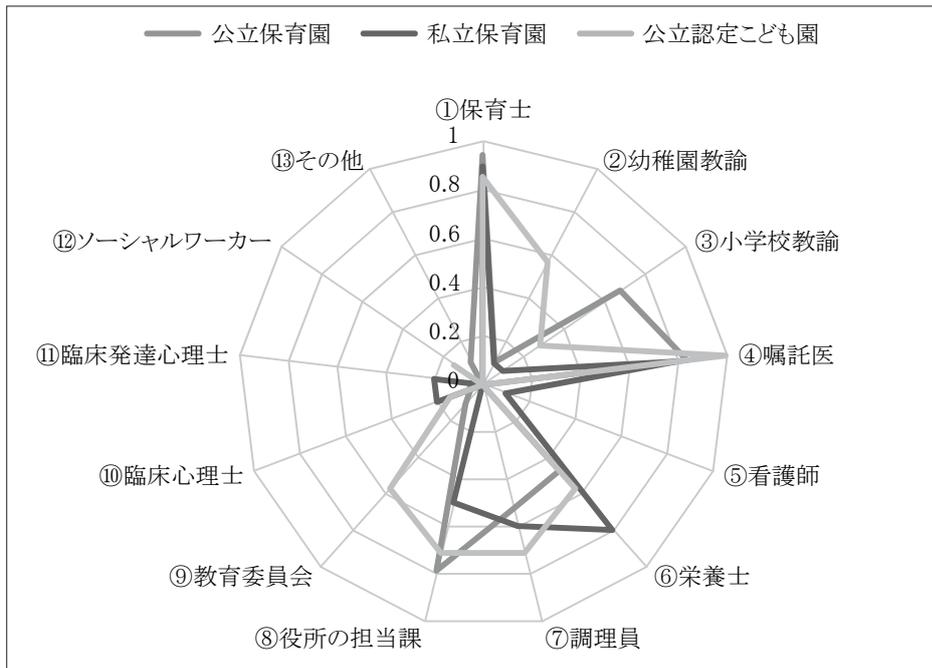


(出所) アンケート結果より筆者作成。

次にそれぞれの施設の特徴をみるために、施設ごとの割合をみてみると図表4-15となる。公立保育園の特徴については、保育士、嘱託医、役所の担当課との関わりが顕著に表れている。公立保育園は、他の施設よりも小学校教諭との連携が多く出ている点である。その理由としてはヒアリングによると近隣の小学校である学校保健師との保幼小連絡会、保育所と小学校との合同の防災訓練等が行われているからである。

次に私立保育園の特徴は、栄養士との連携が多く、役所の担当課との連携は、公立施設よりも低くなっている。また、臨床心理士、臨床発達心理士との連携を少し持っていることがわかる。公立認定こども園の特徴についてみると、幼稚園教諭と教育委員会との連携が他の施設よりも多いことがわかる。これは認定こども園内での保育士と幼稚園教諭との連携の必須であるといえる。また、認定こども園は保育所部分の担当課は社会福祉課であり、幼稚園部分については、教育委員会の管轄になるため、この2つの担当課との連携が多いことが特徴となって表れていた。

図表4-15 子どもの安全や健康への配慮に関する連携職種・機関（施設別）



（出所）アンケート結果より筆者作成。

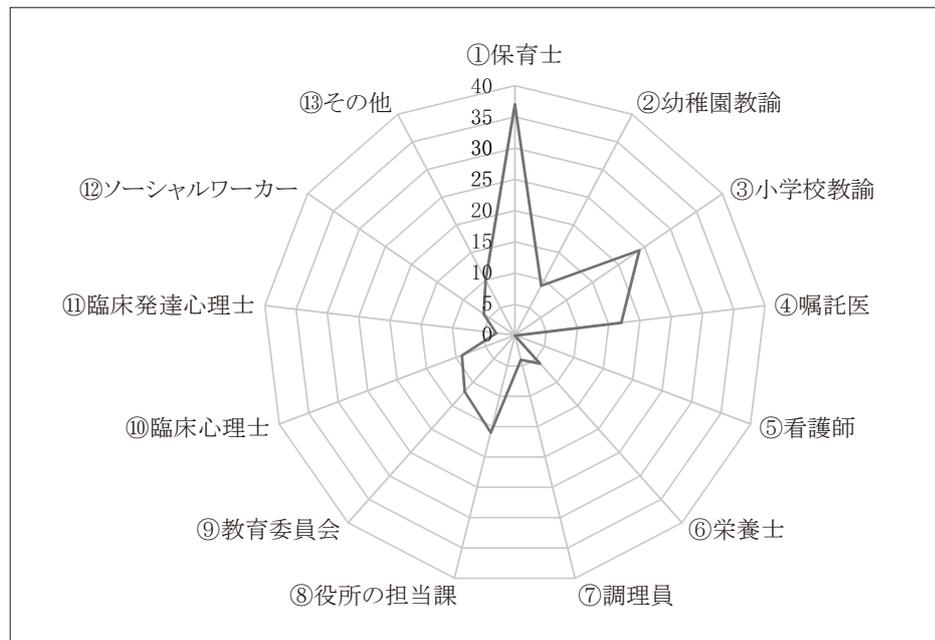
②段階に応じた成長・発達

段階に応じた成長・発達について、全体についてみると図表4-16となる。保育士との連携が顕著でその他は、小学校教諭、嘱託医、役所の担当課となっている。しかし、発達にかかわる専門職である臨床心理士と臨床発達心理士との連携が少ないことが問題である。小浜市では、児童発達支援センターに臨床心理士がいない。また2年ほど前に臨床心理士を募集したところ、有資格者がいないため、採用できなかったとの経緯がある。有資格者をどのように確保するかが今後の課題となる。都市部では、臨床心理士の就職先がなかなかないということがあるが、一方地方では有資格者がいないということが課題となるケースであった。したがって、現在は、発達に問題がある場合は、保育カウンセラー⁹がよく機能しており、嶺南教育事務所の特殊教育専門の者に引き継ぎ、連携をとっている。また県の児童相談所には臨床心理士がいるので、その方に繋ぐ役割も担っている。保育カウンセラーは非常勤であるので、小浜市では、マンパワーに頼っているともいえる。

次に施設ごとの結果を見ると図表4-17となる。公立保育園の特徴は、小学校教諭や教育委員会との連携が多いことである。その他については、保育カウンセラーが36.8%、支援学校教諭5.2%となっており、市の保育カウンセラーが重要な役割を果たしている。

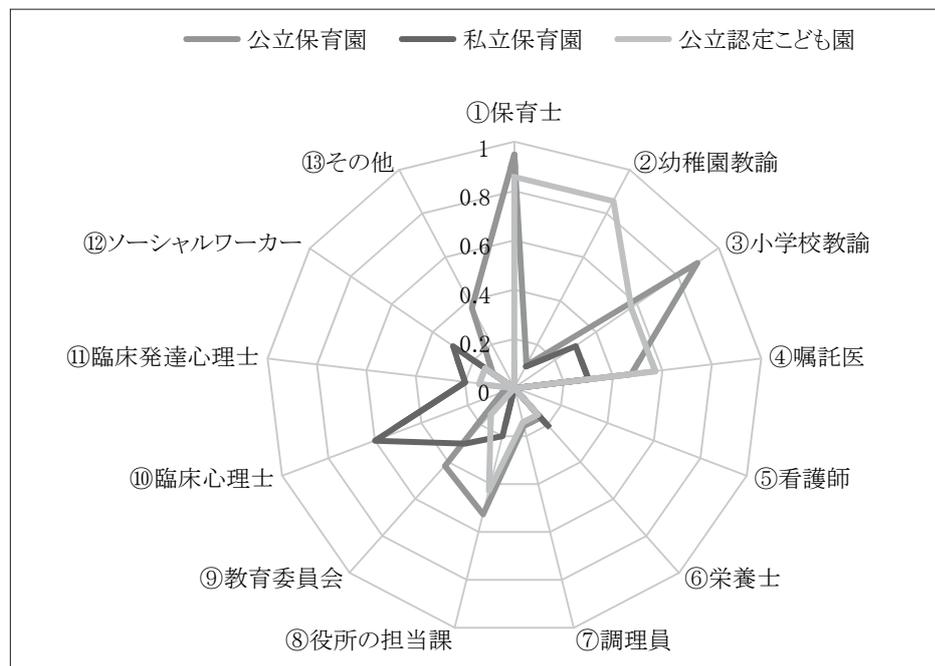
第4章 子育て支援のまちづくりと各機関の連携 —福井県小浜市を事例として—

図表4-16 段階に応じた成長・発達に関する連携職種・機関（全体）



（出所）アンケート結果より筆者作成。

図表4-17 段階に応じた成長・発達に関する連携職種・機関（施設別）



（出所）アンケート結果より筆者作成。

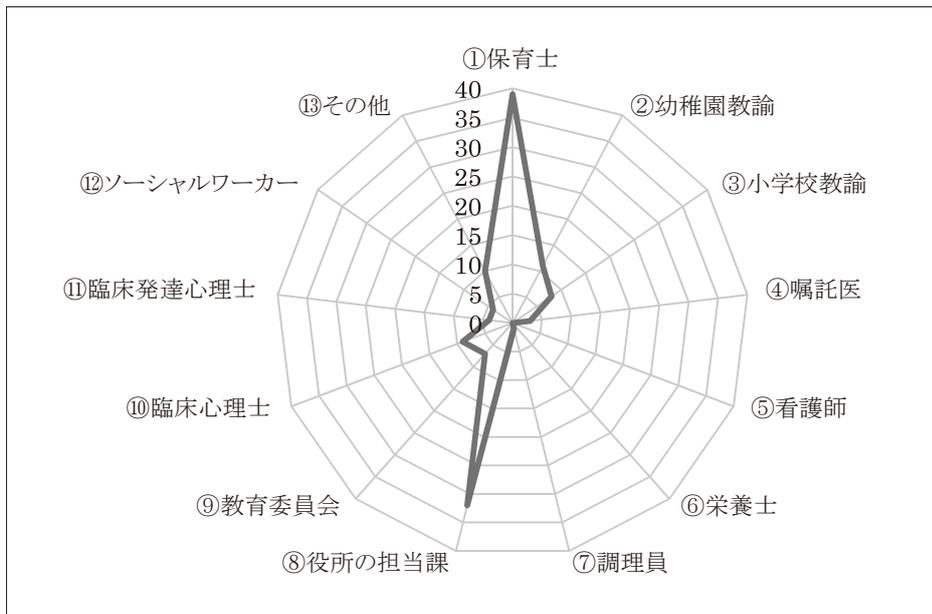
私立保育園の特徴をみると、小学校教諭との連携は他の施設より少なく、臨床心理士との連携が多いといえる。公立認定こども園の特徴は、幼稚園教諭との連携が多く、発達に関しては幼稚園主管の教育委員会よりも社会福祉課との連携が多いことがわかる。

3. 保育者からみた連携の現状と課題—保育者のアンケートを通して—

③保護者・家族支援

保護者支援・家族支援については、全体的に保育士と役所の担当課との連携が顕著であり、他の職種や機関との連携はあまり多くみられない。公立保育園の特徴をみると、保育士と役所の担当課以外に小学校教諭との連携がみられる。またその他として保育カウンセラーが21.1%、児童相談所が10.5%、家庭相談員が5.3%となっており、身近にいる保育カウンセラーとの連携と県の児童相談所との連携があげられていた。さまざまなケースの保護者・家庭支援が必要なため、現場の保育士は保育士間の連携と役所の担当課との連携が顕著に表れていた。(図表4-18)

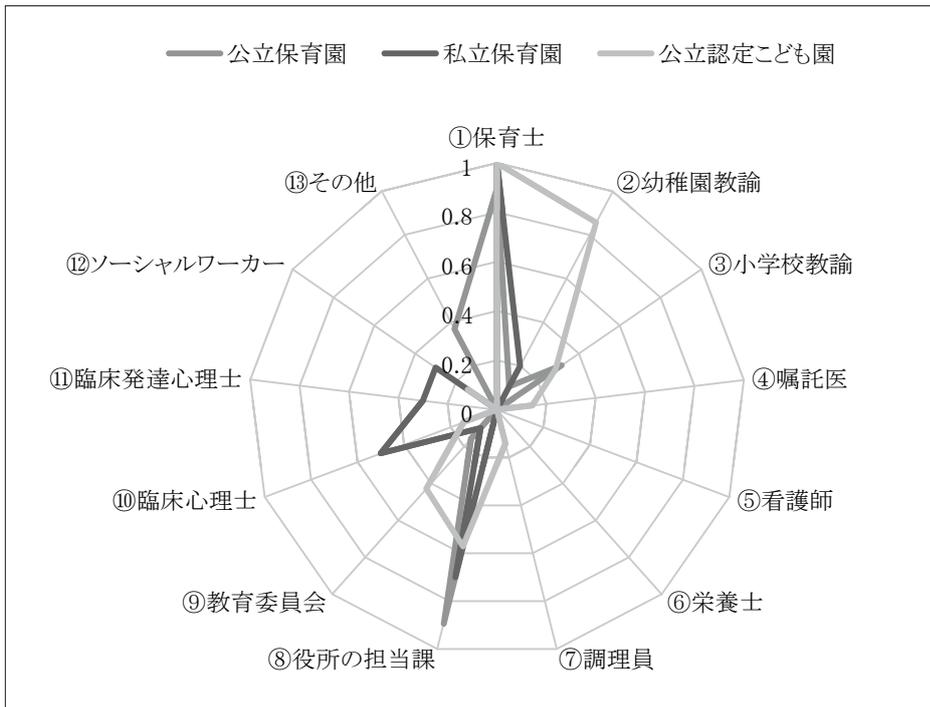
図表4-18 保護者支援・家族支援に関する連携職種・機関（全体）



(出所) アンケート結果より筆者作成。

私立保育園の特徴は、臨床心理士や臨床発達心理士、ソーシャルワーカーとの連携が他の施設よりも出ているところである。公立認定こども園の特徴は、保育士と同様に幼稚園教諭との連携が高い割合を占めており、認定子ども園の保育士と幼稚園教諭との連携が必須であることが理解できる。また、小学校教諭との連携が多いのも特徴である。(図表4-19参照)

図表4-19 保護者支援・家族支援に関する連携職種・機関（施設別）

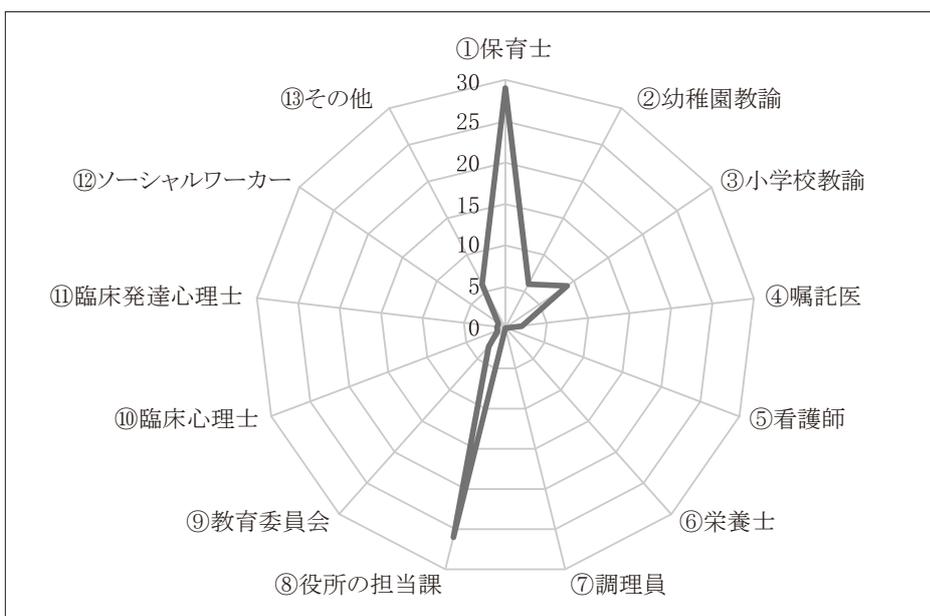


（出所）アンケート結果より筆者作成。

④地域の子育て支援

地域の子育て支援については、全体としては、保育士と役所の担当課との連携が顕著であり、それ以外の連携は極端に少ない。（図表4-20参照）これは子ども・保護者と施設の保育士との間での支援であり、それに対して役所の担当課が地域の子育て支援事業の推進や支援を行っていることが表れている。

図表4-20 地域の子育て支援に関する連携職種・機関（全体）

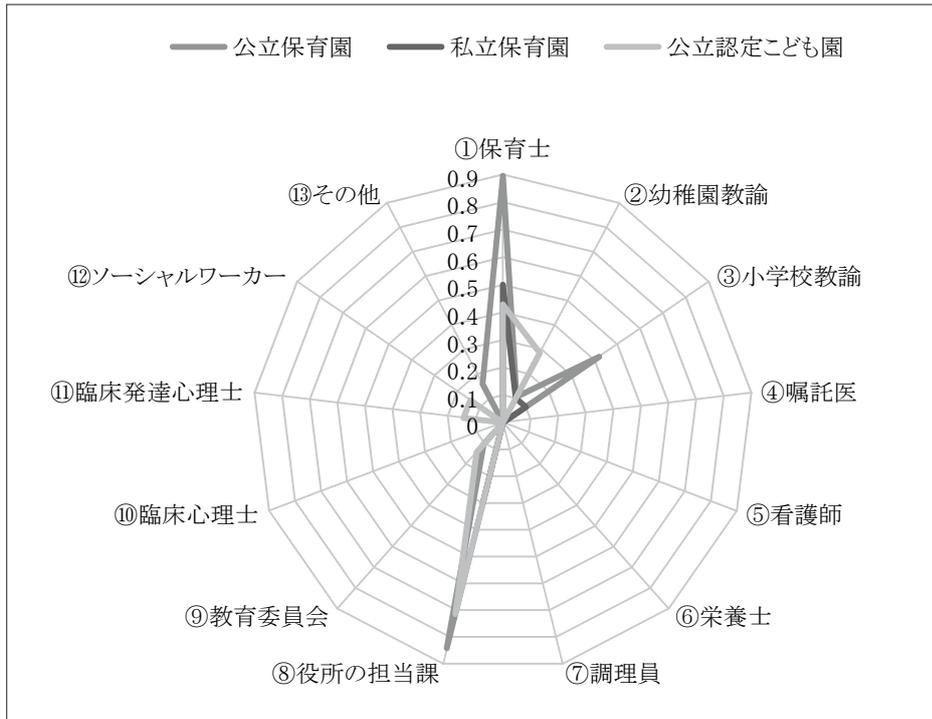


（出所）アンケート結果より筆者作成。

3. 保育者からみた連携の現状と課題—保育者のアンケートを通して—

次に施設ごとの特徴をみると、公立保育園の特徴は、保育士と小学校教諭、役所の担当課との連携が多くみられる。私立保育園の特徴は、保育士の連携は公立の半分程度の割合であり少ない。公立認定こども園の特徴は、役所の担当課との連携が顕著であり、その他は幼稚園教諭があげられ、少しではあるが、臨床発達心理士、ソーシャルワーカーとの連携もあげられている。他の施設よりも臨床発達心理士との連携が表れている。(図表4-21参照)

図表4-21 地域の子育て支援に関する連携職種・機関（施設別）



(出所) アンケート結果より筆者作成。

⑤今後連携したい職種や機関について

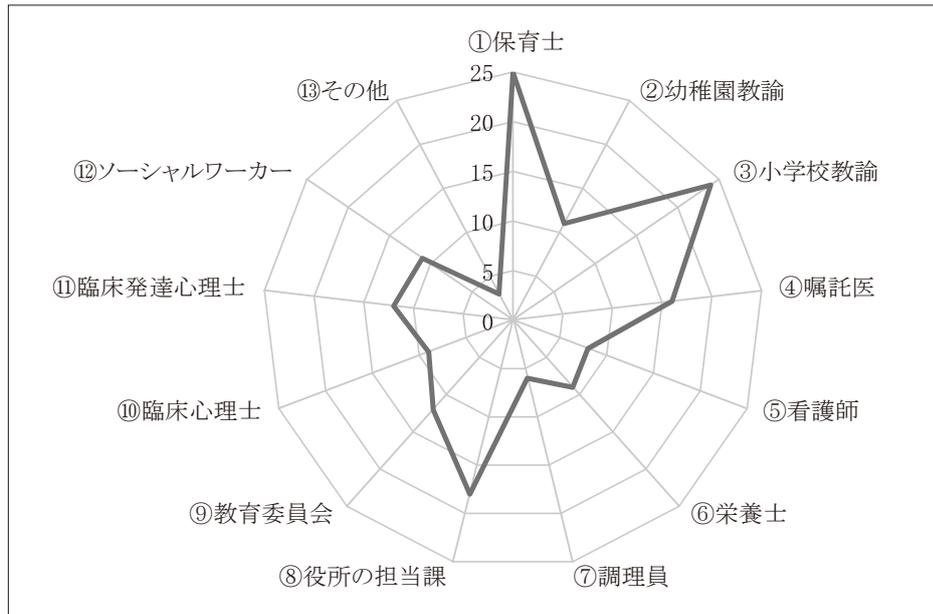
全体としては、今まで述べた①～④の事項と比較すると、全体的にレーダー値が高くなっていることがわかる。特に小学校教諭や臨床発達心理士、ソーシャルワーカー等との連携を求めている、就学移行としての小学校教諭との連携と臨床発達心理士等、発達その他気がかりな子どもの支援としての必要性が表れているものであるといえる。(図表4-22参照)

小浜市では、臨床心理士や臨床発達心理士を配置していないため、まずは、保育カウンセラーが気になる子どもを見守り、保育士と連携をして支援しその後、県の児童相談所への協力を得て、臨床心理士や臨床発達心理士への連携を図っている。保育カウンセラーは、非常勤であるが、発達支援の貴重な人材として活躍している。今後は市の臨床心理士の人材の確保が求められる。都心では、臨床心理士有資格者の就職先がなく困っていることをよく耳にするが、地方により事情が異なることの表れであるケースであるといえる。

公立保育園、私立保育園の特徴については、レーダー図の大小の違いはあるものの、ほぼ同じ形状をしており、保育士、小学校教諭、嘱託医、栄養士、役所の担当課、臨床発達心理士との連携を希望している。公立認定こども園については、2つの施設とは異なる形であるが、ソーシャルワーカーや臨床発達心理士との連携を希望していることがわかった。今後は専門職の人材確保と連携のパイプの強化が求められる。(図表4-23参照)

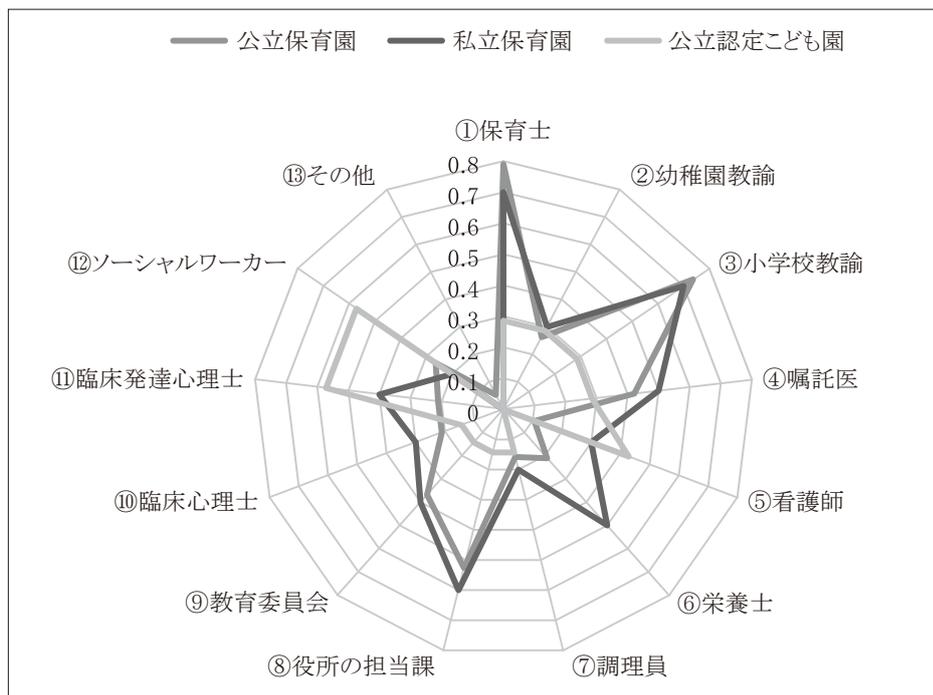
第4章 子育て支援のまちづくりと各機関の連携 ―福井県小浜市を事例として―

図表4-22 施設の機能や役割を果たすために今後連携したい職種や機関（全体）



（出所）アンケート結果より筆者作成。

図表4-23 施設の機能や役割を果たすために今後連携したい職種や機関（施設別）



（出所）アンケート結果より筆者作成。

4. 「食のまちづくり」を通じた食育の連携—保育者のアンケートを通して—

(1) 幼稚園・保育園・認定こども園の食育

①食育計画

小浜市では、幼稚園では「食の教育全体計画、年間計画」、保育園では「小浜市公立保育園食育計画」を作成している。両計画は、生き生きとした生活を送ることを基本とし、「『食を営む力』の基礎を培う」を目標に月ごとの指導計画を立て実践している。

②キッズキッチン

小浜市では、市内の幼稚園と保育園に通っている全園児を対象にキッズキッチンを行っており、「義務食育」と名付けている。本物の調理器具を用いて、親とは離れ、講師に教わりながら子ども達だけで調理をする取り組みである。この取り組みは、食材の新鮮さ大切さ、調理の大変さを実感し、食材と調理の大切さを知り、調理することの楽しさと達成感を養うものである。

また子どもたちは園での生活の中で、野菜の栽培や収穫体験、上記の「キッズ・キッチン」等の料理体験の機会の経験とともに、毎日の給食における友達や保育者との関わりの中で、食に対する興味や関心を持つようになってきている。栽培した野菜を子どもたちが家庭に持ち帰り、親と一緒に料理をするなど園での取り組みが家庭につながるよう機会を増やしている。2014年度では、「キッズキッチン」（義務食育）基礎編を5月から7月にかけて16回、270名の5歳児が体験している。「キッズキッチン」応用編は、5歳児～小学校1年生の希望者を対象として年6回行われている。

③「分つき米」の使用と農業体験の推進

小浜市では、給食で「分つき米」の使用と農業体験の推進の取り組みを行っている。健康に留意した給食を実施しており、分つき米を使用する園は、全園、健康を意識した手作りおやつは、週2回から週3回に増加した。地元（園地区）の野菜の利用については、1園から2園となった。さらに、農業体験を目的として生ごみ等を利用した土づくりを利用した元気野菜づくりについては、1園であったが現在では、全幼稚園・保育園で実施している。

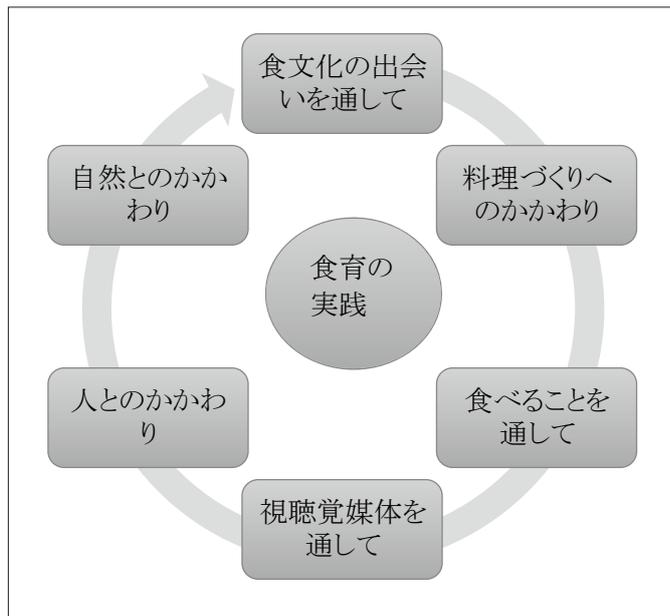
園では今後、園から出た生ごみ等を利用した土づくりや、その土を使った元気野菜の栽培体験や収穫体験を推進しようとしており、園の給食やおやつに関しても、地場産食材を活用する他、「分つき米」の導入、手作りおやつの日増加等、子どもの健康を意識した内容で提供し、子どもと保護者の両者に地場産食材のおいしさと大切さを理解してもらう方法の一つとして推進に取り組んでいる。

(2) 食育の学びとカリキュラム

「小浜市浜っ子こども園食育計画」によれば、食を営む力の基礎を培うために必要な経験の内容の観点として、食と健康、食と人間関係、食と文化、いのちの育ちと食、料理と食の5つにわかれている。さらに具体的な実践として、図表4-24のような6つの実践内容を掲げて食育に盛り込んで指導計画を作成し、日々の保育を行っている。

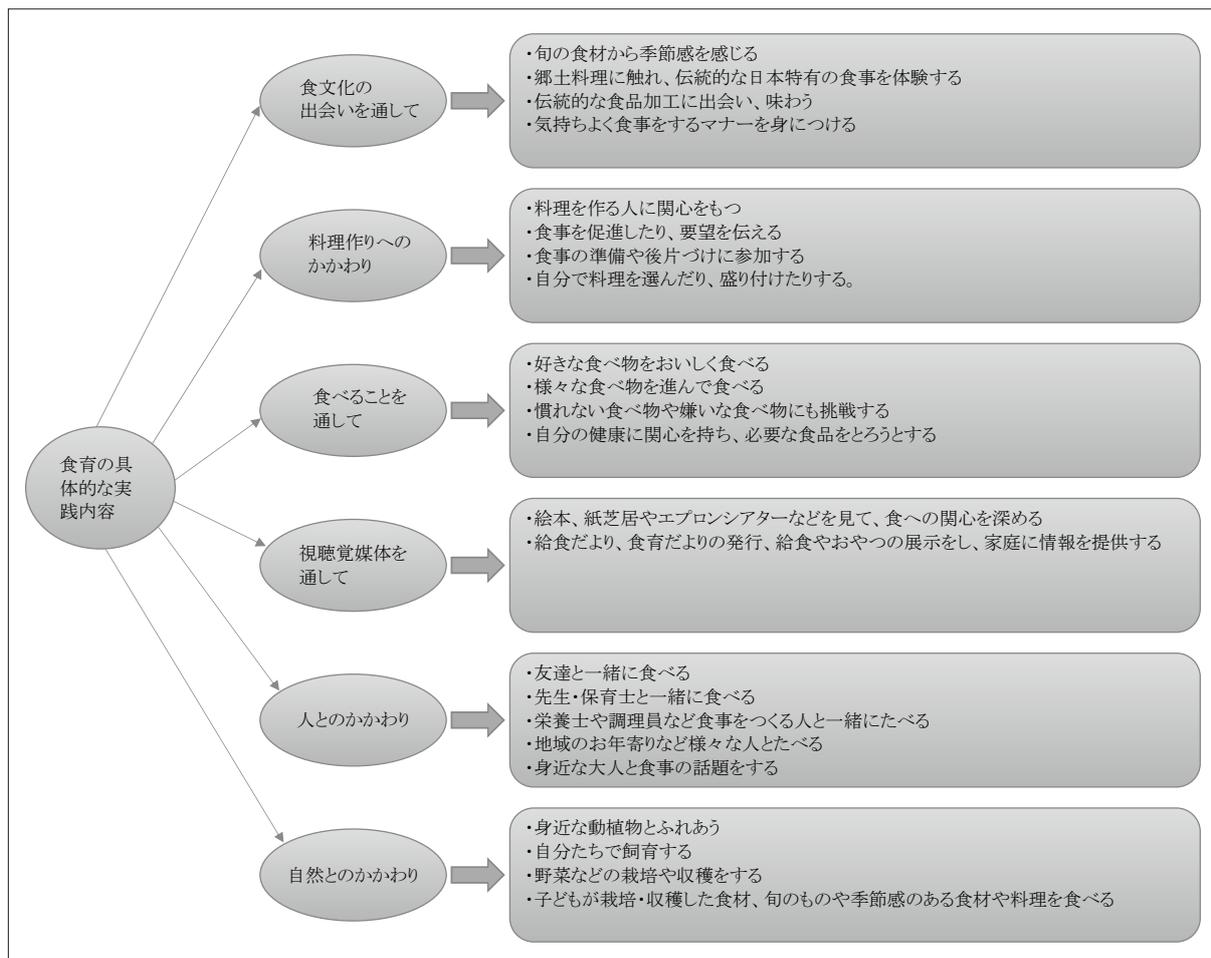
食育の実践6つに対する実践内容については、図表4-25となる。

図表4-24 食育計画の実践



(出所)「小浜市立浜っ子子ども園食育計画」により作成。

図表4-25 食育の実践内容



(出所)「小浜市立浜っ子子ども園食育計画」により作成。

(3) 義務食育後の子どもたちの活動の変化について—保育者のアンケートを通して—

小浜市の食のまちづくりの一環である全5歳児の義務食育の後の、子どもたちの活動の変化を保育者に聞いたところ、次の図表4-26の結果となった。「家庭での食事の手伝いをする」は、約半数の保育者があげている。次に「料理をすることを楽しむ、喜ぶ、興味を持つ」が32.8%、「自分たちが育てたものを収穫する喜びを味わう」が30.4%、「普段食べられないような野菜を頑張って食べようとする」が30.4%となっている。子どもたちだけで食事を作る「義務食育」の経験が子どもたちの経験として残り、食育の実践へとさらにつながっていく事例であるといえる。

図表4-26 義務食育経験後の子どもたちの活動の変化

具体的内容	割合
家庭での食事の手伝いをする	47.8%
料理をすることを楽しむ、喜ぶ、興味を持つ	34.8%
自分たちが育てたものを収穫する喜びを味わう	30.4%
普段食べられないような野菜を頑張って食べようとする	30.4%
野菜や食材の名前に興味を示す	21.7%
食べることに関心が深まり、食べるのが楽しくなってきた	17.4%
親が料理をすることに興味をもつ	8.7%
自分たちが野菜を育て、その成長に興味をもつ	4.3%
よく食べるようになった	4.3%
家庭で料理を手伝う機会をもってもらっている	4.3%
他のクラスの子と料理をする	4.3%
給食の食材についての会話や感想を給食室へ伝えに行く→感謝の気持ちをもつ	4.3%
自分が使う包丁をほしがる	4.3%
人に食べてもらうことで喜びを感じる	4.3%
お家で野菜を育てる	4.3%

(出所) アンケート結果より筆者作成。

次に、実際に保育者が「食のまちづくり」を通して、保育の中に食に関することを取り入れているものがあるかを聞いた。そこで、このアンケート結果をもとに「小浜市立浜っ子子ども園食育計画」の食育実践のカテゴリー別に①食文化の出会いを通して、②料理づくりへのかかわり、③食べることを通して、④視聴覚媒体を通して、⑤人とのかかわり、⑥自然とのかかわりに分けてみると、図表4-27の結果となった。内容をみると、①食文化の出会いを通して、⑤人とのかかわり、⑥自然とのかかわりについては97.5%とほぼ全ての園で取り入れられていることが分かった。①食文化との出会いについては、旬の食材に出会い、旬の食材について興味を持つことがあげられる。⑤人とのかかわりについては、日々の生活の中で給食を友達と一緒に食べたり、友達や家族と食事の話をしたり、給食にどのような食材が入っているかを話す等が行われている。⑥自然とのかかわりについては、野菜を栽培し、収穫する喜びを感じたり、収穫したものを自分たちで調理したり、給食に入れてもらったりの経験が取り入れられている。

次に①食文化の出会いを通して、②料理づくりへのかかわり、③食べることを通して、⑤人とのかかわり、⑥自然とのかかわりについては、47.5%とほぼ半数の園で取り入れられていることがわかった。自分たちで作ったものを収穫し、自分で調理することの楽しさを感じることがあげられている。その他にもさまざまな体験や食材についての興味、給食メニューへの興味や、給食メニューと栄養素の関係等さまざまな視点で食育が取り入れられている。

第4章 子育て支援のまちづくりと各機関の連携 —福井県小浜市を事例として—

②料理づくりへのかかわりについては、食事の準備や後片付け等、日々の生活の中に取り込まれているものも多いので、食事前後の活動についても、保育者がその意味について積極的に子どもたちに伝えていくことが大切である。

図表4-27 保育者が保育の中に取り入れている食に関する活動や工夫（カテゴリー別）

カテゴリー番号	カテゴリーの内容	割合
①⑤⑥	食文化との出会い→人とのかかわり→自然とのかかわり	97.5%
①②③⑤⑥	食文化との出会い→料理作りへのかかわり→食べることを通して→人とのかかわり→自然とのかかわり	47.5%
⑤⑥	人とのかかわり→自然とのかかわり	22.5%
①③⑤⑥	食文化との出会い→食べることを通して→人とのかかわり→自然とのかかわり	22.5%
③	食べることを通して	17.5%
①②⑤⑥	食文化との出会い→料理作りへのかかわり→人とのかかわり→自然とのかかわり	15.0%
①②③④⑤⑥	食文化との出会い→料理作りへのかかわり→食べることを通して→視覚媒体を通して→人とのかかわり→自然とのかかわり	10.0%

（出所）アンケート結果より筆者作成。

次に、カテゴリーと具体事例を対応させたものが、図表4-28となった。カテゴリー①⑤⑥の事例は、「季節の野菜を育てて、収穫する。」「地域の方に協力してもらいながら、様々な収穫を楽しむ。」と3つのカテゴリーが含まれているものであった。カテゴリー①②③⑤⑥の事例は、「野菜を育て、収穫して自分たちで作ったものを給食に取り入れたり、クッキング等を通して、食べることの楽しさを味わえるようにしている。」「保育園で育てた野菜や収穫した野菜を給食に取り入れ、食べ物への関心を高めている。」「地場で作られた食材や、旬の食材を献立に取り入れる。キッズキッチン後、自分たちで作るカレー大会や、おこのみ焼き大会など保育に取り入れ、作る喜び、みんなで食べる喜びを味わう。」「園の畑で苗から野菜を育て、ものをつくっていくことの大変さや楽しさを伝えたり、育てた野菜を収穫し、それを料理して味わうことの楽しさ、喜びを感じられるようにしている。」というものであった。カテゴリー⑤⑥の事例は、「地域の方に協力してもらいながら、様々な収穫を楽しむ。」カテゴリー①③⑤⑥の事例は、「野菜の水やり等をして育て、収穫し、給食でそれを美味しく食事する。」というものであり、保育の中に食育の実践内容を取り入れ、体験を通じた食育を行っていることがわかった。

図表4-28 保育者が保育の中に取り入れている食に関する活動や工夫の具体例

カテゴリー番号	具体的内容
①⑤⑥	季節の野菜を育て、収穫する。 地域の方に協力してもらいながら、様々な収穫を楽しむ。
①②③⑤⑥	野菜を育て、収穫して自分たちで作ったものを給食に取り入れたり、クッキング等を通して、食べることを楽しさを味わえるようにしている。 保育園で育てた野菜や収穫した野菜を給食に取り入れ、食べ物への関心を高めている。 園の畑で野菜などを育て、クッキングしている。 地場で作られた食材や、旬の食材を献立に取り入れる。キッズキッチン後、自分たちで作るカレー大会や、おこのみ焼き大会など保育に取り入れ、作る喜び、みんなで食べる喜びを味わう。 園の畑で苗から野菜を育て、ものをつくっていくことの大変さや楽しさを伝えたり、育てた野菜を収穫し、それを料理して味わうことの楽しさ、喜びを感じられるようにしている。 地域の方の畑を借りて、サツマイモを作らせてもらったり、園でとれた野菜などでクッキングや給食に入れてもらったりする。 畑で採れた野菜を子どもたちと調理して食べたり、成長する様子を見て、水やりなどに取り組んでいる。
⑤⑥	地域の方に協力してもらいながら、様々な収穫を楽しむ。
①③⑤⑥	野菜の水やり等をして育て、収穫し、給食でそれを美味しく食事する。
③	給食の食材について子どもたちに伝え、どんな野菜が入っているのかを一緒に見る。
③④⑤	食のバランス等のポスターを保育室に貼り、給食の際にどんな食材が入っていて、体の中で、どのような働きをするのか等、会話の中に取り入れる。
②③④	食に関する絵本や紙芝居、エプロンシアターなどを取り入れ、興味をもてるようにしている。
②④⑤	給食室の様子がよくわかるようにし、働いている人に感謝の心をもって食べることが出来るようにする。
②③⑤	給食の献立を伝え、その中にどんな野菜が入っているかなど、子どもたちと一緒に見ている。「おいしいね」と声をかけたり、調理して下さる人に感謝できるように話している。
①③⑤⑥	種まきから草取りまで、子どもたちと一緒にいき、育てた野菜等をたべ、関心を持てるようにした。

(出所) アンケート結果より筆者作成。

5. まとめ

小浜市は、全国に先駆けて「食のまちづくり条例」を制定し、地域にあるものを素材として、市・市民・事業者の三者が協働したまちづくりを展開してきた。そして御食国若狭おばま食文化館の施設を基軸とした「キッズ・キッチン」(義務食育)と、子どもから大人に至る迄のトータルな食育推進事業を展開した。満5歳児全てを対象とした「キッズ・キッチン」は、未来を担う子どもそしてその保護者や家族も含んだ、食文化の伝承と食の安心・安全の大切さを知る大切なまちの取り組みとなっている。

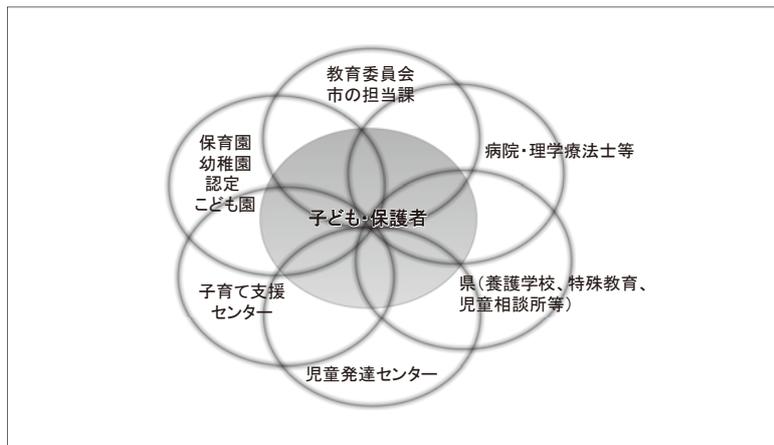
また、子育て支援については、子どもの年齢が大きくなるに従い、段階を経て、専門職や関係機関との関わりが多くなる体制がとられている。その反面、保育カウンセラーが非常勤であること、市で臨床心理士を配置していないことは人材不足であることも実状である。今後、さまざまな支援が必要となると考えると、市の担当課と教育委員会との連携はさらに重要となるであろう。また、市内レベルだけでなく、県の連携もさらに密にし、市内レベルの充実を図り県との連携に結び付けることが求められる。

第4章 子育て支援のまちづくりと各機関の連携 ―福井県小浜市を事例として―

したがって、子どもと保護者支援を考えた場合、幼稚園、保育園、認定こども園は施設の一部であり、その役割機能は、さらに多くのものが求められ、施設が他の施設や職種と連携を深め、1つの事象を3つの視点以上で支援を進めることが重要であると考え。イメージとしては、図表4-29となる。

子どもと保護者を中心として教育委員会と市の担当課との連携、病院その他の職種との連携、県（養護学校、特殊教育、児童相談所）、児童発達センター、子育て支援センター、幼稚園と保育園と認定こども園、この6つのくくりをそれぞれひとつとして、その施設が子どもと保護者についてそれぞれの役割から支援し連携することを意味している。

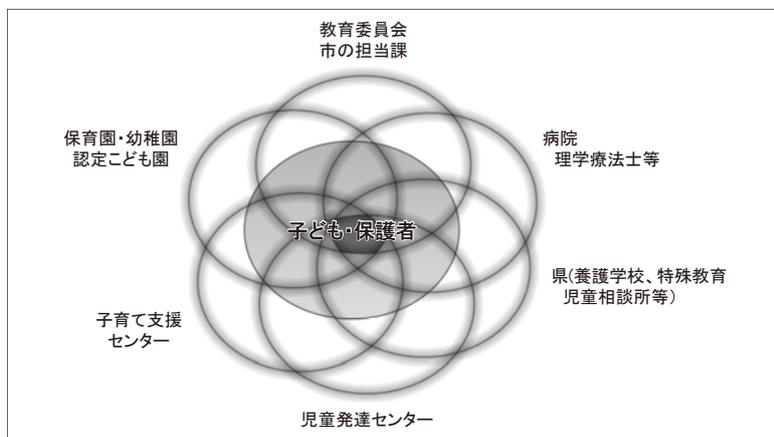
図表4-29 子育て支援機能の連携図（現在）



（出所）筆者作成。

今後の課題としては、この連携をさらに推し進め、もう一步子どもと保護者に踏み込んで子どもと保護者に関わる施設や職種が子育て支援として何ができるかをそれぞれが考え、1つの事象について3つの視点でなく、全ての機関や職種が関わるようなシステムを作り上げることが重要である。イメージ図（図表4-30）参照。そうすれば、さまざまな視点から子どもと保護者を見守り、虐待等の隠れた事象についても連絡を取り合い協力しあうことができる支援ができると考え、この子育て支援機能の連携が今後の重要な要となる。

図表4-30 子育て支援機能の連携図（課題）



（出所）筆者作成。

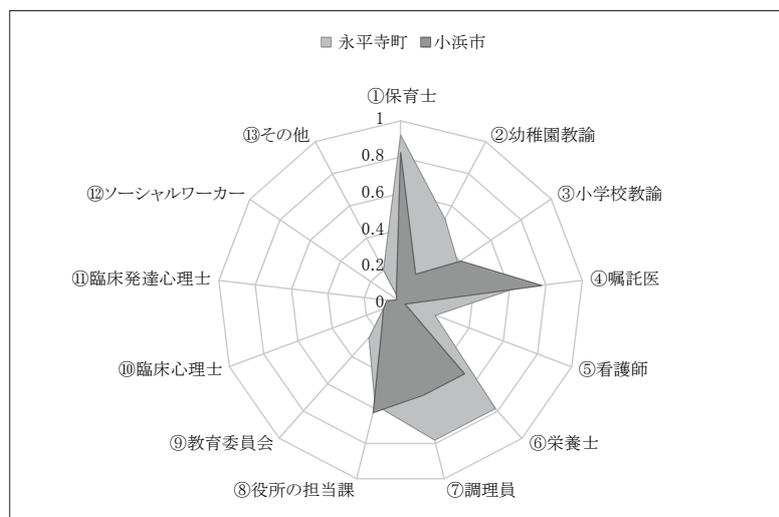
第5章 保育者による職種間の連携意識の比較 —永平寺町と小浜市の保育者アンケートを通して—

1. 子どもの安全や健康への配慮

保育者へのアンケートの中で他の職員や専門職との連携について比較し、市町村の特徴をみることにする。永平寺町と小浜市の両市町村のアンケート結果によるチャート（図表5-1）を見ると、大きさは異なるが、チャートの形は類似していることがわかる。

両市町村ともに、保育士間の連携が90%以上であり、その他嘱託医や栄養士、調理員、役所の担当課との連携が顕著である。特に永平寺町は幼稚園教諭との連携が小浜市よりも高いのは、町内の全ての園が幼保一元化（永平寺町では「幼保一元化」と言っている為、このまま使用した）されているため、幼稚園教諭と保育士の連携が必須というよりもむしろ当然のこととして行われている由縁であるといえる。また、嘱託医との連携は子どもの体調、健康面への連携といえる。いずれにしても永平寺の方が嘱託医と教育委員会を除くすべての項目で連携が高いことがわかった。

図表5-1 子どもの安全や健康への配慮



(出所) アンケート結果より筆者作成。

2. 段階に応じた成長・発達

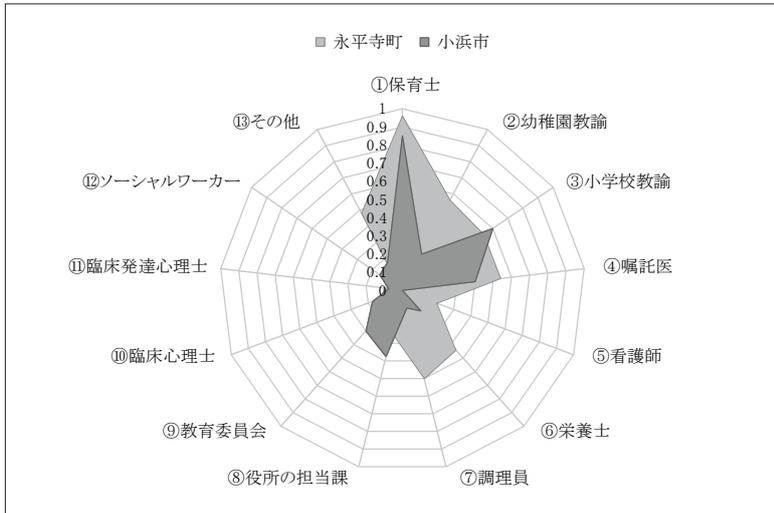
両市町村のアンケートの結果（図表5-2）を見ると、レーダーチャートの形が異なり、専門職種との関わりが異なっていることがわかる。保育士間の連携は両市町村とも高く、全体的に永平寺町が幼稚園教諭、小学校教諭、嘱託医、看護師、栄養士、調理員、ソーシャルワーカーの専門職との連携が高いことがいえる。

小浜市については、小学校教諭、教育委員会、臨床心理士との連携が永平寺町よりも高かった。教育委員会については、永平寺町は1つの課に統合されているため小浜市が高く表れたと考

第5章 保育者による職種間の連携意識の比較 —永平寺町と小浜市の保育者アンケートを通して—

えられる。段階に応じた成長・発達では、永平寺町が多くの専門側との連携を行い繋がりを持ちながら子ども・保護者支援を行っている。

図表5-2 段階に応じた成長・発達

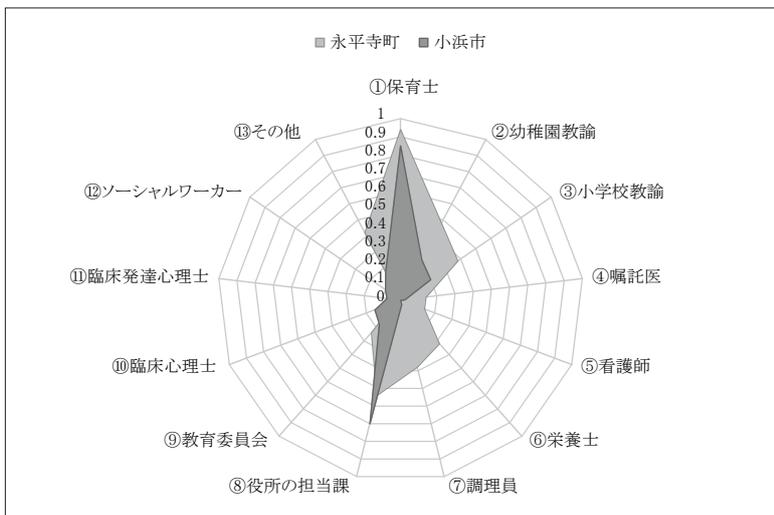


(出所) アンケート結果より筆者作成。

3. 保護者支援・家族支援

保護者支援・家族支援については、両市町村ともにレーダーチャートの形の大小の違いはあるが、ほぼ類似した形となっている。両市町村の違いは、小浜市が役所の担当課との連携が顕著に出ていることであり、保育現場と役所の担当課との連携がうまくとれていることが窺える。永平寺町では、保護者支援・家族支援については、保育士、嘱託医、看護師、役所の担当課、ソーシャルワーカーとの連携が他の専門職よりも多く連携していることが表れている。

図表5-3 保護者支援・家族支援



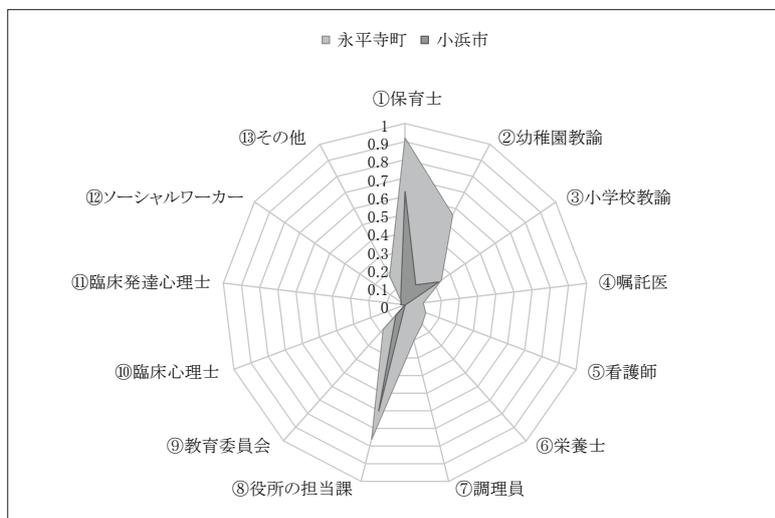
(出所) アンケート結果より筆者作成。

4. 地域の子育て支援

地域の子育て支援については、両市町村とも保育士と役所の担当課との連携が顕著に表れている。永平寺町については、小学校教諭や幼稚園教諭との連携も高く表れ、地域の子育て支援については就学前教育・保育と就学教育との連携が大切であり、それを実践していることがわかる。

小浜市では、保育士と役所の担当課との連携が顕著でそれ以外は嘱託医との連携をしていることも分かった。地域の子育て支援とは、保育現場と役所の担当課が密接な連携を行っているが、さらに必要と思われる心理・発達面の専門職の人材確保と連携も今後さらに進め、さらに地域の住民をあわせて地域の子どもを地域で育てる、「子育ての社会化」を推進することが望まれる。

図表5-4 地域の子育て支援



(出所) アンケート結果より筆者作成。

第6章 社会連帯による子育て支援への提言

子どもと保護者を支援する幼稚園・保育所・認定こども園は、市町村により偏在化している。近年、幼稚園・保育所・認定こども園の役割・機能は多岐にわたり、施設内での支援にとどまらず、他職種や多機関との連携を密接にし、支援体制を構築することが求められている。

幼稚園・保育所・認定こども園は、子どもと保護者が日々の生活の中で最も関わる基盤の施設であり、保育者は、子どもと保護者の日々の様子を見守り・支援する要の専門職である。したがって、幼稚園・保育所・認定こども園の役割・機能は非常に重要であり、今回の研究で、福井県内の地域住民とつながりの多い、市町村の子育て支援の取り組みを調べた。

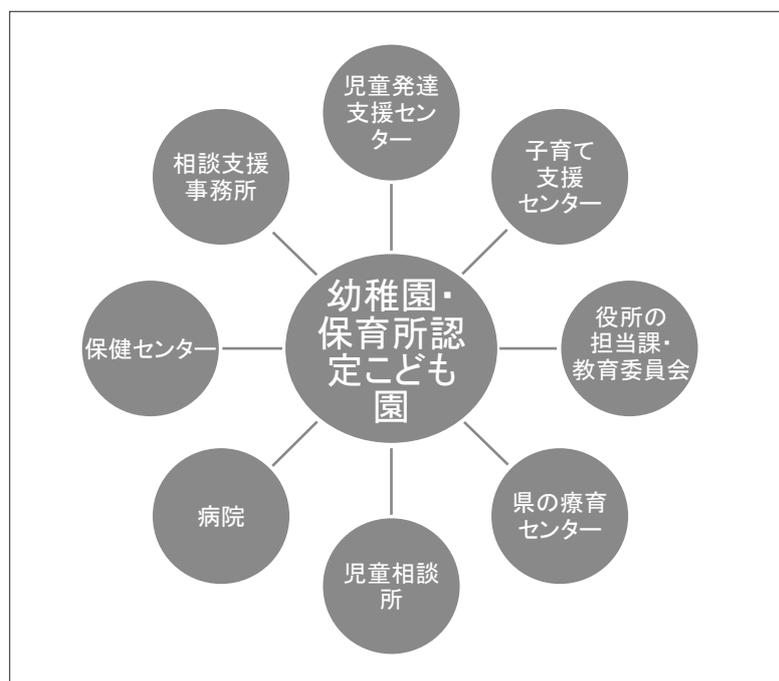
福井県は、全国でも女性の就労率が高く、三世代同居が多く、学力テストの結果も高いことから、教育水準が高く、子育てがしやすい県として有名である¹⁰。志水（2012）¹¹によれば、福井県は「第一に家庭・学校・地域における『つながり』が豊かな状態で維持されているから」と推論している。この「つながり」つまり連携の強さが福井県を支える柱となっている。そこで本研究では、3つの市町村を取り上げた。第1に全ての乳幼児施設を早期に幼保一元化し、地域の人材を活用した保育を行っている永平寺町である。第2に地域住民が地元の子どもを地元で育てるために地域の乳幼児施設の定員増を考え、幼保連携型認定こども園を開園し、連携が可能な園長を選出し、幼稚園教諭と保育士の協働を基盤として掲げた鯖江市である。第3に「食のまちづくり」を行い、子どもへの「義務食育」を行い地元住民と連携している小浜市を取り上げた。

小浜市は、「食のまちづくり」を中心とした、子どもに対する義務食育の実施、地域住民との共同作業による地産地消食材を用いた食べ物を食する、地域の方との交流により、経験や体験を通して、専門性を深め、地域住民から子どもたちが支えられ、見守られている。

保育者のアンケートによれば、保育士と役所の担当課との連携が顕著であり、非常勤の保育カウンセラーの存在が子どもの発達や成長を支援する中で大切な役割を担っていた。ただし、臨床心理士が不足しており、募集をしても有資格者がいないという点で、地域による、専門職の確保の難しさもうかがえた。しかしながら、県の療育センター等との連携が行われ、それを補完している。今後、さらなる専門職の人材確保と連携が必要である。

今回の研究にあたり、施設を中心に子どもを捉えるのではなく、子どもと保護者を中心に支援するシステムを考えることが重要であると考え方が変化した。もちろん幼稚園・保育所・認定こども園が中心となり、中継ぎ役となって専門職や他の機関との連携をとり、子どもと保護者を支えている。（図表6-1参照）

図表6-1 幼稚園・保育所・認定こども園を中心とした連携



(出所) 筆者作成。

しかし、重要なのは子どもと保護者を中心として、どのような支援が必要なのか、どのような職種との連携を促進するのかということであり、それが子どもと保護者の支援に直結する。そのため、その連携を構築することが、最終的には子どもと保護者を支援する仕組みであり、延いては、「子どもは社会で育てる」ことに繋がる。例えば、永平寺町の人材バンクによる地域の方との交流は、「交流」だけでなく、それが「経験・体験」「専門性」をすることに繋がる。さらには、地域の方の「見守り・支える」ことから、地域の方が子どもを大切にする、「町で子どもを育てる」ということに繋がるためである。

2014年では、福井県内の認定こども園は10園であり、福井県の認定こども園協会はまだ設立されていなかった。しかし、子ども・子育て支援新制度による幼保連携型認定こども園の推進等により、2015年には福井県の認定こども園協会も設立されることとなり、2015年には36園となった。

このことは、近隣の市町村、本研究でいえば永平寺町が幼保一元化の取り組みを10年以上前から行い、成功している実践例があるからである。

また、鯖江市が地域の子どものを考え幼保連携型認定こども園を開園し、園運営が円滑になるように地元出身の女性で子どもを理解している元小学校校長を選出した点も関係している。幼保連携型認定こども園や幼保一体化施設の運営は、園の幼稚園教諭と保育士との連携が一番の基盤となる。市町村が、幼稚園教諭と保育士同士が連携できるような園長を選定し、園長の方針、鯖江市でいえば「職員の協働」を基盤とした点が非常に重要なのである。

両者の連携がうまくいかないために幼保連携型認定こども園や幼保一体化施設に二の足を踏み、増設しない自治体もある。このような中で、認定こども園制度が成立する前に規制改革を用いて町の乳幼児施設を全て幼保一元化し、地区による保育サービスの格差を解消した永平寺町の功績は大きい。

認定こども園の動きについては、各都道府県、市町村により異なり、福井県内の既存の認定こ

■ 第6章 社会連帯による子育て支援への提言

ども園も他の都道府県の様子を見守りつつ、協会の設立に至った。¹² したがって、今後も幼保連携型認定こども園の開園については、都道府県や市町村の考え、さらに施設整備の建築年数や地域の子どもの人数等により、増加することも予測される。

どのような種類の施設で就学前教育・保育を行うかが重要なのではなく、どのような子ども支援・保護者支援のパッケージを専門職や地域住民と連携して町が構築できるかが、今後の子ども・保護者支援の重要な課題である。したがって、現在のまちの子育て支援の現状を現場の保育者と役所の担当課や保健センター等関連する機関が話し合い、課題をみつけ、解決できるように日々連携することが求められる。

参考資料

永平寺町保育者の皆様

お忙しい中、大変申し訳ございませんが、アンケートにご協力頂きますようよろしくお願い申し上げます。

川村学園女子大学 手塚崇子

問1 勤務先に○をつけて下さい。

- ①幼稚園 ②分園 ③子育て支援センター ④地域発達支援センター
⑤その他（ ）

問2 職種をお答え下さい。(複数回答可)

- ①保育士 ②幼稚園教諭 ③看護師 ④栄養士 ⑤調理員
⑥その他（ ）

問3 勤務年数を教えて下さい。

() 年

問4 役職に○をつけて下さい。

- ①園長 ②副園長 ③教頭 ④主任 ⑤担任 ⑥フリー
⑦子育て支援センター

問5 勤務されている施設で行っている事業に○をつけて下さい。(複数回答可)

- ①園庭解放 ②一時保育 ③子育て相談 ④課外教室 (課外活動)
⑤その他（ ）

問7 幼保一元化していることで、下記の事項についてメリットであると思われるかについて伺います。メリットと思われる程度に○をつけて下さい。

(1) 0～5歳児の就学前の乳幼児が同じ施設で援助することができる

- ①かなりそう思う ②少し思う ③普通 ④あまり思わない
⑤まったく思わない

(2) 異年齢交流ができる

- ①かなりそう思う ②少し思う ③普通 ④あまり思わない
⑤まったく思わない

(3) 親の就労に関わらず、地域の子どもが同じ教育・保育を受けることができる

- ①かなりそう思う ②少し思う ③普通 ④あまり思わない
⑤まったく思わない

(4) 小学校への移行がスムーズである

- ①かなりそう思う ②少し思う ③普通 ④あまり思わない
⑤まったく思わない

(5) 担当が変わっても、保育者が0～5歳児の様子が理解できる。

- ①かなりそう思う ②少し思う ③普通 ④あまり思わない
⑤まったく思わない

問8 幼保一元化していることで、下記の事項について工夫しているか○をつけてください。

(1) 長期休暇（夏休み等）の場合、子どもによって経験を共有できないときがある。

- ①工夫している ②少し工夫している ③普通 ④あまりしていない
⑤全くしていない

■ 参考資料

(2) 子どもの午睡と登園の時間について

- ①工夫している ②少し工夫している ③普通 ④あまりしていない
⑤全くしていない

(3) 保護者を伴う行事の日程

- ①工夫している ②少し工夫している ③普通 ④あまりしていない
⑤全くしていない

問 9 地域の人材活用による活動について伺います。

(1) 地域

人材活用の活動は子どもにとってどのようなものだと思いますか。

(2) 地域人材活用の活動を通して地域で取り組んでいることや子どもや保護者が活動しているものがあれば教えてください。

(3) 地域人材活用の活動の影響を受けて、保育者が保育内容に取り入れたりすることがあれば教えてください。

問 10 さいごにもっと協力・連携したい職種や施設・機関等がありましたら、ご記入ください。

保育者の皆様

「社会連帯で子どもを育てる」ということを現場の保育者の皆様のご意見を伺いながら研究しております。

小浜市の子育て支援につきまして、現場の保育者の皆様に子どもと保護者との関わりの中で連携していること等を教えて頂きたいと存じます。

お忙しい中、大変申し訳ございませんが、アンケートにご協力頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

問1 勤務先に○をつけて下さい。

- ①公立保育園 ②私立幼稚園 ③公立認定こども園
④子育て支援センター ⑤地域発達支援センター ⑥その他（ ）

問2 職種をお答え下さい。（複数回答可）

- ①保育士 ②幼稚園教諭 ③看護師 ④栄養士 ⑤調理員
⑥その他（ ）

問3 勤務年数を教えて下さい。

（ ）年

問4 役職に○をつけて下さい。

- ①園長 ②副園長 ③教頭 ④主任 ⑤担任 ⑥フリー
⑦子育て支援センター

問5 勤務されている施設で行っている事業に○をつけて下さい。（複数回答可）

- ①園庭解放 ②一時保育 ③子育て相談 ④課外教室（課外活動）
⑤その他（ ）

問6 下記の事項について他の職員や職種と連携しているかについて、
①～⑤を選んで下さい。

(1) 子どもの安全や健康への配慮

- ①保育士 ②幼稚園教諭 ③小学校教諭 ④嘱託医 ⑤看護師
 ⑥栄養士 ⑦調理員 ⑧役所の担当課 ⑨教育委員会 ⑩臨床心理士
 ⑪臨床発達心理士 ⑫ソーシャルワーカー（精神保健福祉士・社会福祉士）
 ⑬その他（ ）

(2) 段階に応じた成長・発達

- ①保育士 ②幼稚園教諭 ③小学校教諭 ④嘱託医 ⑤看護師
 ⑥栄養士 ⑦調理員 ⑧役所の担当課 ⑨教育委員会 ⑩臨床心理士
 ⑪臨床発達心理士 ⑫ソーシャルワーカー（精神保健福祉士・社会福祉士）
 ⑬その他（ ）

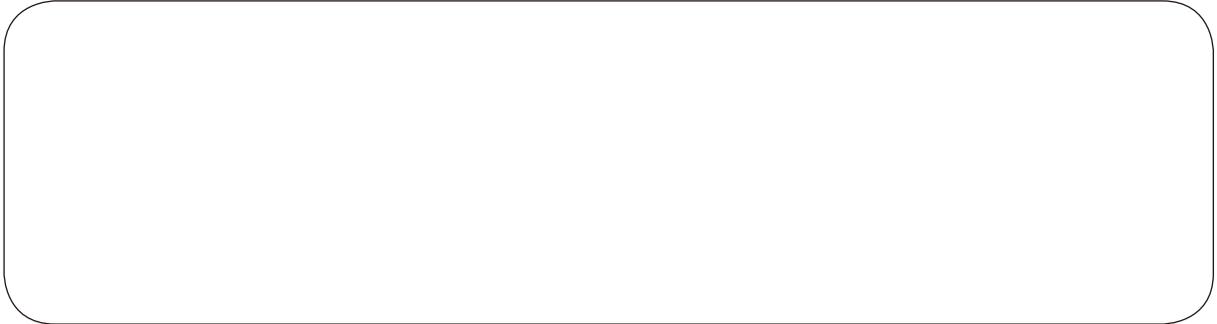
(3) 保護者支援、家族支援

- ①保育士 ②幼稚園教諭 ③小学校教諭 ④嘱託医 ⑤看護師
 ⑥栄養士 ⑦調理員 ⑧役所の担当課 ⑨教育委員会 ⑩臨床心理士
 ⑪臨床発達心理士 ⑫ソーシャルワーカー（精神保健福祉士・社会福祉士）
 ⑬その他（ ）

(4) 地域の子育て支援

- ①保育士 ②幼稚園教諭 ③小学校教諭 ④嘱託医 ⑤看護師
 ⑥栄養士 ⑦調理員 ⑧役所の担当課 ⑨教育委員会 ⑩臨床心理士
 ⑪臨床発達心理士 ⑫ソーシャルワーカー（精神保健福祉士・社会福祉士）
 ⑬その他（ ）

問9 保育の中で、地域とのつながりや関係機関との関わりがありましたら、具体的に教えてください。



※ご協力、ありがとうございました。

参考文献

- 一般財団法人日本総合研究所（2014）『全47都道府県民幸福度ランキング』日本ユニシス総合技術研究所
- 太田あや（2009）『ネコの目で見守る子育て』小学館
- 小浜市企画部食のまちづくり課（2009）「小浜市元気食育推進計画」
- 小浜市（2006）「小浜市立保育園統廃合及び民営化経営」
- 小浜市（2010）「小浜市立保育園統廃合及び民営化経営」（後期）
- 中田典子（2010）「御食国若狭おばまの生涯食育」『Consultant』、（社）建設コンサルタンツ協会（2010.4）
- 小浜市『元気食生活実践ガイド』
- 小浜市（2012）『小浜市立浜っ子こども園食育計画』
- 財団法人ハイライフ研究所（2007）『家庭の食育を支援する社会サービスに関する研究調査報告書』
- 笹本憲子（2014）「幼保連携型認定こども園を目指して」『初等教育資料』第903号、pp90-91.
- 志水宏吉・前馬優策（2014）『福井県の学力・体力がトップクラスの秘密』中公新書クラレ
- 志水宏吉・高田一宏編（2012）『学力政策の比較社会学〔国内編〕』明治図書
- 松岡町（2003）『資料松岡町の幼児教育』
- 松岡町子育て室（2003）『幼児教育の改革《幼・保一元化のあゆみ》』
- 松岡町教育委員・松岡町体験活動・ボランティア活動支援センター（2003）『まつおか学習支援人材バンク』p14.
- 松原淳一（2012）『福井の経済—福井県はなぜ豊かなのか』晃洋書房
- 豊小学校等改築期成同盟会・幼保委員会（2012）『ゆたかこども園開園記念』

-
- ¹ 平成16年度に行われた三位一体改革により、公立保育園の施設設備補助金は廃止された。そのため、自治体が新しい施設を整備する際は、すべて持ち出しとなるため、建替時期にあわせて、公立保育園から民営化になるケースが増えてきている。
- ² 幼保一元化とは、本来幼稚園と保育所の管轄省庁や制度の一元化をさすが、永平寺町については、「幼保一元化」と名称しているため、「幼保一元化」と表記することとする。
- ³ 松岡町子育て室（2003）『幼児教育の改革《幼・保一元化のあゆみ》』、pp117.
- ⁴ 松岡町子育て室（2003）先掲。
- ⁵ 松岡町（2003）『資料松岡町の幼児教育』、p4.
- ⁶ 幼稚園と保育所の制度や管轄省庁を一元化することを幼保一元化というが、幼保一体化とは、制度や管轄省庁は一元化されていないが、同じ施設の中で、幼稚園児と保育所児を保育することを幼保一体化という。省都用の幼稚園と保育所を同じ施設の中
- ⁷ 東京都内のある認定こども園では、開園当初、幼稚園教諭は保育のコアの時間（通常保育）の時間の勤務であり、保育士のみが早番と遅番を行っていた。同じ施設内で働いていても勤務時間が異なることは連携の摩擦の要因となった。
- ⁸ その土地で生産されるものを食べるのが最も体に良いということである。
- ⁹ 小浜市の保育カウンセラーは、養護学校の免許を持ち経験のある者である。
- ¹⁰ 一般財団法人日本総合研究所（2014）『全47都道府県民幸福度ランキング』日本ユニシス総合技術研究所。
- ¹¹ 志水宏吉・高田一宏編（2012）『学力政策の比較社会学〔国内編〕』明治図書。
- ¹² 例えば、茨城県では2014年度に各私立幼稚園に県庁から「認定こども園への移行」を呼びかける通知が届いた

ことを受け、2014年茨城県内の私立の幼保連携型認定こども園は91園であったが、2015年に152園へと幼保連携型認定こども園への移行を行った経緯がある。

〈執筆略歴〉

手塚 崇子（てづか たかこ）

川村学園女子大学教育学部幼児教育学科専任講師。博士（経済学）
専門は、保育行財政、子育て支援、幼保一体化及び認定こども園。
川村短期大学保育科卒業、専修大学商学部商業学科卒業、同大学大
学院経済学研究科修士課程修了。修士（経済学）。同大学大学院商
学研究科修士課程修了。修士（商学）。同大学大学院経済学研究科
博士課程満期終了退学。博士（経済学）学位取得。

著書：

『幼保一体化施設の運営と行財政 ―就学前教育保育の一元化を
めぐって』（専修大学出版局、2014）。

主な論文：

『過疎地における幼保一体化施設の財政分析―和歌山県白浜町
「幼保一元化施設白浜幼児園」を事例として』（保育学研究 48(2),
225-236, 2010)

『旧公立幼稚園と幼保一体化施設の財政比較―群馬県六合村「六
合こども園」を事例として』（乳幼児教育学研究(19), 121-132,
2010)

『幼保連携型認定こども園の行財政と経営―過疎地M町を事例と
して』（川村学園女子大学研究紀要 25(2), 51-70, 2014)

社会連帯における子育て支援の役割機能
—幼稚園・保育所・認定こども園の役割機能—

2016年8月

発行 ■ 一般財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会
〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-11-17
ラウンドクロス新宿5階
TEL: 03 - 5333 - 5126
FAX: 03 - 5351 - 0421

印刷 ■ 太平印刷株式会社

全労済協会「公募研究シリーズ」既刊報告誌

(所属・役職は発行当時です。)

⑤1 『地域産業創造の三点セットとその可能性 震災復興の手がかりとして』 2016年7月

代表研究者 東北福祉大学教授 齊藤 幹雄

- 本調査研究では、雇用の場の創出をはじめとする震災被災地復興への道筋について考察した。「地域産業創造の三点セット」と称する概念図式・分析視角によって、地域産業の課題と方向を示した。「三点セット」とは、天然資源、技術力、流通（マーケティング力）を指す。三点セットをもとに、被災地復興を含めた全国各地の地域産業の可能性について考察した。

⑤0 『社会保障の規範的基礎としての勤労に関する研究』 2016年5月

北海道大学公共政策大学院教授 西村 淳

- 近年、経済の長期低迷の中での少子高齢化等により、増加する社会保障給付とそのための負担に支持を得られにくい状況になってきており、このような状況下、社会保障の負担を誰が何のためにするのかという観点から、社会保障の権利の基礎が改めて問われている。本研究では、社会保障の規範的基礎とそれを実現していくための方法論について、「参加・貢献支援原則」「多様性原則」「公的責任原則」「納得原則」の4つの観点からまとめている。

④9 『コミュニティ経済に関する調査研究』 2016年5月

京都大学こころの未来研究センター教授 広井 良典（研究代表者）

- 近年、地域経済活性化の議論が活発な一方、コミュニティの希薄化が問題となっている。本研究では、資本主義の流れの中で切り離されていったコミュニティと経済の関係を再び結びつける「コミュニティ経済」をコンセプトとして、自然エネルギー、伝統文化、農業、福祉・ケア、商店街、都市・農村、若者の各分野での実際の取り組みについて考察した。

④8 『自立的就労支援策としての福祉と交通の政策リンケージ

—アメリカ「福祉改革法」施行後15年の政策事例にもとづく日本への示唆—』 2016年4月

大月市立大月短期大学准教授 堀 武郎（研究代表者）

- 本研究では、1998年にアメリカで開始された、貧困層を対象とした通勤支援プログラムの現状と課題についてシカゴの事例調査・分析を行い、我が国に比べて再分配政策が制約された社会であり、「自由」獲得のための「自立」を促進させるアメリカ的な福祉改革の下でも、福祉政策を通じた貧困対策に乗り出そうとする政府の積極的な姿勢が確認されることを明らかにしている。

④7 『公的扶助の機能評価 ～東日本大震災被災地での調査研究～』 2016年4月

九州保健福祉大学社会福祉学部助教 日田 剛

- 東日本大震災から5年が経過し、災害公営住宅等への入居が進んでいるとのニュースが取り上げられる一方、いまだ仮設住宅暮らしを余儀なくされる方々が多数存在する。本研究では、被災者を支援する各種制度に公的扶助の概念をあてはめ、仮設住宅入居者へのアンケート等を通じ、それらが被災地でどう機能したか、また制度が今後、どのようにあるべきかを考察している。

④6 『協同社会運動の主体形成を促す史的視野の研究：新たな協同社会運動史教育を目指して』 2016年4月

早稲田大学社会科学総合学術院教授 篠田 徹

- 本研究では、人類の歴史の根底には「絆の広がる社会づくり」の活動があり、現在の日本社会におけるその担い手として、労働組合、協同組合およびNPO等の「協同社会運動」に期待される役割は大きいとしている。これら「協同社会運動」に改めて注目して、過去の教訓を取りまとめたのが本報告書である。

- ④⑤ 『東日本大震災における緊急雇用創出事業の意義と効果の検証』 2016年3月
 関西大学社会安全学部教授 永松 伸吾
- 東日本大震災の発災後、政府は緊急雇用創出基金事業として、被災者を災害対応や復旧・復興のための事業に雇用するプログラムを用意した。本研究では労務データとインタビュー調査により、どのような人々が緊急雇用に従事したのかを明らかにして、同事業の評価を試みた。そして、今後の巨大災害に向けた雇用対策のあり方について考察した。
- ④④ 『異世代ホームシェア事業を基軸とした地域パートナーシップ構築に向けた実践的研究』 2016年2月
 福井大学大学院工学研究科准教授 菊地 吉信
- 本研究は、高齢化が進む日本社会における高齢少人数世帯の孤立問題について、高齢世帯が持つ空き部屋を有効活用する「異世代ホームシェア事業」に着目し、海外の事例を中心に調査し日本の特に地方都市での展開について検討した。また、日本で実際に異世代ホームシェア事業をパイロット事業として行い、システム構築に向けた課題を明らかにした。
- ④③ 『東日本大震災以降の子育てネットワークの形成過程 ～子育ての「現在」を問い直す～』 2015年12月
 熊本大学教育学部講師 増田 仁
- 本研究は、災害時の子育てに焦点を当て、東日本大震災以降の子育てネットワークの在り方を実証的に検討し、分析した。具体的には、関東から避難した人、しなかった人、福島県の仮設住宅で生活を営む人にインタビューを行い、災害時にそれぞれの立場で形成される、子どもを契機とした新たな子育てネットワークについて考察している。
- ④② 『若者のキャリア形成における社会関係の役割 ～女子大生の将来展望と重要な他者～』 2015年8月
 立命館大学教育開発推進機構講師 土岐 智賀子
- 本研究は、女子大学生を対象にインタビューを行い、彼女たちの大学生という職業キャリア探索期における社会関係の特徴と将来展望、キャリア形成に関する重要な他者との出会いの場について調査した。そして、若者に対する適切な自立支援と社会的な絆のあり方、ソーシャル・キャピタルの醸成機関としての教育機関の可能性を考察している。
- ④① 『職場の絆と企業人の意識転換による生活習慣改善とうつ病発症予防の試み』 2015年7月
 東京大学大学院教育学研究科教授（健康教育学分野） 佐々木 司（研究代表者）
- 本研究は、社会全体で問題となっているうつ病について、企業の「常識・文化」を転換することで、勤労者相互の理解と協力による生活習慣改善を進め、うつ病予防を促進することを目的としている。具体的には、日常生活での適切な運動、睡眠、休憩・休息などの習慣が抑うつ症状と有意に関連することを明らかにした上で、企業・勤労者への健康教育による生活習慣改善とうつ病予防効果を検証した。
- ④⑩ 『ソーシャルビジネスによる震災復興モデルの創造 ～志の連鎖に基づく協同社会の提案～』 2015年6月
 宮城大学事業構想学部教授（副学部長） 風見 正三
- 本研究は、東日本大震災で顕在化した東北地方における社会課題（生活環境の整備、地域産業・雇用の創出）を解決するための「震災復興モデルの実証研究」である。
 行政主導の震災復興事業だけでは地域の持続的な発展は難しく、これまでの研究に裏付けられた、地域主体の「ソーシャルビジネス」・「コミュニティビジネス」の視点から、真の豊かさを実現するための地域経済循環モデルの具現化を提示するとともに提言している。
- ③⑨ 『絆の広がる社会づくり：地域連携型高齢者ケアを目指した多職種連携のための協議会活動を促進する要素と求められる施策』 2015年4月
 特定非営利活動法人日本医療政策機構研究員 窪田 和巳（研究代表者）
- 東日本大震災の被災地の保健医療システム復興に向け、「石巻医療圏健康・生活復興協議会」が構築した「多職種連携モデル」に注目し、関係者へのインタビュー調査から実態を把握し活動を促進する要素を明らかにした。その上で、多職種連携によって地域住民の生活を支えるための3つの施策を提言している。

全劳济协会